

第四章 一五年戦争下の神戸



昭和13年の水害(三宮駅付近)

第一節 経済の発展と国際海港都市神戸の形成

第二節 都市政治構造の変容と再編

第三節 都市社会矛盾の顕在化

第四節 戦時支配体制の確立

第五節 戦争への国民動員と敗戦

第一節 經濟の發展と國際海港都市神戸の形成

1 昭和恐慌と神戸經濟

慢性不況下 一九二〇年代の資本主義世界はアメリカの援助によってヨーロッパ資本主義が復興を開始するのと同時に、いわゆる「相対的安定期」を迎えることになった。これに対し、第一次世界大

戦期に急激に膨張した日本經濟は、戦争が終わるとその好況も長くは続かず、慢性的な經濟不況に直面することになった。すなわち、大正九（一九二〇）年に入ると物価は下落し、銀行の取り付けや企業の倒産が続出し、いわゆる戦後恐慌が発生したが、これは一九二〇年代の日本經濟の混迷の前触れをなすものであった。

大正十一年には全国的な銀行の取り付け事件が起こり、翌十二年には関東大震災で京浜地域が大打撃を受けた結果、震災恐慌が発生した。こうしたうち続く恐慌に、政府は日本銀行や日本興業銀行など特殊銀行の救済融資を基調として經濟の立て直しを図った。しかしこのことは大戦中に「水ぶくれ」した日本經濟の構造をそのまま持続させる結果となり、企業整理・合理化の課題を先送りすることになった。それだけでなく貿易においても入超による貿易の不均衡が恒常化し、それはまた、為替の低落や動揺をもたらすことになり、

貿易不振を助長した。

こうした慢性的不況のもとで昭和二（一九二七）年に入ると、震災手形の処理問題を直接的契機として金融恐慌の発生をみるにいたったのである。とくに同年三月の帝国議会における片岡直温蔵相の失言は、恐慌の導火線となるに至り、銀行の倒産が相次いだ。なかでも台湾銀行と鈴木商店の癒着がはっきりし、台湾銀行の窮状が明らかになると、政府は同行の鈴木商店への新規貸出を禁止した。その結果、金融的後ろ盾を失った鈴木商店は四月五日に一切の取引を停止し、事実上倒産した。そして台湾銀行も政府の緊急勅令による日銀からの特別融資による救済策が枢密院で否決されたことによって、休業に追い込まれたのであった。それと同時に、関西の有力銀行であった近江銀行も取り付けにあい、休業した。この有力二銀行の休業は金融界に深刻なショックを与え、全国的な銀行取り付けを引き起こすことになったのである。

このような戦後恐慌から金融恐慌にいたる慢性的な経済不況は神戸経済にも深刻な影響を与えることとなった。すなわち、神戸商工会議所が編纂した『神戸商工情勢』（昭和四年）は、この時期の神戸経済の状況について次のように述べている。

大正九年の初春急激なる財界反動に遭遇し、各製品を通じ何れも一割乃至六割方の急落を演じ、金融業者の警戒は益々厳を加へ、ここに金融梗塞の状態を呈し各工場斉しく金融難に陥った。即ち、原料買約に依る損失、製品の不売れ等にて勢ひ休業の止むなきに至れる工場が続出した。かくして一般物価の低落と共に不景気は愈々深刻化し失業者の続出に依り労賃問題は益々八金敷くなった。（略）殊に特筆すべきは大正十年七月に於ける川崎、三菱両工場の労働争議である。其の参加せる職工三万人を越え、其の

間に於ける関係工場は造船注文の手控へ或は修繕船舶の入港減、出入人夫の困惑等より来る損失の莫大であった計りでなく、一般市民の不安と迷惑は尠からざるものがあった。爾来一般工業界別けても造船、鉄工業には整理を要するものがあつたにも拘わらず、何れも設備の運用と職工維持に汲々たる観があつた。

又我が神戸市の伝統的工業である燐寸事業は従来唯一の市場であつた支那に於て斯業の発達と共に漸く輸出減退を迎れる折柄、戦後外国燐寸の勃興に依つて影響を受け、遂に当地日本燐寸製造会社は瑞典系スウェーデンの投資を容るる運びとなつた。かくて世界生産額の四分ノ一、蘇スウェーデン西以東の販路独占を以て誇りし我が燐寸工業も漸く其の影を薄うするに至つた。(略)

越えて昨昭和二年に於ける未曾有の金融恐慌に際し、端なくも窮状を暴露せる川崎造船所の事業整理は、単り同社のみならず直接間接下請負工業にも甚大なる影響を及ぼした。夫れと同時に鈴木商店の破綻は之亦同直系傍系の諸工場に累を及ぼし我が神戸工業界に尠からざる動搖を來たしたのである。

このように震災手形の処理を動因として発生した金融恐慌

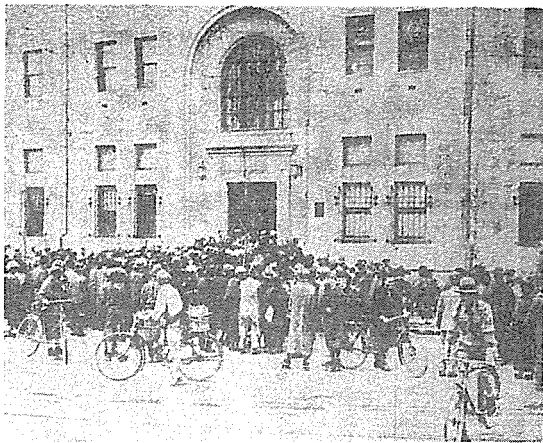


写真 55 銀行取付け騒ぎ(『神戸新聞』昭和2年4月22日)

は、神戸経済にも大きな打撃を与えた。すでに戦後恐慌や震災恐慌で打撃を受けていた鈴木商店は倒産に追い込まれ、昭和二年四月八日には、鈴木商店が大株主であった六十五銀行も休業した。また、神戸製鋼所もその余波を受けて、六〇〇万円の負債を背負い資本金を半額に削減するなど緊縮方針を余儀なくされた。

さらに四月二十一日には十五銀行が休業に追い込まれた。このことは十五銀行と密接な関係をもっていた川崎造船所の金融難と経営危機をもたらしことになった。神戸経済の重工業の中心をなしていた造船業を一方で担っていた川崎造船所の経営危機は、従業員約一万二千人、家族など含めると約六万人に及ぶ人々（当時の神戸市人口の約一〇％）の生活問題を生ぜしめることになり、神戸市にとっても重大な社会問題となるに至ったのである。そのため神戸市では昭和三年九月の市会で三〇〇万円に及ぶ特別融資を行うことを決定した。神戸市が一企業のためにこのような巨額な融資を行うことは初めてのことであった。

金融恐慌によるこのような神戸経済の混乱は、神戸経済の特徴をなしていた中小工業にも大きな打撃を与えることになった。「昭和二年ニ至リ財界ノ不況深刻ヲ極メ、其ノ結果、中小工場ノ閉鎖スルモノ相踵デ起リ、昭和三年中ニ於テモ引続キ好転ヲ見ズシテ推移シタリ」（神戸市役所商工課『神戸市商工要覧』昭和五年刊行）という状況にあったのである。

また、金融恐慌以降我が国の貿易は大きな打撃を受けたが、神戸市においても貿易額は激減をみた。とくに神戸では横浜の震災恐慌からの復興と中国における日貨排斥運動が起こったために、その傾向は一そう顕著であった。まず、輸出货量についてみると、昭和三年の一三七万トンが四年には一〇二万トン、五年には九八万トン、六年には八八万トンへと急減した。内国貿易金額の減少はさらに目立った。移出は四年の六億五

四四五万円から六年には二億五六〇四万円に減少し、移入も同時期五億四〇四一万円から二億四二九四万円へと減少したのである。

さらに金融恐慌以降のこのような神戸経済の沈滞は、神戸市財政にも影響し、昭和二年を契機に歳入は減少し、六年の歳入は二年の六二・五％台にまで落ち込んだのであった。

昭和恐慌の影響

田中政友会内閣が張作霖事件によって辞職した後の昭和四年七月、民政党の浜口内閣が成立した。浜口内閣は「十大政綱」を掲げたが、その中心は経済政策であり、「財政の整理緊縮」「非募債及び減債」「金輸出解禁」政策の実施を打ち出した。なかでも金解禁政策は井上準之助蔵相のもとで、内閣の命運を賭けた経済再建のための最重要政策とされた。井上はその準備として経費の節約、非募債主義、官吏の減俸を実行した。徹底した緊縮政策によって物価を下げ、生産コストの低減を図り、産業の整理と合理化を実施して、国際競争力をつけ、貿易の収支を均衡させるというのが井上の狙いであった。こうして昭和

9	10	6年 4年%
859	870	99.2
62,073	67,376	86.9
36,737	41,442	65.8
79,060	91,089	58.3
79,154	82,164	51.9
98	99	97.4
79	89	62.5
543	600	51.1
126.33	105.15	84.2
1.95	2.02	90.3

表記。
価格を基準とする。

和五年一月十一日を期して金解禁が断行されたのである。しかし、この金解禁政策は予想に反して景気の回復をもたらすことなく、むしろ正貨の急激な国外流出と物価の急激な下落により、不況はむしろ深刻の度を加えた。その原因は昭和四年十月にアメリカにおける株式の崩落を契機に発生した世界恐慌とわが国の経済

第一節 経済の発展と国際海港都市神戸の形成

表 182 昭和初期の神戸経済諸指標

項目	年次	昭和2	3	4	5	6	7	8
工場数		406	430	869	896	862	858	833
職工数		49,313	51,555	55,702	51,097	48,428	48,227	55,307
生産額		26,131	27,306	34,084	33,503	22,440	24,529	31,774
輸出額		70,572	63,141	70,189	52,317	40,901	49,930	65,053
輸入額		96,619	87,873	88,233	56,364	45,773	53,564	64,112
卸売物価指数		80	79	77	89	75	83	98
小売物価指数 (白米)		116	102	100	89	64	70	70
手形交換高		607	625	622	445	318	352	465
長期売買株式 1株平均価格		97.44	119.98	97.36	71.42	81.93	102.21	123.37
労働賃金1日平均		2.06	2.04	2.06	1.97	1.86	1.78	1.98

(注) 株式1株平均価格および労働賃金1日平均の単位は円、その他の金額は手形交換高を含め万円位まで
卸売物価指数は昭和4年以前は大正9年7月の平均価格を基準とし、それ以降は昭和4年12月の平均
小売物価指数(白米)は昭和4年の平均価格を基準とする。

資料:『神戸市統計書』

力の脆弱さにあった。こうしてわが国はのちに昭和恐慌といわれる未曾有の経済不況に襲われることになったのである。その責任を取って民政党内閣が退陣した後、昭和六年十二月に政友会の犬養内閣が成立した。高橋是清蔵相は直ちに金輸出再禁止を実行し、これにかわる公債発行を軸とする財政インフレ政策を実施した。この高橋財政は同年九月に勃発した満州事変とあいまって、日本経済の軍需インフレ化を加速することになったのである。

それではこのような昭和恐慌は神戸経済にいかなる影響を与えることになったのだろうか。この点について次にみてみよう。

まず、表182をみてみよう。これは昭和恐慌を挟む前後の時期における神戸市の経済諸指標を『神戸市統計書』から作成したものであるが、明らかに工場数、職工数と労働賃金を除くすべての分野において、昭和六年が最低の数値を示している。全国的な動向と

同様に、この年に神戸経済への昭和恐慌の影響が最も強く現れたことがわかる。

とくに昭和恐慌の発生する前年の昭和四年に比べて、工業生産額と輸出入額の落ち込みが大きく、神戸経済への恐慌の打撃の深刻さが示されているといえよう。

貿易の動向については後にみるので、ここでは工場数・職工数と工業生産額の推移について若干検討しておこう。工場数については、染織工業（昭和五年以降の分類では、紡織工業）、機械器具工業（同じく、金属工業・機械器具工業）、化学工業（同じく、窯業・化学工業）といったいわゆる神戸市の基幹産業においていずれも昭和六年の工場数がボトム（底）を示していた。

職工数についてみると、もっとも職工数の多い機械器具工業では、昭和六年の職工数は二万一七八七人でボトムを示しており、これは昭和四年の七九％である。染織工業と化学工業のボトムは五年で、それぞれ三九七六六人、一万一三九〇人であり、四年の六七％、九〇％に落ち込んでいた。そのほか製材及木製品工業、印刷及製本業、その他の工業を含む雑工業は、七年が工場数において二八一、職工数において四二八二人を示してボトムをなしている（それぞれ昭和四年の九五％、七五％）。

次に工業生産額についてみると、染織工業、機械器具工業、化学工業、飲食物工業とともに昭和六年がボトムをなしており、それぞれ一二二九万円（四年の五四・〇％）、九五六六万円（同七四・三％）、四七四〇万円（同七三・六％）、四六七一万円（同五一・〇％）であった。これに対して、雑工業と特別工業（瓦斯及電気業）は昭和七年がボトムで、それぞれ一一八五万円（四年の七〇・七％）、五二八万円（同八四・三％）であった。

これをさらに各工業分野の主要産業について昭和四年に対する昭和六年の割合をみてみよう。まず、染織

工業のうち、綿織物(金巾)は四九・六%、染色は八三・六%、メリヤスは五七・一%であり(六年の生産額はそれぞれ三一〇万円、一六八万円、二四万円)、綿織物の落ち込みがとくに大きい。次に機械器具工業のうち、車両は五三・二%、船舶は五一・三%、諸機械は四九・四%、雑金属は二二三・二%で(同じく、七六三万円、二一〇四万円、一五九二万円、五〇六四万円)、雑金属以外は六〇%をはるかに切っているのである。また、化学工業では、ゴムは八〇・四%、樟脳は九〇・七%、製油は六〇・〇%、マッチは四〇・五%で(同じく、二四二七万円、六九六万円、五六四万円、一五六万円)、とくにマッチの落ち込みが激しい。

また、物価についても卸売物価、小売物価ともに昭和六年が最低を示しており、とくに小売物価は四年の六二・五%にまで下落している。さらに労働賃金は七年がボトムであり、労働者の生活をも昭和恐慌は直撃していることが明らかである。

以上にみたように、神戸市の経済は昭和六年から七年にかけて恐慌の打撃を受けており、とくに基幹産業が恐慌のあおりをもちに被っているといえよう。「昭和四年秋ノ世界経済恐慌以来不況ハ深刻ノ度ヲ加ヘ産業ハ萎靡沈滞シテ、貨物ノ流通ヲ妨ゲ貿易又振ハズ港湾都市我が神戸工業ノ実績モ依然頹勢ヲ持続」(『神戸市商工要覧』昭和十一年版)する状況にあったのである。

恐慌から
しかしながら、昭和六年を中心に昭和恐慌の打撃を受けた神戸経済も、同年末の犬養内閣による金輸出再禁止、それに続く高橋蔵相による財政インフレ政策、さらには同年九月に勃発した

満州事変を契機とする軍需景気の展開等のなかで、急速に恐慌からの回復基調に転換して行くことになった(表133参照)。すなわち、「昭和七年下半年ヨリ顕著ナ景気回復ノ情勢ヲ示シ其ノ歩調ヲ持続シツツアツタ工業

(5人以上)

昭和 8	昭和 9
21, 899, 444	23, 120, 580
85, 636, 358	113, 716, 985
76, 857, 477	93, 066, 302
553, 902	815, 125
51, 344, 519	56, 801, 933
3, 569, 178	4, 280, 259
3, 735, 765	3, 440, 249
54, 160, 850	51, 965, 621
4, 919, 626	5, 614, 277
15, 065, 740	14, 557, 994
317, 742, 859	367, 379, 325

界ハ、九年ニ入ツテモ依然好調裡ニ終始シタ。今昭和九年ノ本市工業界ヲ工場統計ヲ通ジテ概観スルニ、工業額ハ三六七、三七〇千円デ前年ノ三一七、七四〇千円ニ比スレバ四九、六三〇千円（一五%）ノ増加ヲ示シ、且ツ本市最高工業額タル景氣ノ頂上大正八年ノ三九九、五三〇千円ニ次グ工業額ヲ示スニ至ツタコトハ注目スベキデアル。神戸港ヲ有スル本市ガ、貿易發展ノ波ニ乗ジテ生産ノ増大ヲ齎シタト同時ニ軍需景氣ニ因ル重工業ノ繁忙ガコノ結果ニ至大ノ関係ヲ有スルコトハ今更贅言ヲ要シナイトコロデアル。」（『神戸市商工要覧』昭和十一年版）といわれているように、神戸経済は基幹産業部門においてすでに昭和七年から工業生産額が回復基調にあり、貿易額も同様であつた。恐慌からの脱出が急速に進んでいたのである。その原因はアジア、アフリカおよび大洋州貿易の發展と軍需景氣にあつた。

重化学工業 ところでこのような神戸経済の昭和恐慌からの回復は、同時に神戸経済の重化学工業化の伸
化の進展 展でもあつた。昭和七年末の段階の神戸市経済の実態を調査している『神戸市工業調査書』

はその「むすび」で、この点について次のように指摘している。

本市工業の主要なるものは既に述べたように機械工業、金属工業、化学工業、食料品工業等であるが、この内機械工業と化学工業は本市工業部門中二大関とも謂ふべき地位を占めてゐると同時に亦本市工業の有する特色であるとも謂ひ得るのである。機械工業中主

第一節 経済の発展と国際海港都市神戸の形成

表 183 市内工場工産額累年比較表

業 別	昭和 4	昭和 5	昭和 6	昭和 7
紡 織 工 業	26,814,495 ^円	15,257,201 ^円	15,382,171 ^円	15,438,057 ^円
金 属 工 業	51,626,540	65,931,270	50,609,428	53,625,894
機 械 器 具 工 業	77,878,348	67,778,586	45,612,269	54,559,869
窯 業	857,349	314,638	193,131	411,156
化 学 工 業	61,362,440	50,651,404	40,797,819	46,030,050
製材及木製品工業	5,275,610	4,025,488	2,995,487	3,259,628
印刷及製本業	6,286,001	5,953,446	4,828,951	3,577,368
食 料 品 工 業	62,819,943	52,211,948	47,277,772	52,382,395
ガ ス 及 電 気 業	5,932,620	5,279,793	5,287,027	4,550,494
そ の 他 工 業	13,387,117	11,038,575	12,523,927	11,457,458
計	312,240,463	278,442,349	225,507,982	245,292,369

資料：『神戸市商工要覧』昭和十年版

要なるものは造船、造機、飛行機及車輛製作等で其の多くは所謂重工工業に属し、我国防上極めて重要な地位に置かれてゐる。之等の多くは相当以前より発達し世界に誇るべき技術を有し、大規模の設備を必要とする関係上何れも巨大なる資本を抱擁してゐるのである。化学工業の中その王座を占めてゐるものは何と謂つてもゴム工業で、その急速な躍進をとげたことは本市工業中白眉と謂ふべきである。ゴム工業の範囲は極めて広汎に渉りその製品の如きも近來余程高度化し欧米のそれに比肩すべきものもあるが、概して是亦幼稚の域を免れない。二に燐寸工業は本市に於て最も古い歴史と発達を有する工業ではあるが、久しく不振の域を脱し得ない現情である。

ここからも明らかなように、当時の神戸経済の「二大関」は機械工業と化学工業であり、前者の中心は造船、造機、飛行機および車輛製作工業であり、後者はゴム工業とマッチ工業が代表的なものであった。

表183は昭和四年から九年の間における神戸市内の工場生産額の推移をみたものである。このうち、昭和九年の特徴について昭和十一年版『神戸市商工要覧』は、「活況ヲ呈スル昭和九年度ノ工業界ニ付テ先ツ生産額ヲ見ルニ、総生産額ハ三六七、三七九千円デ前年ノ三一七、七四二千円ニ比スルト四九、六三七千円（一五%）ノ増加デアル。同年九月阪神地方ヲ襲ヘル風水害ニモ拘ラズ、重工業界ノ飛躍ガ以上ノ生産額ヲ生ムニ至ツタコトハ前説ノ通りデアル」と指摘している。「重工業界ノ飛躍」こそが生産額の増大をもたらした原因であつた。また、同書は工場数についても次のように述べている。

昭和九年末ニ於テ、職工五人以上ヲ使用スル工場数ハ八五九デ、前年度ヨリ二六工場（三%）増加シタ。之ハ軍需景氣ニ基ク金属工業及機械器具工場ノ増加ガ重ナル原因デアル。

之ヲ工業別ニシテ見ルト紡織工業四六、金属工業七一、機械器具工業一五六、窯業四、化学工業一五七、製材及木製品工業七二、印刷及製本業七二、食料品工業一三三、瓦斯及電気業四、其他工業一四四デアツテ、化学工業ト機械器具工業ガソノ首位ヲ争ツテイル。而モ化学工業ノ中過半ヲ占メテキルモノハ護謄工業ノ一一四デ、本市特色工業トシテ職工数及ビ生産額ノ方面カラ言ツテ重要ナ地位ヲ有シテキルモノデアル。

さらに職工数については以下のように述べている。

昭和九年ニ於ケル本市職工数ハ男工四七、八七一人、女工一四、二〇二人、合計六二、〇七三人デ、之ニ事務員三、一六六人、技術員二、七二二人、其他従業者一、九〇一人ヲ加ヘルト神戸市ニ於ケル工業就業者総数六九、八六二人トナリ本市総人口ノ七・六%ヲ占メテキル。之ヲ前年ニ比較スルト其他従

業者ニ於テ減少シテキルダケデ、他ハ悉ク増加シ結局全体デ七、三六九人ノ増加ヲ示シソノ割合ハ一一%ニ当ツテイル。

次ニ之ヲ工業別ニ見ルニ一日平均使用職工数ノ首位ヲ占メルモノハ、機械器具工業ノ二三、六〇二人デ総数ノ三七%デアリ、以下金属工業一二、一〇四人(一九%)、化学工業八、二四三人(一三%)、紡織工業六、五六六人(一〇%)、其他工業五、七七一(九%)ノ順デアル。

以上のように、これらの諸史料はすでに昭和七年に恐慌からの回復過程に入った神戸経済が、高橋財政の軍需景気のもとで重化学工業化に傾斜して行ったことを如実に示しているといえるであらう。

日中全面戦争の
勃発と神戸経済
事変の勃発を契機とする日本経済のさらなる軍需化のもとで、いっそう加速されてい

くことになる。この点は昭和十四年刊行『神戸市産業統計要覧』の次の指摘からも明らかであらう。長文ではあるが実態をよく示しているので引用しておこう。

我が国経済機構に於ける準戦時体制より戦時体制への移行整備は戦争目的遂行のための強力な経済統制を方針とする国家的計画に基き国民経済の全局面を新しき方向と内容を以て編成替えしめてゐる。

所謂統制経済の強化は正に此の線に沿ふものであり、一聯の統制経済政策は何れも我が国際収支の均衡保持の下に於いて軍需並びに生産力拡充資材の供給確保を図り飛躍的な生産力拡充を強行してゐることに対応するものである。斯かる一般的情勢下に於いて、吾が神戸市の産業経済が如何に経過したか、別言すれば事変下に於ける神戸市の産業経済が如何なる状態にあつたかを総合的見地より全面的に明かな



写真 56 ガントリークレーンの見える風景

らしめることが本要覧に与えられた課題である。

何よりも先づ変革過程に於いて最も注意を惹くのは変化の様相である。

言ふ迄もなく統制経済の推進過程に於ける深刻な変化の諸様相は神戸市の産業経済にとつても亦決してその例外ではあり得ない。併し他方、神戸市の特殊事情は斯かる一般的な変化の諸方向を或ひは積極的或ひは消極的ならしめ、その内容に於いて自ら異なつたものあるは蓋し主として本市経済的地盤の二大支柱としての生産と貿易との本質的な特殊性に基くからである。

先づ生産部面より見るとき、一般に軽工業より重工業中心への転換に基く我が国工業機構の構成上の変化並びに軍需産業と平和産業との跋行性が主たる変化の指標として挙げられてゐる。

重工業の異常なる躍進は言ふ迄もなく軍需並びに生産力拡充に照応するものであるが、本市工業は夙に重工業を中心として形成され発展し来たため、前述せる如き再編成過程に於いてはその積極的影響を受けること最も顕著にして、昭和十二年度本市総生産額中に占める重工業の比重は前年の五五・九%より六二・三%に上昇し、殊に金属工業の如きは驚異的な増加率を示したのであつて、本市工業構成上の変化は斯かる意味に於いて重工

業への偏倚化の傾向を益々大ならしめてゐる点に見出されるのである。

更に労働の側面よりこれを窺ふに、労働者数に於いて重工業部門の増加は当然であるが、化学工業はゴム工業を中心として形成されてゐるため全国的傾向とは逆に減少を惹起し、十三年度に於いては右の傾向更に強化され加ふるに紡織工業に於ける減少も亦著しきものがある。斯くして重工業生産額増加の必至は重工業関係以外の生産額との懸隔を更に大ならしめてゐると見られ、一般的傾向としての軍需産業・股販産業と平和産業・犠牲産業との跛行性は本市に於いても亦端的に現はれてゐる。而して、本市に於ける労働者増加のテムボは重工業部門に於いてさへ況んや全体としても全国平均増加率に比較して遙かに及ばず、総じて消極的色彩を有ち、本市に於いては所謂労働力の不足を惹起すといふよりは寧ろ重工業に於ける増加と化学工業及び紡織工業に於ける減少の対蹠的なことが特徴的であるといふに止まつてゐる。

こうして日中全面戦争の勃発を契機とする神戸経済の重化学工業化は、それまでの神戸経済において大きな位置を占めていた紡績業やマッチ工業の衰退をもたらし、重工業への傾斜によって産業構造の跛行性をさらに推し進めることになったのである。

中小工業 前出の『神戸市工業調査書』は昭和七年末現在における神戸市の産業構造の特徴について次の動向 ように結論づけている。

今回の調査の結果に徴しても明らかなるように本市工業者中五万円以下の中小資本を擁するものが全工業者の九割七分迄を占め、就中其の四割一分迄が五百円未満の極小資本階級者であることによつても

如何に小工業者の数が多いかと云ふことに驚異を感じる訳で、本市の如き我国有数の産業都市に於てすら以上の如くであるに於て他は推して知るべきである。かくの如く中小工業の群生してゐる原因は我国工業―本市工業の発達があまりに急激に行はれ、尚その大部分が近代化されてゐないと云ふことになるかも知れぬが他面我家族主義の国民性がここにも反映し大企業発達の困難なることが実証されてゐるのではないかと思はれる。

神戸市の産業構造における中小工業の位置がよく示されているといえよう。これを同書によりながら今少し具体的にみると、工場数がもっとも多いのは「其の他の工業」の一五五八工場でこれは全体の二三・三%に当たっている。これに次ぐのが紡織工業の一二二一工場で全体の一八・三%を占め、製材及木製品工業は一〇九〇工場で一六・三%を占め第三位の位置にある。続いて機械工業が一〇三六工場で一五・五%に当たる。また、金属工業は五五〇工場で全体の八・三%を占めている。製本印刷工業は四四七工場で（全体の六・七%）、食料品工業は四〇二工場（同六・〇%）、化学工業は三二七工場（同四・九%）、窯業は四六工場（同〇・七%）であった。そしてガス及電気工業は一工場のみであった。

他方これを一工場当たりの資本額からみると、ガス及電気工業の二三五八万一千六二円は例外として、もっとも大きな資本金を有するものは機械工業で二〇万七千五百一十三円であった。次ぎに化学工業が一四万九千九百九十九円、紡織の一万八千八百〇〇円、その他の工業の一万二千四百七十九円、製本印刷工業の六千九百七十四円へと続き、もっとも少ないのは製材及木製品工業の二千五百〇四円である。

もっともこの場合の資本額は固定資本と流動資本の合計を意味しており、これを一工場当たりの固定資本についてみると、また異なった結果が得られる。すなわち、瓦斯及電気工業は一四七五七三八円で例外であることは変わらないが、以下、紡織工業一四万七八七円、機械工業一二万一〇円、化学工業七万八五一〇円、金属工業七万六九六〇円、食料品工業四万五〇四六円、窯業二万二六九円、その他の工業六一八六円、製本及印刷工業五二五一円、製材及木製品工業一三九〇円となる。しかもこれらの工場及び職場総数六六七八のうち、九二・七%が個人組織によったものであり、会社組織をとっている四八三のうちでも株式会社は一三〇に過ぎず、個人企業に近い合名、合資会社組織がほとんどである。

次にこれを使用職工数規模別でみるとさらに顕著である。すなわち、神戸市の昭和八年十二月末における常時使用職工五人以上あるいは五人以上を使用しうる設備をもつ工場の総数は八三三であるが、このうち職工百人未満使用工場は七六五で、全体の約九二%を占めており、なかでも使用職工三〇人未満の小工場が工場総数の七〇・三%を占めているのである（『神戸市統計書』昭和十二年）。しかも工場総数に占める職工百人未満使用工場の割合は十四年においても全く変わらないのであり、むしろ使用職工数三〇人未満の小工場の割合は九三・二%にまで増えているのである（『神戸市経済調査資料』第三輯）。従ってこれらの点からみても、「本市の工業は其の規模の大なる工場工業の数甚だ少く其の大部分が比較的小規模の企業であること」（『神戸市工業調査書』）が明らかなのである。

最後に全国一の生産額を示し、鉄工業、造船業と並び神戸の重要工業の一つに数えられており、「その盛衰は常に当地経済界の休戚に関するのみならず最近重要視せらるる雑貨輸出中の花形として全国的にも注目

を惹く所」(『日本金融史資料』昭和統編付録第三卷)のゴム工業の生産構造から神戸市の中小工業についてみておきたい。昭和十年六月に日銀神戸支店が行った神戸ゴム工業についての調査報告は、この点について次のように指摘している。

神戸市所在百五十余のゴム工場中右の数社を除けば他は概ね二、三万円乃至五、六万円の小資本工場にして、工場の敷地及建物を所有せざるもの多く、甚だしきは他の工場内の一部を機械と共に賃借せるものもあり、又「賃練り」「賃蒸し」等と称し、ロール、硫化罐等の機械設備を要する工程を他の工場に依頼し、専ら手工業的工程のみを業とするものもある。兵庫県ゴム工場の実際投資額に就き、昭和九年四月兵庫県護謄工業組合の調査せるところに依れば、調査工場数一八八、投資総額一千九百四十六万円、一工場平均投資額十万四千円であるが、之を一工場の投資額別に見れば十万円以上のものは僅に二十工場にして、十万円未満の小工場約九割を占め、前記十万円以上の二十工場を除きたる残余の百六十八工場平均投資額は、僅々二万七千円(内固定資本一万七千円、流動資本一万円)にして、当地ゴム工場の大多数が如何に小規模経営なるかを示すものである。

ここでいう「右の数社」とは、ダンロップ・ゴム株式会社(資本金一八万円)、日本輪業ゴム(同一〇〇万円)、阪東調帯護謄合資会社(出資金五〇万円)、ホテイゴム株式会社(資本金五〇万円)、合資会社阪神護謄製造所(出資金二〇万円)、合資会社秋毎護謄製造所(同一五万円)の「比較的有力なる工場」を指しているが、それ以外の大多数の工場は小規模工場であった。雑貨を「中小企業によって造られる商品」(『神戸貿易協会史 一〇〇年のあゆみ』)と規定するとすれば、ゴム工業やマッチ工業に代表される中小工業(雑貨業)こそ神戸経済の産業

構造の一方の核をなすものであった。そしてこうした神戸市の産業構造は昭和十二年以降の統制經濟のもとでも基本的に変化せず、戦時下における中小工業の再編問題が出てくることになったのである。

2 貿易の發展と國際海港都市神戸

外国貿易 第一次世界大戦期に急成長を遂げたわが国の貿易は、一九二〇年代後半に入ると為替の変動が激しいなかで、インドの綿糸関税引き上げ(昭和二年)、濟南事件の勃発(昭和三年)とそれに対す

る華僑の日貨排斥運動などさまざまな対外的要因も加わって、貿易額は停滞的に推移していた。こうしたなかで、昭和四年の浜口内閣の成立によるいわゆる金解禁政策の実施と、同年十月のアメリカにおける大恐慌の発生という二つの国内外の出来事を契機に昭和五年に入るとわが国の貿易は大きな変動に直面することになった。この点について『神戸商工情勢』(昭和十年)は次のように述べている。

金解禁後第一年の昭和五年の貿易は輸出入共に著しき不振を極めた、最も此の貿易の萎縮は唯に我国に於てのみでなく世界的生産過多と購買力の萎縮に由り、殊に前年十月アメリカの株式の恐慌が動機となつて世界的不況は一層深刻化し、各国の對外貿易は何れも著減した。即ち英國二割一分、米國は二割六分の減退を告げ、我國は三割一分余の激減を示して居る。而して我國に於ては金解禁の結果物価は未曾有の暴落を演じ国内産業は非常なる打撃を被つた為特に顯著なる減退を示した。加ふるに銀價暴落に伴ふ支那市場の動搖、印度の綿布関税引上及其他米國、豪州、カナダ等の関税政策によつて少なから

ず打撃を受けた。主要輸出品中最も打撃の甚だしいのは、生糸、綿織物及絹織物にて輸出総額の激減は主として此の三品に基いて居る。即ち生糸は四割六分余、綿織物三割四分余、絹織物三割二分余の著減である。但し其の数量に於ては生糸一割八分、綿絹織物一割二分余の減退に過ぎず、主として市価の慘落に因るものである。

こうして、昭和五年のわが国の外国貿易は輸出額一一億四六九八万円、輸入額一五億四六〇五万円となり、これは前年のそれぞれ六八%、七〇%に止まるものであり、急激な収縮であつた。このような貿易額の減少は貿易数量の減少よりも主として「市価の慘落」に起因したものであつたが、昭和六年には貿易額はさらに減少し、戦前昭和期のボトム(底)となつた。すなわち、前出の『神戸商工情勢』(昭和十年)はその状況を次のように述べている。

昭和六年に入つて一、二月は出超といふ珍現象を示したが、三月以降は生糸の入荷停止、米国株式の暴落、豪州、支那、印度等に於ける関税の引上、銀塊相場の暴落、ロシアのダンピングに加ふるに内地では政府の緊縮政策、官吏の減俸問題等内外共に悪材料続出し上半期の貿易は輸出入共激減した。下半期に入つても満州事變の突発に引続いて九月二十一日英国金本位制の停止は、我が貿易を必然悪化せしめた。即ちポンド価の低落による英国及同植民地商品の割安、満州事變を契機とせる日貨排斥の再燃、印度其の他に於ける関税増徴等幾多の悪材料に包囲せられ、十月以後に輸出貿易は徹底的な抑圧を蒙り三箇月を通じて僅に二億五千七百万円を輸出し得たに止まり、之れに反し輸入は我国の金輸〔出〕再禁止を見越して大いに促進せられ激増した。此の第四・四半期の貿易悪化は延いて六年全体の貿易尻をも

第一節 経済の発展と国際海港都市神戸の形成



写真 57 港のにぎわい

悪化せしめた。而も之等は満州事変による支那の日貨排斥を中心とする対支貿易の大悪化が最大原因をなして居る。

こうして昭和六年の輸出入額は前年を六億三千万円も下回り、大正六年の水準にまで落ち込んで戦前昭和期の最低を示すことになったのである。

しかしながらわが国の貿易は金輸出再禁止による為替相場下落、満州事変の勃発、インフレ財政による軍需景気等を要因として昭和七年には回復基調に転じ、昭和十一年の貿易額はそれまでの最高を示した大正十四年の水準にまで達したのである。

神戸港質 このようなわが国の貿易の動向はいうまでもなく神戸港の外
易の動向 国貿易の動向とも基本的に一致するものであった。すなわち、

第一次世界大戦期の好景気のもとで、神戸港の貿易額も急膨張を遂げ、大正六年には輸出入合計額が一〇億円を越えて、初めて横浜港を抜いて全国第一位となった。その後、関東大震災による横浜の壊滅を契機に生糸輸出が神戸港でも行われるようになり、輸入額においては連年全国の四〇％を占め、輸出額においても大正十三年以降、全国の三〇％以上を占めるようになったのである。その結果、昭和恐慌の直前の昭和四年には、輸出額七億一八九万円、輸入額八億八三二万円に達し、全国比では輸出は三二・

七％で横浜に次いで第二位、輸入は三九・八％で第一位であり、合計額でも三六・二％で、第一位を占めたのである。

ところが、昭和恐慌に直面した翌昭和五年には神戸港の輸出額五億二三一七万円、輸入額五億六三三六万円、前年に比べて輸出において一億七八七二万円、輸入においては三億一八六六万円の激減となった。その原因は輸出にあっては生糸、絹織物、綿織物の激減であり、輸入にあっては綿花、機械、生ゴム、硫酸、羊毛等の激減にあった。

さらに、わが国の外国貿易額が戦前昭和期の最低を示した昭和六年の神戸港の貿易額は、同様に著しい減少をみせた。すなわち、輸出額は四億九〇一万円で前年より一億一四一六万円を減少し（前年比二一・八％減）、輸入額は一億五九〇万円を減少したのである（同一八・八％減）。その原因は前年と同様、輸出にあっては生糸、綾木綿、生金巾・シーチング、富士絹、魚油・鯨油、砂糖等が激減し、輸入にあっては綿花、機械類、油粕、米、生ゴムが激減したためである。そしてこのような神戸港の貿易の激減は国内的には昭和恐慌による未曾有の不況と、国際的にはアメリカ、中国、インド、香港、イギリス等の経済不況による取引高の減少によるものであった。

このように昭和六年に貿易額の底をみせた神戸港の外国貿易は、しかし全国的動向と同様に昭和七年にはすでに回復基調に転じた。すなわち、輸出は前年に比べて九千万円を、輸入は七千八百万円をそれぞれ増加し、回復傾向をみせたのである。この傾向は昭和八年になるとさらに顕著となる。すなわち、昭和八年の貿易は輸出入額、数量とも激増した。輸出額は六億五〇五三万円で、これは前年に比べて一億五一二三万円の増加

であり（前年比三〇・三％増）、また、輸入額は六億四一一二万円で、同じく一億四一一二万円の増加であった（同一九・七％増）。その結果、「神戸港に於ては在来輸入港なりしが、南洋、アフリカ、豪州方面への目醒しき進出により遂に九百四十万円の輸出超過を見るに至つたことは注目に値する。」（『神戸商工情勢』昭和十年）という状況になつたのである。その後も神戸港の外国貿易は順調な發展を続け、昭和十二年には輸出入合計額が二二億二七〇六万円に達し、戦前の神戸港取引額の最高を示したのである。その状況について昭和十三年に神戸市産業課が作成した『神戸市産業要覧』は次のように述べている。

神戸港貿易モ年初來厖大ナル輸入貿易増加傾向ヲ示シ、前年十二月初メテ月別貿易輸入一億円ヲ突破セシ実績ヲ繼承シ、為替管理ノ強化ニモ拘ラズ輸入増化ノ傾向ハ何時ソノ姿ヲ没スルヤモ知レザル強力ナル活動ヲ続ケ、各月輸入共一億円ヲ突破スル盛観ヲ呈シ上半期ヲ終了シタノデアルガ、如何ニ輸入期トハ云ヘ異常ナル現象ト云フベキデアラウ。（略）他方輸出モ前年ニ比シテ各月共増加ヲ示シ順調ナル伸展ヲ示シタガ輸入ノ激増ニハ勿論及ブ可クモナク、各月輸出共一億円台ヲ突破スルモノナキ情勢デ上半期輸出ハ五三〇、五六七千円トナリ（略）、輸出入合計ニテハ輸入激増ニ依リ一月、三月、五月、六月ノ四ヶ月ガ二億円台ヲ突破シ上半期累計ハ一、二四二、七八三千円ト前年ヨリ二七〇、五一一千円ヲ増加シ、且ツ各月共前年同期ノ貿易額ヲ上回ツテ下半期ヘト推移シタノデアル。然ルニ下半期ニ於テハ事變ノ影響ヲ受ケテ輸出入共ニ極度ニ萎縮シ、七月一億円台ヲ越シタ輸入貿易ハ以後漸減傾向ヲ辿リ九月以降ハ前年同月ニ比シテ減少ヲ示シ十一月ノ如キ僅カ四七、七七〇千円ノ輸入額ニ止リ前年同月ノ半額ニ達シナイ情勢ヲ示シタノデアル。（略）故ニ下半期輸入ハ四〇七、二九九千円ニ止リ、前年ニ比シ二九、二五

二千円(△六・七%)ノ減少を示シ、輸出ハ五七六、九八四千円ニシテ五六、八〇三千円(二〇・九%)ヲ増加シテキル。

従ツテ一ケ年ヲ概観スレバ輸入ハ上半期ノ激増ト輸入統制ニ依ル下半期ノ漸減ノ現象ヲ展開シ、輸出ハ下半期漸ク増加ヲ示シタガ年末些カ不振状態ヲサヘ示シタ。従ツテ輸入ハ五月ノ一三六、八六二千円ヲ最高トシ、輸出ハ十月ノ一〇四、二六一千円ヲ頂上トシ、合計ニテハ五月ノ二三一、二九〇千円ヲ頂点トシテ居ル。

昭和十二年の下半期には日中全面戦争勃発の影響が神戸港の貿易にも色濃く現れており、特に輸入において、統制経済の規制が強く反映されていることが明らかであるが、いずれにしてもこの年の神戸港の貿易額の伸びは顕著であり、輸出においては全国の三五%、輸入においては三〇%、輸出入合計額においては三二%を占め、いずれにおいても横浜、大阪の両港を凌駕して、全国一の取引額を示すことになったのである。

アジア貿易の発展 次に神戸港の外国貿易を通商地域別にみてみよう。「本港対外貿易の通商国関係を見るに本港と重要な関係にあるは北米合衆国にして之に次ぐは支那(中国)、英領印度(インド)、独逸、^{ドイツ}英吉利、^{イギリス}香港、蘭領印度(インドネシア)等なり。」また、「本港の対外貿易を大陸別に観察するに、輸出入何れも北亜米利加州、亜細亞洲が第一位を争ひ以下欧羅巴州、阿弗利加州、南亜米利加州の順位なり。」(『神戸港大観』昭和五年刊)といわれているように、取引国別にはアメリカ合衆国、インド、中国がベ

9	10
万円 79,060	万円 91,089
34,292	39,466
8,497	10,817
9,767	9,167
% 43.4	% 43.3
10.7	11.9
12.4	10.1

ストスリーであるが、大陸別ではアジア、北アメリカ、ヨーロッパ

第一節 経済の発展と国際海港都市神戸の形成

表 184 神戸港の地域別輸出額推移

年 次	昭和 2	3	4	5	6	7	8
総 額 A	70,572	63,141	70,189	52,317	40,901	49,930	65,053
ア ジ ア 州 B	31,539	23,384	25,778	21,961	15,832	19,926	25,522
中 国 C	10,679	9,542	9,278	7,333	4,744	6,282	6,472
イ ン ド D	6,399	4,289	5,190	3,984	3,737	6,244	7,374
B/A	44.7	37.0	36.7	42.0	38.7	39.9	39.2
C/A	15.1	15.1	13.2	14.0	11.6	12.6	9.9
D/A	9.1	6.8	7.4	7.6	9.1	12.5	11.3

(注) インドは英領インドのみ。

資料:『神戸市統計書』

が三大市場であり、なかでもアジアと北アメリカ市場が中心であった。この点を今少し詳しくみてみると、まず、アメリカ合衆国との取引は輸出の中心が生糸であり、輸入の中心は綿花であった。これに対しインドは輸入の中心商品が綿花であり、輸出の中心は絹織物、綿織物、ゴム底靴などであった。また、中国との取引では輸出は精糖、ゴムタイヤ、綿織物、雑貨品などであり、輸入は綿花、大豆、豆糟などが中心商品であった(昭和六年)。

次に大陸別の貿易額についてみると、昭和五年の実績では、輸出総額五億一九七一万円(不詳を除く)のうち、アジアは二億一九六一万円(四二%)、北アメリカは一億七三九七万円(三三%)、ヨーロッパは四八三二万円(九%)であった。また、輸入は総額五億六三二〇万円のうち、アジアは二億一七四四万円(三九%)で、北アメリカは一億八二六四万円(三二%)、ヨーロッパは一億二六四二万円(二二%)であった(『神戸港大観』昭和八年刊)。

このような市場構造はその後さらにアジア市場の比率が増大する傾向に推移していく。すなわち、昭和十二年についてみると、輸出ではアジアは全体の四三%、北アメリカは二〇%、ヨーロッパは一

二%となり、北アメリカの地位が著しく低下している。また、輸入についてはアジアが四三%を占め、北アメリカは三一%、ヨーロッパは一五%となり、ヨーロッパの地位が低下している（『神戸市産業要覧』昭和十三年）。

こうした神戸港の外国貿易のアジア市場への傾斜は輸出市場においてとくに顕著にみられる。表181をみてみよう。これによると昭和六年以降、中国、インドの両国への輸出額は増加しているが、それ以上に注目されるのがその他のアジア諸地域への輸出の増加である。このなかには「満州国」（中国東北部）、関東州、香港、タイ、英領海峡植民地（シンガポール・マラッカ・ペナンなど）、フィリピン、蘭領インド（インドネシア）、セイロン（スリランカ）のほかイラクやシリア、アデンといった中近東諸国が含まれており、アジア市場の拡大が神戸港の外国貿易の発展をもたらしたことが如実に示されている。とくに昭和十六年の太平洋戦争の勃発によるアメリカ合衆国との取引の断絶によって神戸港の外国貿易の市場は、中国、「満州」、関東州、仏領インドシナ（ベトナム・ラオス・カンボジア）、タイ、フィリピン、英領海峡植民地などのアジア市場に集中していくのである。とりわけ「満州」市場は神戸経済にとって重要な意義をもつものであった。すでに昭和七年九月十五日付けの『神戸新聞』は、「神戸と満州の経済関係」と題してこの点について次のように報じていたのである。

我神戸港市が日満連絡の中心地点たる荣誉と重要性を有してゐることは今更いふまでもないが、試みにこれを先づ貿易につき観ると、当港の対満（大連、營口を合す）輸出は年額（昭和六年）一千六百八十二万九千円、輸入は二千二百四十万円で、これが割合は当港の貿易総額に対しては輸出は四分一厘、輸入は五分

に過ぎないが、全国の対滿貿易の總額即ち、輸出七千一百四万七千円、輸入一億九百四十万八千円に對比すれば、実に輸出に於ては二割三分六厘、輸入に於て一割九分の高率に達し、如何に對滿貿易上我神戸港が重要な地位に在るかがわかるであらう。ことに本年の如きは一月以降七月末までに既に輸出は一千三百九十七万三千円、輸入は一千三百七十七万円に達して居り、新滿州国の創設により如何に日滿貿易が旺盛になつて来たかを物語つて居るのである。尙当港から滿州へ輸出する主なるものは小麦粉、柑橘類、砂糖、清酒、麦酒、硬化油、綿織物、印刷用紙、ゴムタイヤ、ゴム靴等であり、輸入の主たるものは豆糟、大豆、小豆、高粱、製油原料、石炭、鉄鉱等である。右は海路による貿易であるがこの他に陸境貿易即ち、朝鮮經由の日滿貿易がある。新義州に於ける本年上半期輸出は九百九十一万七千円、輸入一千七百六十六万七千円であり、この数字は内地朝鮮兩者の分を含んで居る訳であるが、固よりそのうち幾何が神戸に關係あるかは不明である。神戸の對滿貿易關係を考察するに当たつて見逃すべからざるは所謂滿州特産であつて、実に我神戸は東京と相並んで我國に於ける豆糟の最大市場であり、その輸入年額五百三十五万八千枚、金額五百九十二万八千円に達し、本年に入つては価格急騰のため數量減退を來しては居るが、一月以降八月末までに既に三百七十万一千枚の輸入を見て居る。又異色あるは我神戸穀肥取引所を中心として行へる豆糟売買高は昭和四年の如きは一千十八万二千枚の多きに上り、その後些か衰退傾向にありとはいへ、今日に於ても尙場外取引を加へて八百万枚は下らぬと見込まれて居る有様である。次に製油原料たる大豆及食料たる小豆即ち豆類の輸入も亦注目すべきもので昨年の輸入額二千円であるが、本年は一月以降九月上旬迄に既に五百一万八千円に達し、その大部分は滿州産であ

つて、神戸穀肥取引所が満州赤小豆を上場物件とせるにみても特産豆糟が神戸にとり重要なものであることがわかるであろう。尚将来の問題として逸すべからざるは満州米であつて、本年の米作は例外的凶作であつて百五十万石程度の収穫予想に過ぎないが、今後の増産は当然といふべく、嘗て大正十四年神戸は全国各地に率先して満州米を輸入し、而も相当好評を博した事実があるのだが、増産の暁はこの過去に縁故ある満州米が神戸港頭に姿を見せる日も遠くないであろう。

このように「満州」は神戸経済にとって重要な海外市場であり、満州事変あるいは「満州国」建国以来、神戸財界の「満州」・蒙古市場への進出は盛んとなり、鉄道、港湾、運輸業、農業・鉱業・林業、工業、商業、電気・ガス、銀行業などさまざまな分野への神戸資本の投資が行われるようになり、「神戸の商店、会社で満州各地に支店設置、出張員派遣をなし又なさんとするもの多数ある」（『神戸』昭和七年九月十五日）という状況も生じていたのである。

貿易構造 次に昭和五年以降の神戸港における外国貿易の構造的特徴についてみておこう。昭和六年三月の特徴 五日付けの『神戸新聞』は「最近の重要商品」として次のように述べている。

昭和五年における神戸港の輸出額は五億二千三百七万二千円で全国輸出額の三割五分六厘に、又その輸入額は五億六千三百六十四万九千円で、全国輸入額の三割六分五厘に相当してゐるが、近年輸出入商品の中重要なものとして挙げられてゐたのは左の各種であつた。

輸出重要品 米、豆類、魚介昆布類、寒天、砂糖、除虫菊、生糸、羽二重、富士絹、縮緬、其の他の絹織物、綿織糸、綾木綿、生金巾及生シーチング、其の他の綿織物、綿メリヤス製品、制帽用真田、燐寸、

鈕釦類、磁器陶器、瑠璃鐵器、硝子製品

輸入重要品 米、小麦、豆類、麩（皮）、砂糖、皮類、生ゴム、コールドール染料、綿花、麻類、羊毛、硫安、油槽、製紙用パルプ、塊鉄、鉄條竿管板類、綿織物、毛織糸、毛織物、紙類、機械類、木材類
これ等が重要商品として認められてゐたのは近く數年に亘つてのことであるが、それが去る一月初めから改訂されて

輸出重要品から米、豆類、瑠璃鐵器の三が除かれた一方人絹織物、帽子類、靴類、紙類の四が加へられ（輸入方面はそのままである）たのであるが、我が邦對外貿易の大勢が輸出において製品の増加を來すといふ一路を辿つてゐることは最も悦ぶべきところであると同時に、輸入港を以て目されてゐる神戸港においてもその傾向を示しつつあることは全く努力次第といふことを如実に証明してゐる。

ここに神戸港における重要輸出入品の内容が端的に示されているが、今少し具体的にその動向についてみておきたい。

輸出貿易 まず、輸出貿易の特徴についてみておこう。第一次世界大戰後、神戸港の輸出貿易構造は大きく変化をみせるようになり、それまで輸出品の首位を占めていた綿織糸や第二位を占めていた

銅塊及び錠などのいわゆる半製品が急速に減少し、これに代わって綿織物、絹織物及びメリヤス製肌着等の繊維完成品が急激に増加した。その後、大正十二年の関東大震災によつて生糸の輸出が神戸港でも行われるようになる、その取扱高は急激に伸び、昭和二年には輸出額の第一位を占めるに至つた。そして昭和七年まで第一位生糸、第二位綿織物、第三位絹織物の構造は変わらなかったが、昭和八年以降は綿織物と生糸の

地位が逆転し、昭和九年から十二年までは綿織物、生糸、人絹織物、絹織物、メリヤスの順位が変わらなかった。そして昭和十六年まで綿織物と生糸が第一位、第二位を占め、昭和十七年に入って初めて機械類が第一位となり、昭和十八年から十九年には、機械類、綿織物、人絹織物が一位から三位を占めたのである。

このように神戸港の輸出重要商品の推移は日本経済や神戸経済の産業構造の変化を如実に反映したものであるが、ここでは昭和五年と十二年の二カ年について神戸港の輸出構造について今少し具体的にみてみよう。すでにみたように昭和五年の輸出商品のうち生糸、綿織物、絹織物の三品が輸出額において一位から三位を占めていたが、第四位は帆布製ゴム底靴・ゴム靴・靴足袋等の履物類で、第五位はメリヤス製肌着であった。そのほか個別商品としては輸出額は大きい全体として大きな比重を占めていたものにいわゆる雑貨品がある。なかでも二五〇万円以上の輸出額を示した輸出雑貨として紙類（八八九万円）、帽子（八二二万円）、タイヤ（四九〇万円）、靴下（四四九万円）、鈕釦（三九三万円）、玩具（三四八万円）、陶磁器（三二五万円）、マッチ（二九五万円）、硝子製品（二八三万円）、麦稈真田（二七二万円）、タオル（二五九万円）など多彩な商品があったことも神戸港の輸出貿易の特徴であった。

他方、昭和十二年の輸出重要商品は綿織物、生糸、人絹織物、絹織物、メリヤス製肌着のほか、毛織物、機械類、鉄製品、硝子製品、缶ビン詰食料品、玩具、精糖などほとんどの品目にわたって大幅に増加をみた。なかでも注目されるのは綿織物の著しい増加と鉄製品、機械類などの新しい主要品目の進出であった。とくに後者は満州事変を転機に、「わが国工業がそれまでの軽工業から重化学工業に転向したことを反映するとともに、輸出貿易構造の変化を示す（『神戸税関百年史』）」ものとして注目されるのである。またほとんどがア

メリカに輸出されていた生糸の伸び悩みと先にみた雜貨品の輸出額が増大していることも合わせて注目される場所である。

最後に昭和五年と十二年の輸出品類別価額割合をみてみると、昭和五年は全製品が輸出総額の五四%を占め、原料用製品二九%、食料品七%、原料品四%、その他六%の構成であるが、昭和十二年には全製品六六%、原料用製品二〇%、原料品六%、食料品七%、その他三%となり、全製品の比重が高まっている。

輸入貿易 次に輸入貿易の特徴についてみてみよう。第一次世界大戦によるいわゆる大戦ブームのもとで、**の特徴** 神戸港の輸入品は綿花、羊毛、生ゴム、パルプ等の原料品や機械類、鉄類などほとんどの品目

が大幅に増加したが、戦後の不況による国内産業の萎靡沈滞の結果、原料品関係は急減した。その後、大正十二年の関東大震災で横浜が壊滅したために食料品、衣類などの生活必需品や復興のための建築資材の輸入が神戸港に集中した。しかし昭和二年の金融恐慌以降、主要輸入品目は漸減傾向を示し、昭和五年の昭和恐慌によって輸入額は激減した。しかしながら昭和六年九月の満州事変の勃発による軍需景気によってわが国の産業界は活況を取り戻し、神戸港の輸入額も綿花、羊毛、生ゴム、パルプ、麻類、燐鉱石などの工業原料や機械類を中心に大幅な増加をみた。その後も昭和十二年の日中全面戦争の開始まで神戸港の輸入は綿花生ゴム、羊毛などが増大を続けたのである。

以下、輸出にならって昭和五年と十二年の両年の輸入構造についてみておこう。まず、昭和五年の輸入品のうち首位は綿花であり、全体の四二%を占めて圧倒的な地位にある。続いて第二位が諸機械、第三位が羊毛、第四位が毛織糸、第五位が生ゴムであった。このように綿花が圧倒的に他の商品を引き離して第一位を

占める輸入構造は、大正期から昭和戦前期にかけて一貫して変わらない神戸港輸入貿易の特徴であった。翌六年には諸機械と羊毛の位置が入れ替わり、昭和八年までは綿花、羊毛、諸機械の位置は変わらない。昭和七年には毛織糸に代わってパルプが第四位の地位を占めるようになる。その後、昭和十二年までは二位以下の生ゴム、諸機械、羊毛、パルプの順位が激しく入れ替わるが、上位五品の内容は変わらない。昭和十二年には綿花が五億一二七〇万円(全体の四六%)、パルプが六四九六万円(同六%)、生ゴムが五七一〇万円(同五%)、諸機械が四五四七万円(同四%)、羊毛が四二〇七万円(同四%)で、綿花の突出ぶりが目立つ。十三年以降十九年に至るまでの輸入品には、豆類、豆糟、鉄、鉱石、鉱油、米、粳、獸皮、採油原料などが顔を出し、羊毛、機械類、パルプなどはベスト五に入ってこなくなるが、綿花と生ゴムは一貫して上位四品のなかに入っている(但し、昭和十五年のみ生ゴムは入っていない)。

このように神戸港の輸入品の推移をみると、大正末期以降の国内繊維産業、とりわけ綿工業の発展と、大正中期以降の神戸港周辺におけるゴム工業の急激な発展がそこに反映されていることがわかる。

次に輸入品類別価額から神戸港の輸入貿易の特徴についてみると、まず、昭和五年は原料品が全体の六一%を占めており、以下、原料用製品一五%、全製品一五%、食料品九%、その他〇・三%であった。また、昭和十二年は原料品六六%、原料用製品二〇%、全製品九%、食料品四%、その他〇・三%であり、いずれも原料品が圧倒的な割合を占めているが、十二年は原料品増、全製品減を示している。

以上みてきたように、昭和五年以降戦前昭和期における神戸港の貿易構造の特徴はまず、輸出については(1)輸出品の中核が綿織物や絹織物などの繊維製品であったこと、(2)多彩な雑貨品が大きな比重を占めていた

こと、の二点に集約できるであろう。さらに、輸入については(1)綿花が圧倒的な割合を占めていること、(2)綿花をはじめ羊毛、生ゴム、パルプなどの原料品の比重が高く、わが国の軽工業、化学工業の原料輸入港としての地位の高まりが反映されている、などを指摘することができようであろう。

国際都市 神戸港における外国貿易の発展はまた、神戸市の国際的な海港都市としての発展をも意味した。
化の進展 神戸市について「港湾都市神戸」、「海港都市」、「国際的港都」、「港都神戸」、「国際貿易港」と

いった形容が盛んに登場するようになったのも昭和恐慌以降の神戸の特徴であった。前掲の『神戸港大観』(昭和十年刊)は、昭和八年段階の神戸港について次のように述べている。

国際的港都としてのわが神戸市は、市背に摩耶六甲の翠巒(すいらん)〔青々とした山の中腹〕あり、前面には澎湃(ほうはい)たる茅海を控へ、近くは千鳥啼く淡路島、遠くは紀南の連山を指呼の中に眺め観光地として絶好の景勝を備へたり。又此地古くより務古の水門として知られ常に百船輻輳海陸連絡の要衝を占めたるものは実にその天恵的良港湾を擁したるがためにして、近時内外貿易の伸長に伴ひ鋭意港湾諸施設の充実を計りたる結果、此処に近代的にして世界に誇り得る港湾を現出せり。

また、神戸商工会議所が編纂した『神戸商工情勢』(昭和十年)も神戸港の特徴を次のように指摘している。長文ではあるが神戸港の状況とその直面する課題についてよく示されているので、引用しておく。

我が神戸港は貿易港として対外貿易額に於ては今や名実共に亜細亜の第一位を占め、且我国国交の大玄関である。然して当港の発達事情は宛ら過去半世紀に亘り欧米文化の影響を受け、異常の発達を来せる我日本の縮図である。(略)言ふ迄もなく我が神戸港は天恵の良港である、地は摂津の南端に位し、北



写真 58 出 航 風 景

に六甲、摩耶の諸峰を背負ひ、南は神戸、兵庫の兩港を抱きて紀淡海峡を望み、西は白砂青松の舞子、明石を控へ、東は西宮、尼崎を隔てゝ大阪と対立して東西三里余、南北二里二十八町広袤実に四平方里、此処に拘擁する人口八十三万、之が即ち現況である。(略) 蓋し天与の良港に国家的施設宜しきを得たることは過般空前の風水害に其の被害比較的輕微であつたことに依つても実証せられる所であるが、元來地形上産業地域が狹隘である為工業地帯將來の經營を如何にすべきやの問題は多年当所に於ても攻究し、港湾諸施設と荷役作業の合理化問題と共に權威ある調査機關の設置を提唱せる所であつたが漸く昭和八年七月神戸港振興調査会の設立を見、爾來官民協力の下に完成期にある外国貿易地帯或は兵庫突堤並に中突堤等工事の促進を計り、一面港内荷役作業の合理化立工事を可決し近く具体化せられんとして居る。更に又阪神防波堤構築に依つて沿岸地帯の工業化と同時に阪神間連絡を一層円滑にすると共に背後地帯の産業開発に努力を払ひつゝあるのが現況である。こうして神戸港は、「地理的乃至經濟的に港湾都市として且貿易都市としての特性を有し、国内的には国港とさだめられ國際的には東洋の閩門港と称せられ」(『神戸港振興基調』)るようになったのである。

港湾の整備

このように国際的港都として発展してきた神戸市にとってなによりも重要なことは貿易の伸長に対応する港湾の整備であった。この点はすでに日露戦争直後から開始された神戸港修築工事の第一期工事（明治三十九年～大正十一年）とそれに続く第二期工事（大正八年～昭和十二年）を通じて、本港修築工事（埋立工事）と陸上設備工事が平行的に進められた。このうち、第二期工事については一九二〇年代の経済不況と頻繁に繰り返された内閣の交替によって遅延に遅延を重ねた。「神戸港修築工事繰延べ阻止運動」は大正末から昭和初期の神戸市にとっては党派を超えた、官民一致で取り組まれた一大政治運動でもあったのである。その背景には、神戸港における内外貿易の発展と満州事変以降急激に貿易高を伸ばしてきた大阪港との対抗関係があった。とくに大阪港の取扱高の伸長による神戸の危機感（外国貿易を巡っての問題だけではなく、国内取引を巡る問題からも生じていた。昭和八年一月十四日付けの『神戸又新日報』は「起てよ市民 神戸港の危機迫る」と題して、高知の野菜が神戸港を素通りして大阪港に入荷することを伝え、その結果、神戸港は衰退の危機に直面していると次のように訴えた。

外国、近海ともに大阪入港が多くなつて神戸港衰微回復が重大な懸案となつてゐる折柄、内地産の日常食料品がすべて大阪に荷揚げされそれから神戸に汽車便またはハシケで運ばれることになりさうな機運に立至つてゐる、その最初の現れとして最近高知県では野菜類の出荷統制をすることになり、同県出しの野菜は一応高知市に集められた上、汽船によつて大阪天保山に陸揚げ、そこから京阪神三都に運ぶといふ方法をとることに内定した、この出荷統制案その他の要件を帯びて坂間高知県知事は出京中であるが、兩三日中に帰任の上、この出荷統制が実施されることになつてゐる。

このような貿易港としての大阪港の台頭は神戸港の存在意義を狭めるものであり、その振興は国際貿易港神戸にとって緊急を要する課題となっていたのである。そのために、すでに昭和四年六月には神戸商工会議所に港湾調査委員会が設置され、また、昭和八年七月には神戸市会と商工会議所の協議によって神戸振興調査会の設立をみたのであった。

他方、『神戸新聞』や『神戸又新日報』を中心とするマスコミも国際都市神戸の課題について盛んに取り上げるようになった。例えば、『神戸』（昭和六年一月一日）は「海港都市Ⅱ神戸の経済機能振興策は（上）」という本社経済部同人の記事を掲げ、港湾行政の統一、港湾施設の改善・新設などの必要性について、「東洋に於ける大貿易港として英国の東洋拠点とされてゐる」香港と比較しながら主張しているのをはじめ、しばしば神戸港問題について取り上げている。また、同紙は昭和八年一月から二月にかけて、二九回にわたって「神戸港は此儘でよいのか 徹底的振興策を求めて」と題する各界の代表者の座談会記事を連載し、神戸港問題について積極的な提言をおこなっている。

さらに国際化の問題については、昭和六年一月一日付けの『神戸』が「国際大都市建設のため在留外人から神戸へ進言」として、

「(1)大神戸建設計画上更に『加へたい』と貴下の考へられる企画と設備

(2)在留外人としての見地から外客誘致策の上に如何なる施設を新神戸に希望するか

(3)神戸に住む外国人として味つた愉快だったこと……不快だったこと」

の三問について在留外国人から意見を聴取している。これに対して外人商業会議所会頭、フランス領事、ド

イツ総領事代理、東神倉庫社員、ノルウェー領事、ソビエト連邦領事、オランダ領事らが意見を寄せている。それらの若干を紹介してみよう。

まず、外人商業会議所会頭ゼームスは(1)に対して、歩行者のために完全なる広軌街道の設置、電車停留所待合台の中央からの移転、主要街路に面する見苦しく荒廃した住宅並びに商店の改修、神戸背山に動物園の設置と遊園地の設備の充実及び大室内プールの設置を提言している。また、(2)については観光地帯へのモーター道と夜間照明施設の設置を、(3)については、愉快なこととして自然の美しさと日本人の親切さを、不愉快なこととして痰壺の蓋が開け放たれていることによる公衆衛生上伝播の危険性などをあげている。また、フランス領事オーシェコルヌは、労働者やその家族のために小遊園地を市内スラムに数箇所設置すること、青年子女のために、一般器具を網羅した運動場の設置、背山を開拓して散歩道やドライブウエーを設置すること、簡易なホテルの建設、音楽堂や市立公会堂の建設などを提言している。さらにノルウェー領事ガンスモーは(1)に対して、大神戸形成上、衛生的諸要素、交通危険の安全化、市街路の明るさ、その他「市民にコンファタブル(慰安)を与へるあらゆる施設」の合理的実現、(2)については、日本的なムードを持つあらゆるものを集成化するための博物館、美術館の必要と劇場内にも日本的建築美を保つこと、(3)については、「近代的に行き届いた設備を持つだけに大して不愉快を設備上受けない」、愉快だったことは日本人の親切なことをあげている。

これらの在留外国人の進言には彼らが国際海港都市神戸をどう見ていたかが示されており、興味深いものがあるが、こうした在留外国人の意見聴取の試みも神戸の国際貿易都市としての発展への模索の一つとして

注目されるところである。

ところで、このような神戸市の国際貿易都市としての発展に伴う神戸市の対応として昭和初年以降さまざまな施策が講じられた。道路・溝渠の整備、街路改良事業、背山の開発、公園・遊園地の整備、下水道・上水道の拡充整備、市庁舎・公会堂の新築問題、電気・交通事業の拡充、外人墓地の移転問題、須磨国際海水浴場設置問題等もその一環であったといえることができるであろう。そのことは昭和六年七月の市会に上程された「臨時観光施設調査委員規程制定ノ件」で述べられている次の「理由」のなかからも端的に看取することができる。

神戸市ハ貿易港トシテ外来客ノ第一歩ヲ印スルノ地ニシテ、市内及ビ附近ニハ観光ノ勝地尠カラズ、此勝地ニ拠リ内外客誘致ノ施設調査ヲ為スハ刻下ノ急務タルノミナラズ、惹テハ本市繁榮ニ資スル所尠カラザルニ由ル(『神戸市会議録』)

もっともこれらの諸施策の多くは、当該期の神戸市の財政難や統制経済の強化のなかで実現をみるに至らず、戦後に持ち越されることになったのであった。

在留外国人の動向 さて、国際都市化はなによりも在留外国人数や外国旅客員の到来数に端的に示されるものであるから、最後にこの点に簡単に触れておこう。表185は昭和五年から七年および十三年と十四年

における神戸市の在留外国人の動向を示したものである。この表からも明らかなように在留外国人の国籍は多様であり、そのこと自体が国際的な海港都市神戸の姿を如実に示している。在留外国人のなかで最大の勢力は中国(中華民国)人であり、これに次ぐのがイギリス人である。そしてソビエト・ロシア人、アメリカ人(アメ

第一節 経済の発展と国際海港都市神戸の形成

表 185 神戸市在留外国人

年次 国籍	昭和 5		昭和 6		昭和 7		昭和13		昭和14	
	世帯	人口	世帯	人口	世帯	人口	世帯	人口	世帯	人口
中 華 民 国	1,545	6,636	943	4,121	723	3,222	766	3,432	1,217	4,290
ソビエト	141	412	68	213	141	361	156	401	106	317
イギリス	255	513	231	511	203	501	352	890	252	433
北米合衆国	124	230	123	253	99	290	159	388	105	169
フランス	36	72	31	63	27	52	57	121	53	101
ドイツ	118	259	122	297	102	247	253	560	210	429
イタリア	8	23	15	30	10	20	18	59	19	37
スイス	49	97	48	110	48	96	62	124	39	75
オランダ	23	48	24	52	28	44	80	166	74	135
デンマーク	5	11	7	17	3	7	12	34	7	17
ベルギー	1	2	3	11	3	11	3	8	6	9
スウェーデン	14	38	13	34	11	31	11	29	12	27
ノルウェー	2	4	2	4	4	7	9	15	5	7
スペイン	7	26	6	16	5	19	6	18	8	19
ポルトガル	27	108	28	109	23	87	35	145	39	128
エジプト	3	7	5	8	4	10	9	25	11	24
ギリシャ	1	4	—	—	1	4	3	3	4	6
インド	104	250	98	240	113	216	356	674	401	632
蒙 州	9	24	6	14	9	23	11	30	1	2
オーストリア	2	3	62	142	3	4	13	34	4	8
カナダ	23	42	24	50	24	47	30	93	35	50
そ の 他	40	133	51	184	45	117	108	234	272	437
合 計	2,537	8,942	1,910	6,479	1,629	5,416	2,509	7,483	2,880	7,352

(注) ソビエトには旧ロシア人を含む。

資料: 『神戸市統計書』昭和8年、18年

リカ合衆国）人、ドイツ人、インド人、ポルトガル人などがこれに続いて多い。

昭和五年に比べると昭和七年の中国人の在留者が半減しているが、その原因は昭和六年九月に勃発した満州事変にあった。すなわち、事変の発生によって「日華の風雲急を告ぐるや在留民国人は極度の不安と焦燥に駆られ帰国するもの相踵」いだのである。もっとも、帰国者の大部分は「中流以下の労働者、店員及び其の家族で婦人子供が過半を占め、在留民国貿易商の大部分は尚ほ残留して形勢の推移を静観して居」た。しかし、満州事変を動因として激しくなった日貨排斥運動は、昭和七年一月の上海事件によって「愈々熾烈且つ極端となり、其の波及するところ民国の全領土は勿論のこと遂には南洋一帯に亘る華僑にまで及び、対民国及び南洋との商取引は全く途絶せる為め、在留華商の休業閉店するもの簇出し約百軒の民国商館は殆ど全く総倒れの状態で、目下營業を継続せるものは僅かに二、三店に過ぎず其の他の残りの店は残務整理の為め数店が合して一事務所を共有している現状」（『神戸在留華商及其の取引事情』）となったのである。

しかしながら、昭和八年になって上海事件も一段落すると、商館員を先頭に中国人の復帰も行われるようになり、同年末には三八四七人に増えている。昭和八年末のその他の在留外国人は、イギリス人五〇四人、アメリカ人三二九人、ソビエト・ロシア人二五六人、ドイツ人二四九人、インド人二二三人、スイス人八七人、ポルトガル人八四人、フランス人六八人、カナダ人六一人、その他二三〇人で、全体で五九三六人となっている（『神戸港大観』昭和十年刊）。

その後、昭和十三年には在留外国人は七四八三人に達している。十五年以降の資料を欠くので断言はできないが、中国人を除くほとんどの国の在留外国人は十四年には減少しており、このことから戦前昭和期の

神戸在留外国人のピークは昭和十三年であったように思われる。とくにイギリス人とアメリカ人の十四年における減少が顕著であり、当時のわが国と英米両国との関係の悪化を如実に示すものといえよう。十三年に比べて十四年に唯一大幅に増加しているのは中国人であり、神戸市における華僑社会の強固な存在を示している（『神戸市統計書』昭和十八年）。

また、当時日本の植民地であった朝鮮と台湾からの在留者は、昭和五年の国勢調査によれば朝鮮人一万九一二人、台湾人三七八人であり、前者は林田区、葺合区、灘区、須磨区を中心に居住しており、後者は神戸区と葺合区に集住していた（『神戸市統計書』昭和十年）。

さらに、『神戸港大観』（昭和十年刊）によれば、昭和八年の神戸港上陸外国旅客員数は一万二六七九人であり、前年より三一〇四人増であった。これを国籍別にみると、中国人五四三六人、アメリカ人二三九五、イギリス人二〇三二人、ドイツ人四六二人、ソビエト・ロシア人三一八人、フランス人二九九人、インド人二九一人、オランダ人二七三人、「満州国」人二三〇人、カナダ人一五一人、フィリピン人一四四人、スイス人八五人、その他五六三人（ヨーロッパ人四六五人、南アメリカ人五四人、アジア人四四人）であった。

こうして当該期の神戸市においては、多様な国籍の人々が居住、あるいは往来し、人的な側面においても神戸市は国際海港都市としての性格を強めて行ったということができよう。

第二節 都市政治構造の変容と再編

1 昭和恐慌以降の地域社会の変容

昭和八年（一九三三）年四月の市會議員選挙は、前回の第一回普選による市議選と同様波乱含み市会選挙であった。まず、定員がこれまでの六八人から六〇人に減員され競争激化が予想された上に、

立候補者が一四四人に達するという乱立ぶりであった。一方、棄権も前回とほぼ同様の三〇％を示した。結果は前回一六議席の政友会系が二三議席とトップに躍り出、逆にこれまで市会の多数を占めた民政党系が二二議席に後退した。以下、国民同盟五、社会大衆党二、革新党一、中立七という構成であった。

このうち現職候補の当選者は三四人にとどまり、一人人が落選の憂き目をみた。なかでも灘区の安国幸左衛門、神戸区の西田富三郎といった有力市議員や、また中亥歳男、浜野徹太郎ら現職代議士の支援を受けた小西寿三、浜野卓爾郎らの落選は注目され、これまでの地域有力者の地盤の動揺を示す結果となった。一方、前回の選挙で四人の当選者を出した無産政党も、今回は半分の二人に議席を後退させた。森脇甚一、青柿善一郎ら中心メンバーの落選は大きな痛手であった。

これにかわって新人候補二五人が当選し、市会議員の入れ替わりがすすんだ。また、この選挙では、網谷才一ら市の連合青年団の役員や、衛生組合連合会役員といった地域住民組織の代表者の動向が注目される。網谷は兵庫実業補習学校を卒業後、市の修養団、そして青年団の活動の中心となり、また、みずから書籍商として同業者の百貨店出店問題にかかわるなど、小売商問題の解決を切実に訴えていた人物であった。彼は落選に終わったものの、こうした地域を担う中堅層がみずから政治に発言を求め始めたのである。

昭和初期の 住民世帯

こうして政治が流動化をみせた当時の、市内住民の態様はどのようなものであったのだろうか。昭和五年の国勢調査によれば、全市の世帯数は一七万八三二五世帯、人口は七八万七六一六人（男四〇万六三四八八人、女三八万二二六八八人）である。この人口を出生地との関連でみると、市内出生者の総人口に占める割合は約三八％（七八万七六一六人中三〇万一〇四五人）で、大正九（一九二〇）年の約三一％（総人口六〇万八六四四人中一八万五四一五人）と比較して増加傾向を示している。これを年齢別にみると、昭和五年ではこの一〇年間の出生者にあたる〇～九歳では市内出生者（二万四四一七八人）が市外出生者（二万七六九〇人）を大きく上回るのに対して、二五～二九歳では市内一万六五八一人、市外五万九九〇九人、三〇～三九歳では、市内一万九九八五人、市外九万四八八八人、四〇～四九歳では市内一万一七〇三人、市外六万五六二三人と、逆に市外出生者のほうが上回っている。ここから市外から流入した人口が市内で出産・定着する傾向が読み取れよう。普通選挙の実施は、こうした市外から流入し定着した者にも選挙権を与え、政治参加の機会を与えることになったのである。

そこで、こうした市内に居住する世帯の実態をみることにする。まず、須磨・灘の編入市域を除く一世帯

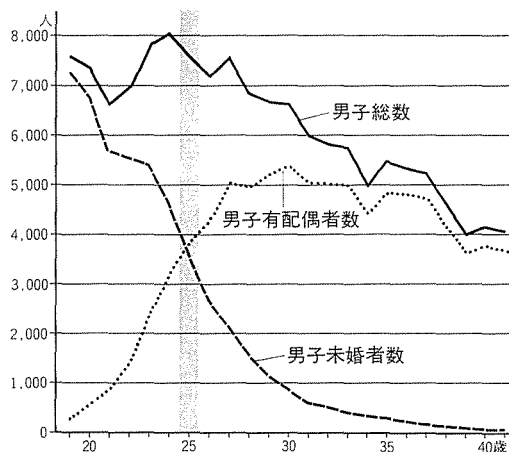


図 29 男子人口に占める未婚者・有配偶者の年齢別推移 (昭和 5 年)

当たりの平均人数をみると、明治三十年三・六三人、明治四十一年三・九四人、大正九年四・四〇人、昭和五年四・四一人となり、わずかに増加しているのがわかる。これは、もっぱら四～六人世帯が増加したことによるもので(四～六人世帯数…大正九年五万五四〇世帯→昭和五年七万六四七九世帯、一・三八倍、反対に一人世帯、あるいは一〇人前後を超えるような大世帯は、実数において少なく、増加率も四～六人世帯を下回っていた(一人世帯…大正九年八三七一世帯→昭和五年九八〇六世帯、一・一七倍、七～一〇人世帯…大正九年二万七九二

二世帯→昭和五年二万四〇七九世帯、一・三四倍)。

また、大正十五年の内閣調査により市内給料生活者および労働者の家計収入をみると、前者の収入平均は約一四二円、後者は一〇六円で、その内世帯主の本業収入が占める割合は、給料生活者八一・三二%(銀行・会社員一八八円八一%、教員一八八円七九%、巡査七三三円八四%)、労働者八四・三〇%(工場労働者九一円八五%、日傭労働者八三円七九%)となり、いずれも世帯主の収入が家計収入の約八割に達している。ここでも一世帯の平均人員は三・九八人で小家族形態を示している。

ところで、こうした小家族世帯形成の出発点となる婚姻年齢は、男子では二〇代後半から三〇代に、女子では

二〇代前半に集中していた。特に男子の場合、図29にみられるとおり各年齢人口に占める未婚者数と有配偶者数が逆転するのが二五歳前後であり、二五歳は普選実施による選挙権を取得する年齢であった。神戸市の例を見る限り、初期の普通選挙は世帯主選挙の性格をもっていた。すなわち、家族を代表し、その収入によって家族の生活を支えうる者がより多く政治に参加の機会を持ったといってもよい。

このことは、当時普通選挙法が「公私の救助」をうける者の選挙権を否定し、家族を自立的に支えられない者が政治から疎外されたことを考えればより明瞭となる。

神戸市で昭和九十年にかけて行われた調査によれば、選挙権を喪失することになる要保護世帯（救護法の対象九八五世帯、他の救助の対象三七二五世帯、総人数一万九五二四人）は、一般世帯と同様に小家族を形成し、また徐々にはあるが多就労形態を脱しつつあった。まず、家族形態では、夫婦のみ、あるいは夫婦とその子供により構成されるものが四五・一％、これに夫・妻のいずれかを欠く世帯を加えると六四・八％に達していた。これは、夫婦と親兄弟および孫のある家族といった二世代以上の家族の一八・一％をはるかに上回っていた。また、同居人のある家族も〇・五％であった。次に全世帯中、一世帯に一人のみ働く世帯が二四四一、二人働く世帯が一七八で、これらを合わせると全体の七六・九％を占めていた。また、全人員中本業を有する者は二五・四％、失業者五・四％、休業者〇・三％で、残る六八・九％はもともと無業の者か児童生徒であった。また、要保護世帯の男子の婚姻年齢も二五歳前後をピークとし、やはり選挙権を獲得する年齢と重なっていた。このように、要保護世帯の構成も一般のそれと比較して質的な差異があるわけではなかった。世帯主の健康や収入の状態いかに、保護・救護の対象になるか、政治参加の機会を獲得するかの

別れ目となっていた。同調査による貧困原因のトップは「世帯主ノ疾病」であり、以下、「前世帯主ノ死亡」「世帯主ノ老衰」が続いていた。

以上のことから、世帯主を把握することと、そのために二五歳前後を皮切りにみずから世帯を構え始める青壮年の生活を保障することが、普選により、より多くの国民を政治に参加させ、議会主義的に国民統合を実現していくための条件だったといえよう。そして、国や市と世帯主層を媒介する社会集団が青年団であり、衛生組合（世帯主参加）であった。

2 青年団の再編

昭和期の
青年団 昭和初期の青年団の活動をみると、まず単位青年団では講演会・講習会・弁論大会の開催などの修養や、体育事業、祭礼時の交通整理などの奉仕等さまざまな活動が行われている。

このうち、地域の治安維持にかかわる奉仕活動は、第一次大戦後、青年団の特に重要な事業として重視されていた。そのため、防火活動や、年末・災害発生時の夜警、民警懇談会などの名称をつけた自警団組織の結成など、日常的な地域の監視を行うまでにいたっている。

このように治安が強化された背景として、青年団の中心的メンバーとなる青壮年層のなかに、米騒動の時自分の家が襲撃の対象になった者が少なからず存在したということは見逃せない。たとえば、播磨政一（米穀商）は多聞通六丁目青年会（後に多聞六保安青年会、湊東区）の幹部で、湊東区連盟の役員にもなる人物である



写真 59 元五青年団

が、米騒動当時、彼の自宅は三百余の群集に取り囲まれ、白米の廉売を迫られている。騒動の中で、群集の襲撃をみた神戸区北長狭通八丁目の青年会の幹部が、「社会の秩序は、震災以外大火災とか或は又一方、社会的原因によって破壊される事があるのである。先年当市に於て演じられた米騒動当時の焼打事件の如きは其の最も近い一例である。」「されば一朝有事の際、町内一致団結して吾が町内を自衛保護する事は必ずや必要とするのである。」（『北長狭八青年会々報』一一）と述べているとおり、地域秩序弛緩への危機意識から治安

の強化が図られたのである。

また、騒動の根底にある生活難そのものの解決も必要であった。青年団のそれへの対応は、教育、職業指導、貧困者救助などの形で行われる。

まず、教育では夜学会、講習会、図書室の設置、弁論大会の開催など、かなり熱心な活動がみられた。市内の主要な商業地域に位置する三四青年会（北長狭・下山手の各三、四丁目）では、創立当初（大正十年）から夜学会が設置され、英語、国語、珠算、さらには法律、簿記が商店の店員に対して教育された。また、工業地区にある真野青年団では、昭和六年から「日用常識講座」と題して、英数国三教科のほか通俗電気学、通俗建築附図案、物理・化学など工業用知識の講習を行っている。

次に、失業者対策も積極的になされた。昭和に入り不況が深刻化するなか、平野青年団（湊区）や松上青年団（湊西区）では、全団員・関係者が協力して団内の失業者の就職斡旋を行った。松上青年団の場合、昭和五年から七年三月の最も不況が深刻な時期に、二三人の就職を実現した。

ところで、こうした個々の単位青年団でできる地域の改善には、おのずと限界があった。失業者を救済するにしても、幹部となっている商工業者自身が経営難にあった。また、商工業者が占める幹部と、店員・従業員が占める一般団員との関係が、温情主義的に調和するとは限らなくなっていた。一方、小売商などでは第一次大戦後から昭和初期にかけての慢性不況期には、百貨店、チェーン・ストア、消費組合の進出に対抗するため、また、営業収益税の導入などによる帳簿の作成のため、簿記・会計をはじめ商店経営に関する新知識を身につけることが必要となった。これらは個々の単位青年団で賄えるものではなかった。例えば、中心商業地にあった三四青年会の夜学会ですら、経費の削減の結果大正十二年以降しばらく活動が中断され、昭和二年に再開された時は、珠算のみの小規模なものに縮小されていた。

単位青年団 こうして、単位青年団の担い手のなから、地域だけでは解決不可能な生活難や社会改善のリーダー 問題を、市や国の手によって実現しようとする要求が現われる。ここでは、大正十五年十二

月神戸又新日報社が開催した兵庫県青年議会（普選を模し、県内を二六選挙区に分け、満二〇歳以上の男女候補者を月極読者の公選により選挙、当選者を集めて模擬国会を開いたもの）に当選参加した者の政見を挙げておこう。

村上義了 明治二十二年生れ（昭和初頭で三〇代後半の壮年に属する）。彼は神戸誠心青年団（葺合区琴緒町五丁目）において、大正七年八月（米騒動の月）の団長初当選以降、昭和初頭まで団長の役職にあり、市の連合青年

団(市連青)の創立にも参加した人物である。彼が青年議會に際して発表した政見は、「一、現存貧民住宅の改善一掃を期し、共同宿泊所の刷新拡張を促す。一、社会政策の振興実施を期す(市営にて土木事業を起こすなど)。一、青年団に中等高等教育の補習機関を設け、普選実行の理想化を期す。」(『又新』大正十五年十月二十四日)というものであった。

中野甚之助 明治三十二年生れ(同じく二〇代後半の青壮年)。岡山県出身。千歳青年会(林田区)幹事。市立兵庫尋常高等小学校を経て、東京私立工種学校修了。長田カネキ自動車社勤務。政見「一、自治団体権の拡張。」「一、教育改善、義務教育国庫負担問題の確定。一、労使協調政策の確立と共に失業者の徹底的救済策の実施。」「一、貧民住宅の徹底的改善。一、社会政策の根本改造と共に民衆政治の実現を期す。」(同十一月六日)。

瀬尾政広 明治三十六年生れ(同じく二〇代の青年)。熊内青年団(葺合区)理事。広島県出身。専門学校中途修了後、労働学校幹事。政見「一、労働時間の制定を期す。一、移民政策の確立を期す。一、知事の公選を期す。」「質屋は相当担保を要し利息も高き故、政府が金融機関をつくり国民生活の安定をはかる。」(同十月十五日、十二月三日)。

模擬選挙にむけてのアピールという側面もあるが、いずれもが貧困・失業問題・労働問題の解決を掲げ、教育の充実を政治の問題としてその解決を求めている。青年団の活動を担っている者にとって、これらの問題がいかに切実であったかがうかがえるのである。瀬尾政広は、以後市連青の幹部にもなり、さらには昭和十二年、選挙粛正運動下の市會議員選挙に議會浄化を唱えて出馬する。そうした彼の活動の一つの出発点を

青年団歳入出予算の推移

(2) 歳 出

(単位: 円)

事業費							事務費	①	②	臨時	合 計
修養	体育	編集	産業	各区事業	防護隊	その他小計					
1,360	1,670	1,844	—	—	—	6,463	2,523	307	567	—	9,860
700	820	2,777	—	1,930	—	7,377	2,573	307	495	605	11,357
700	870	2,570	—	1,930	—	7,645	2,648	322	467	—	11,082
500	740	2,060	—	2,400	—	7,065	2,648	318	331	—	10,362
650	560	1,880	—	2,466	—	7,116	2,814	322	80	1,400	11,732
890	700	1,928	—	3,253	600	9,671	2,791	332	130	—	12,924
990	700	1,928	—	3,753	950	10,421	2,956	338	245	—	13,960
770	650	1,850	500	4,000	—	10,420	3,352	357	289	5,000	19,418
280	790	2,200	200	3,760	—	10,204	4,700	306	300	—	15,510
280	540	2,360	400	4,160	—	11,580	4,370	289	331	—	16,570

費補助金5,000円を含む。①は大日本連合青年団・兵庫県連合青年団への負担金, ②は予備金, 臨時歳出は親閲会費用(昭和10年)

111号・140号・185号・209号・281号(昭和13年4月)

ここに見ておきたい。

市連青の

活動

単位青年団の活動が継続性を欠き、また小規模なものとならざるをえなかったのに対して、市の連合青年団は表186のような豊富な財源をもとに比較的充実した事業を展開した。

市連青の昭和初頭までのおもな活動をあげると以下になる。

教育—中堅青年講習会、講演会、演説会、一夜

講習会、雄弁大会、商工業諸問題に関する講習会、活動写真会、青年講座、巡回

史跡講座、社会見学・産業視察

体育—大運動会、陸上競技会、野球大会、庭球

大会、登山会、柔剣道相撲大会、水泳講習会、早起体操会

奉仕—関東大震災避難者救援、成婚奉祝等提灯

行列、大葬参列、大典記念鉢伏山開拓、

昭和天皇親閲、皇室奉送迎、観艦式交通

表 186 神戸市連合

(1) 歳 入					
年 度	団 費	補助金	雑収入	繰越金	合 計
昭和3年	1,560	5,600	1,300	1,400	9,860
4	1,782	5,600	1,975	2,000	11,357
5	1,752	5,600	1,930	1,800	11,082
6	2,172	6,100	1,940	150	10,362
7	2,232	6,100	1,800	200	*11,732
8	2,604	8,000	2,120	200	12,924
9	2,640	9,000	2,120	200	13,960
10	2,748	9,000	2,370	300	**19,418
12	2,880	9,000	2,930	700	15,510
13	2,940	10,000	3,130	500	16,570

(注)* 創立十周年記念式典の市臨時補助金1,400円, **全国青年団大会費用(昭和4年), 十周年記念式典費用(昭和7年), 全国青年団大会資料: 市連青团報『神戸市の青年』75号(昭和4年7月)・88号・

査所(第三回)など、市内の主要企業を見学し、その場で「労働ト修養」などの経営者による講演が行われている。こうした、研究者や経営者から直接そのノウハウを聞くことができる点で、市連青の事業は、単位青年団や区の連盟の教育事業の水準を上回ることができた。

青年団規程の改正
このような、財源や事業規模で下位の団体を凌駕した市連青のもと、青年団組織全体の再編が行われる。まず、単位青年団には『加入団取扱停止規程』(昭和三年五月)と『神戸市青年団細

整理、若槻ロンドン会議全権出迎、湊川
神社砂持奉仕
編集―機関紙『神戸市の青年』、『青年パンフレット』発行

なかでも注目されるのが教育活動である。例えば、昭和二年から同四年にかけて合計八回にわたって実施された青年講座では(表187)、不況下の中小工商业者にとって必要な実業に関する知識が、専門の研究者によって教授された。また、昭和五年から行われた産業視察講習会では、神戸製鋼所・再製樟脳会社(第一回)、台湾精糖会社神戸精糖所(第二回)、阪神鉄鋼所・日本染工株式会社社長田工場・輸出絹織物検

表 187 神戸市連合青年団主催青年講座一覧（昭和2～4年）

回 次	内 容
第1回	「日常生活に即したる青年の修養」法学士山下信義
第2回	「電気とは何か」「能率増進」「動力」「住宅改良問題」「地震と建築」「最近我国の機械工業の状態」神戸高等工業学校教授薄井廉介ほか
第3回	「金銭の利殖」「金銭の借入」「租税と経済生活」「租税制度」「商品配給に就て」「小売に就て」神戸高等商業学校教授原口亮平ほか
第4回	「湊川戦史」「世界に於ける神戸港」「楠公遺蹟」「神戸史蹟」「一の谷戦史」会下山人福原潜次郎ほか
第5回	「俳句の話」「旅行の話」「花と人生」「絵画の見方」「音楽の聴き方」高田蝶衣ほか
第6回	巡回史蹟講座
第7回	「憲法の話」「陪審法の話」「日本将来」「神戸市の商工業」「神戸市の社会事業」神戸地方裁判所東亀五郎ほか
第8回	「電気と其応用」「天候の話」「神戸市背山の史蹟」「神戸市に於ける民俗信仰の変遷」「金解禁が物価に及ぼす影響」薄井廉介ほか

資料：市連青『拾周年記念誌』

則』の改正（昭和五年一月）で規制が加えられる。前者により、市連青への負担金滞納六カ月に及ぶものは加入団としての取り扱いが停止された。このため、九団が退団処分を受けている。後者では、新設団について「設置地区明瞭ニシテ其地区内ニ既加入青年団ノ地区ヲ含マザルコト」（第一条第二項）とされた。要するに地区ごとに団員の重複を避け、確実な運営を行えるもののみが設置されることになった。こうした地域的編成を強化する規程により、事実上企業や同業組合による青年団の新設はできなくなる。

次に区の連盟については、昭和五年一月『神戸市連合青年団各区連盟ニ関スル規程』『神戸市連合青年団各区連盟準則』が定められ、「神戸市連合青年団ノ目的ヲ達成スルヲ以テ目的トス」とされ、市連青の一機関と位置付けられた。

一方、市連青自体は、幹部養成の機関として位置付けられた。昭和五年に始まる中堅青年講習会では、

「青年団ノ本質ハ常ニ团员ノ修養ヲ企図スル団体タルニ在リ」「苟クモ団体ノ勢力ヲ利用シテ直接政治問題ニ干与シ、又ハ政治運動等ニ参加スルガ如キコトハ絶対ニ禁止スルコト」といった内容が講義された。当時、深刻になりつつあった地域への政党間対立の浸透に対して、幹部を通じて青年団を政治的に中立化させることが目指されていたのである。

市の青年団 市当局では、青年団の活動に対して教育課内に社会教育係を設置し、また教育課吏員を市連指導方針 青の理事や嘱託のポストにつけて、その指導にあたっている。市立実業補習学校や小学校の

校長・教員による指導もあった。

ところで、昭和初頭まで主流を占めた指導方針は、個人修養を中心とするものであった。これは、市の教育課主事で市連青の常任理事であった有方新治や、岸田軒造（兵庫商工実修学校校長）、網谷才一ら、市の実業補習教育関係者であり市の修養団運動の担い手でもあったメンバーを中心に唱えられたものである。網谷が市連青の機関紙『神戸市の青年』紙上で、「一事慣行百例」として、「簡易生活、安価生活ヲ心掛クルコト」「子弟教育貯金、結婚準備貯金ヲスルコト」「子供ノ勤労ニタイシテハ一定ノ報酬ヲ与エ之ヲ貯蓄セシムルコト」といった日常生活上の心得を強調したように、青年団のさまざまな事業も、その中心はあくまでも团员個々人の生活改善にあり、それによって生活難を乗り越えようというのである。

こうした指導方針の背景には、彼等なりの現状認識があった。『神戸市の青年』七〇号（昭和四年二月）に掲載された岸田軒造の「所感」を要約すれば、おおよそ以下のようになる。

我国は米が約一割足りない。しかもその足りない米を作る肥料の約三分の一は外国から輸入している。

その他、大なるは自動車諸機械より、小なるは卵、野菜、下駄、傘に至るまで、日常品はことごとく輸入しており、かくして毎年幾億の富が外国に流出し、欧州大戦中二三、四億あった日本の金貨は、今や一億にまで減じてしまった。この調子で行けば日本はどうなるのであろうか。ところが、それにもかかわらず、国民は浮華放縱にひたっている。遊興費が年間一〇億円、飲酒に費やされる額が一二億円、一日の煙草代が七六万円である。これらの淫蕩放縱の結果、国民の健康状態は低下して、多額の金を消費し、少しも国家に貢献せずして死ぬ幼年青年の死亡者数が世界第一である。また、米が足りないのに混食するものが極めて少ない。国民が少し覚醒すれば重大な食糧問題も直ちに解決される。また、国民一般に労働を嫌い、働くことが少なくして報酬を多く得ようとする結果、能率は低く賃金は高く、ついに世界一労銀の高い国となって、物価も高騰してしまった。

ここでは当時の物価高騰、輸入超過といった経済状態の悪化の原因が、国民の消費生活に帰せられている。こうした発想は、浜口雄幸民政党内閣下で金解禁実施にむけて展開された公私経済緊縮・教化総動員運動を受け入れる下地を用意した。市連青では、機関紙上に文部省からの「教化動員に関する檄」が第一面で掲載され、第八回青年講座では「金解禁が物価に及ぼす影響」が講義されるなど、啓蒙活動が行われた。単位青年団レベルでは、平野青年団（湊区）が、この運動にかかわる団員申し合わせ事項として、神宮・皇居の遙拝、職業の能率向上、予算生活、貯蓄の実行、国産品の愛用、禁酒、団員中の失職者の求職運動などを決議した。

経済更生運

動と青年団

この民政党内閣のち犬養毅政友会内閣が成立したが、昭和七年五月十五日の五・一五事件によって倒れ、政党内閣が終りを告げ、海軍大将齋藤実を首班とする「挙国一致」内閣が成立した。その齋藤内閣の下で展開された経済更生運動は、農山漁村の救済を中心とするものであった。そのため兵庫県では、県の青年団による産業研究への助成金交付は、全て郡部を対象としていた。

一方、県連合青年団への負担は、昭和八年では神戸市が三三七円四〇銭で、県下二五郡の平均四二円二四銭をはるかに上回っていた。しかも、この時期市内青年団の担い手の生活はなお困難であった。「青年団員として、団の為には非常によく働いて居られた方であるが、不幸にして事業の失敗のため、又勤務先の都合等に依りて失業され、その為になかなか青年団員生活より離れなければならないようになった方をよく見受けます」(『神戸市の青年』昭和八年四月)とあるような事態も出現していた。

このため都市青年団の農村に対する利害対立意識が高まった。そこで都市青年団は県から独立し、単独で中央の連合組織に加盟しようとした。昭和八年十月に開催された全国商工精励青年大会では、全国都市青年団相互の連絡と、大日本連合青年団に都市専門の管掌機関を設置することが要請された。そして中小商工業者救済の運動を展開しようとした。

壮年団 しかし、青年団が幹部を中心に中小商工業者の救済を主張する運動や政治運動を起こそうとする
の結成 ことは、青年団としての性格上困難であった。しかも次項でふれるように衛生組合や町会も政治

運動からは後退を余儀なくされていた。

壮年団が神戸市で組織され始めるのは、まさにこの時であった。壮年団とは、当時中央における選挙粛正

運動の中心的存在であった田沢義鋪らが、同運動の中軸を担わせるべく全国に呼びかけて結成した壮年層の団体である。神戸市では昭和十年に、元町五丁目の元五壮年団、葺合の旗塚壮年団が相次いで結成され、また三四青年会などでは、内部を青年部・壮年部に分け、そのうち壮年部は実質的に三四壮年団の形態となった。やがて昭和十五年には、市連青の幹部出身者を中心に神戸連合壮年団の結成が目指される。

こうした中で昭和十年三月、神戸市連合青年団団則の改正をはじめとした組織の再編が行われた。これにより、市連青では理事長には市の社会教育課長、常任理事には同課主事と、役員に占める市の吏員の比重が高まり、公選による理事・評議員は若干名とされた。一方、各単位青年団においては団員を二五歳以下とする年齢制限が図られた。

以上のようにして、町会や青年団の「中立化」が図られる一方で、やがて翼賛体制の政治的「実践部分」（翼賛壮年団）を形成する壮年層が別途組織化されていったのである。

3 衛生組合の変化と行政区

尿尿汲取料問題と衛生組合

昭和恐慌下、神戸市でおこった重要な政治問題に尿尿汲取料金徴収問題がある。

昭和五年十二月四日、市の臨時財務調査会に、黒瀬市長より尿尿汲取料金の徴収案が諮問された。これは、公債の低利借り換えや電気・水道など独立会計からの一般市費への繰り入れ、区役所設置による行政整理とともに、市の行財政建て直し策として提出されたものである。恐慌下、市の財政は逼迫し

ていた。市税徴収は制限額に達し、当時の民政党内閣の緊縮財政政策のもとでは、増税は見込みえなかった。その中で同年の汚物掃除法改正により、市に恒久財源として徴収が認められたのが、この屎尿汲取料徴収である。

具体的な料金賦課方法は、当初、便所一カ所につきひと月あたり三荷（一荷あたり約二斗五升）を汲み取ることとし、(1)市直営の場合は三五銭、一荷を増すごとに一〇銭、(2)市直営以外は二〇銭、超過料金は同じ、とされた。これにより、昭和六年度より約七〇万円の収入が見込まれ、徴収に必要とされる経費を除いても、当時約四三万円の汲取費がそれで賄われることが期待された。しかしこれは人頭税にも近く、苦しい生活を強いられていた市民にとっては打撃であったため、大規模な反対運動を巻き起こすこととなった。

反対運動の中心となったのは衛生組合であった。衛生組合は、汲取事業が「市営」となったのちも地域の末端においてその監督にあたっていた。そのため料金徴収の実施は、同組合に深刻な影響を与えることが予想された。昭和五年十二月十六日、林田区衛生組合連合会代表が市長を訪れ陳情を行なった際の反対理由には、「一、屎尿汲取料の徴収は、社会政策に反し、時勢を考へざる庶民階級均一の負担であること。二、衛生組合法規が通過しない今日、屎尿汲取料を徴収することは、現在の衛生組合を潰滅にみちびくものである」ことが挙げられていた（『又新』昭和五年十二月十七日）。以後、同組合の反対運動は全市規模へと発展し、ついに市会での議決を控えた翌六年三月二十五日には、役員六〇〇人が市役所に押し掛け、市議を順々に市庁の中庭にひきだし一々反対の言質をとるなど、「稀にみる争議そのまゝの場面」を呈するまでに至っている（『又新』昭和六年三月二十六日）。

決算の推移

昭和3年度	昭和4年度	昭和5年度	昭和6年度	昭和7年度
円 7,148.63	円 7,300.42	円 7,281.29	円 7,086.70	円 6,895.58
342.82	395.29	429.07	24.82	11.40
36.06	31.96	23.81	23.34	32.01
7,527.71	7,727.67	7,734.17	7,134.86	6,938.99
7,741.20	8,693.12	10,586.39	433.62	1,004.25
15,268.71	16,420.79	18,320.56	7,568.48	7,943.24

6,240.34	5,834.40	7,252.43	6,386.56	6,394.13
300.06	361.12	363.66	357.79	323.65
3,490.53	3,231.60	3,345.77	3,315.76	3,229.12
384.00	384.00	384.00	384.00	384.00
924.00	924.00	910.67	924.00	979.00
335.25	—	634.51	177.67	866.45
8,693.12	10,586.39	433.62	1,004.25	682.66

月から翌年3月までの1年間。

市会内でも衛生組合に地盤を持つ議員は多く、その結果当時の中和会（民政党・昭和会（政友会）・公友会（中立）など、いずれの会派でも市長擁護派と徴収反対派との対立があらわとなった。結局、徴収免除点の設定など修正の上で条例は可決されたが、実施は一年延期とされた。そして翌七年度に、徴収総額三五万円と大幅な削減をみた上でようやく実現されることになったのである。

衛生組合の法人化問題 衛生組合がこのように強硬な反対運動を起こした背景には、林田区連合会の陳情に見られたように、当時第五九議会で審議されていた「衛生組合法案」（政府提出）の通過いかんが深くかわっていた。これは衛生組合を法人とし、これまで組合長の個人名で管理されていた組合財産を団体として管理する権限

第二節 都市政治構造の変容と再編

表 188 平野衛生組合収支

(1) 収 入

項 目	大正12年度	大正13年度	大正14年度	昭和 2 年度
衛 生 費	5,609.18	6,974.70	7,070.64	7,073.62
預 金 利 子	235.25	245.48	267.44	328.81
雑 収 入	23.24	50.52	19.67	145.22
小 計	5,867.67	7,270.70	7,357.75	7,547.65
前 年 度 繰 越	4,073.18	3,509.45	5,017.32	6,227.76
そ の 他 合 計	9,940.85	10,780.15	12,375.07	13,775.41

(2) 支 出

経 常 費	6,211.19	5,686.38	6,946.20	5,926.21
会 議 費	328.59	283.72	375.10	230.15
下水掃除費	3,320.53	3,215.48	4,060.45	3,517.60
事務所家賃	384.00	384.00	384.00	384.00
給 料	900.00	920.00	936.00	924.00
臨 時 費	220.21	76.45	50.00	108.00
次 年 度 繰 越	3,509.45	5,017.32	5,378.87	7,741.20

(注) 経常費の項目は主要なもののみ。大正14年まではそれぞれ8月から翌年7月まで、昭和2年以降は4
資料:『平野衛生組合収支報告』各年度

を与え、また組合費の強制徴収権、組合事業に対する使用料・手数料の徴収権、市長の監督権限を定めようとしたものである。それではなぜこのような法案が必要となったのだろうか。

昭和初期になると、衛生組合はその活動範囲を一層広げ、市に地域の改善を求める陳情・請願などの活動を活発に展開する。

例えば和田岬町などの都市計画事業による道路拡張に伴う受益者負担反対運動(大正十四年、湊西区)、葺合区連合会の阪急高架線乗り入れ反対運動(昭和二・四年)、さらに昭和五年神戸港修築事業が時の政府の緊縮政策によって繰り延べられた際には、全市四百の組合が一丸となって反対運動を展開するなど、町から区・市にいたるさまざまなレベルの「地域」の問題に積極的にた

ずさわり、住民を代表してその利害を主張していった。

こうした各町の衛生組合を統一する機関としては、大正十二年七月に神戸市衛生組合連合会が結成されていた。これは市長を名誉会長とし、全市衛生組合の役員約四千人を組織したものである。事務所は市役所内に置かれていた。役員には魚澄惣一郎（初代会長、米穀商、元市議）、西川莊三（初代副会長、二代目会長、海運業、市会議員、商業会議所副会長）、西村正次（理事、貿易商、市会議員）、木下勢三（理事、海運業、市会議員）、大越兵蔵（理事、薬種商、神戸鵜取会副会長）といった、市内の資産家と目される人々が就任していた（大正十四年）。その中心的存在であった西川莊三が、米騒動時の市による米の廉売において、「西川君の如きは米の買手方を一手で引受けたやうに先に立つて奮闘努力した」（『又新』大正八年一月二十六日）と評されたように、彼等は、地域秩序建て直しの必要を痛感し、みずから先頭に立ってそれを実行しようとしている人物でもあった。

ところで昭和初頭になると、衛生組合は地域住民が毎月支払う組合費（衛生費）によって経費を賄うようになっていた。表188は湊区平野衛生組合の収支を示したものである。これを見ても歳入に占める衛生費の割合がいかに高かったかが理解できる。また衛生組合は、別に預貯金、不動産、債券などさまざまな形で財産を所有していた。その内容は組合によって違っており、毎月の衛生費を積み立てたものもあれば、旧来の共有財産の売却金を預金している場合もあった。したがって、その使途について住民も無関心ではなかった。

しかし、こうした組合の会計や財産については明確な管理規程がなく、特に財産は、組合が法人格を持たないため、組合長個人の名義で管理される場合が多かった。しかも、役員を選出方法についても法規で具体的に規程されていなかった。したがって、衛生組合が地域にとって有用となればなるほど、組合費の運用

や役員選挙をめぐって頻繁に内紛が発生する。普選実施にともなう地域への政党間対立の浸透は、こうした事態をより深刻化した。『神戸新聞』（昭和五年十月八日）によれば、「急激に組合本来の立場がとみに政党化され、加ふるに町内有力者の勢力争いに基づく内部の軋轢が益々尖鋭化し露骨を示す情勢に立ち至った。即ち、現在市内で一町内に二個の衛生組合を有せるものは二十ヶ所以上」という状態であった。ここに、衛生組合の法制化が求められることになった。

法制化にむけての運動としては、全国レベルでは大正九年以来、全国衛生組合連合会による政府・議会への建議が展開された。京阪神三都市参事会による建議もあり、県内でも昭和五年十一月には、神戸・姫路・西宮・尼崎・明石の五市が兵庫県衛生組合大会を開催して法制化にむけての決議を行っている。

こうした動きをうけて、さきに掲げた「衛生組合法案」が第五九議会に提出されたのである。この法案のなかでは、衛生組合は市に属する事務の補助を行ない（第三条）、また、手数料を徴収することが認められていた（第一条）。そして、衛生組合が行うべき適切な事業には、「屎尿ノ汲取運搬」が挙げられていた。こうして、この法案が成立すれば、衛生組合は法人として都市住民生活に不可欠な屎尿汲取事業を、住民からの手数料徴収のもとに行えるはずであった。ここに衛生組合が、法案成立以前に市による屎尿汲取料徴収が実施されることに対して反対を示す理由があった。

神戸市従業員組合
合と無産政党

屎尿汲取料徴収問題をめぐっては、衛生組合とは別に反対を主張したものとして、神戸市従業員組合（結成時は神戸市従業員連盟）と無産政党の動きも見逃すことはできない。神戸市従業員組合の機関紙『神戸労働新聞』（昭和六年二月二十日）は、屎尿汲取料金の徴収制定について、「吾

等は唯だ吾々の利害だけの意味からでなく、一般無産市民としての立場から、絶対に反対しなければならな
いと思ふのであります」と訴えていた。

神戸市従業員組合は、昭和四年十一月三日、市の屎尿汲取、塵芥掃除に携わる作業員約千名によって結成された。当時の市の汚物処理にあたる作業員の待遇は劣悪なものであった。屎尿汲取に限ってみても、手押し車や馬車を使って、一日に五石から三〇石の屎尿を搬出し、これに対して市から支給される日給は一人平均一円八〇銭で、仮にひと月三〇日労働したとしても月額五四円に過ぎなかった。これは、当時の工場労働者の約半分の水準であった。こうしたなかで、市従業員組合は、待遇改善、公休日の設定や忌引の公認、共済組合の設置などを求めて積極的な活動を展開した。そしてこの市従業員組合を指導したのが、当時の無産運動家、とくに森脇甚一や日本大衆党（→全国大衆党）の永江一夫、松沢兼人らであった。当時市電ストが発生し、市行政の中にも労働運動が浸透しつつあるなかで、こうした動きは全市の従業員に団結の可能性をもたらした。

こうした市従業員組合や全国大衆党などの運動も、衛生組合の存在をめぐっては微妙な動きをみせた。例えば無産派の市会議員であった森脇甚一などは、京阪神三都市参事会の行った「衛生組合法」制定促進建議に、市参事会を代表して署名をした人物でもあった。その意味で彼等は、衛生組合のような地域住民組織を全く否定するものではなかった。

行政区の 屎尿汲取料徴収の実施とともに、昭和恐慌下に実施された政策として見逃せないものに、行政区の設置がある。これは、昭和五年十二月から翌六年三月の市会の審議を経て、同六年九月一

第二節 都市政治構造の変容と再編



写真 60 区役所の発足(左 湊西, 右 林田)
(『又新』昭和6年8月30日)

日に開設されたもので、市内を灘・葺合・神戸・湊東・湊・湊西・林田・須磨の八区に分け、区長・区主事ほか吏員を配置し、戸籍・税務・就学・兵事および衆議院議員・県会議員選挙などの諸事務を分掌するものである。

行政区は、内務大臣の指定さへ得たら、委譲事務の如きも市長が必要なりと認め、市会が協賛すれば相当広範囲にわたることが許される。(略)いはゞ市の現業事務のほとんど全部は区に引きつがれたといふわけで、今後市は市政の最高の方針計画をさだめ、これが施行には主として区が直接あたることになる。それだから区役所なるものの新設は市民生活と重大な関係があるといはねばならぬ。(『又新』昭和六年九月一日)

ところで、行政区の設置については、これまでもたびたび議論が繰り返され、そのつど経費などの関係で実施が見送られてきたところである。それが昭和恐慌下の財源難にもかかわらず、その実施をみたのは、まず第一に東部三カ町村(灘区)の編入により市域が拡張されたこと、第二に基本的には旧学区域や学区制廃止後の新編入市域(須磨・灘)の統廃合を行わずそれぞれを独自に行政区としたこと、第三に区役所庁舎の新設を避けるなど経費の切り詰めを行ない、市会内外の反発を和らげたことなどがあげられる。

また、行政区の設置に関連して、並行して行われた市の行政整理について触れておく必要がある。当時新聞紙上などでは、盛んに市政事務の刷新について「能率第一主義の『事務合理化』『人物の経済化』」の実現が唱えられ（『神戸』昭和六年八月六日）、黒瀬市長もまたその推進の意志を表明していた。しかし、そのために必要な吏員の人材獲得については、「優秀な人材が市役所にあつまらない所以、一は給料の安きに在るが、二は過去久しきに亘る情実採用のため（議員その他所謂有力者の推薦による）、新進気鋭の学校出をしてはいる余地なからしめ」（同上）たというような状態にあった。そこで、昭和六年八月に行われた市の行政整理では、局課廃合により課長級四人、主事級一〇人をはじめ合計一二八人に及ぶ人員が整理され、退職者も三二五人に達した。また、市吏員任用規程を改正し、吏員の試験採用実施といった人材獲得のための制度が導入された。

行政区の設置も、こうした動きの一環として実施された。そのため、設置された行政区の区長の人事にあたっては、補佐役である区主事とともに、相当の人材が拔擢された。たとえば、神戸区長横尾繁六は、前職であった教育課長時代には、二部教授制廃止などの懸案事項を一手に解決してきた人物であった。灘区長金井元雄は、前職は電気局庶務課長であり、給電権問題が懸案となっていた同区に、その専門家が配属されたことになる。葺合区でも、区内の不良住宅改善問題とかかわって、区長には内務省社会局から五十嵐幸雄が社会行政の専門家として招かれた。以下、湊東区には岩井光次郎（前市会計課主事）、湊区には藤尾順保、湊西区には有方新治（前市社会教育係）、林田区には中川祖（前市税務課長）、須磨区には中村中（前兵庫県地方課）が、それぞれ区長に就任した。

なかでも、湊西区長となった有方新治は、これまで市教育課配属後、市の連合青年団常任理事として、青年団活動の中心を担ってきた人物であり、個人修養による青年層の生活改善、実業教育の普及を推進してきた人物であった。彼らが、やがて行われる選挙粛正運動において、地区の実行委員長としてその運動を主導していくことになる。

行政区と

選挙

「選挙の事務をも区役所に引きつぎたいとの考へだとすれば、現在の区を標準としてゆかなければ区界争ひやその他厄介な問題が起こらぬとも限らない」（『又新』昭和五年十二月七日）といわれたように、行政区が、旧学区や編入市域を単位に設置されたのは、選挙事務とのかわりが重視されたからであった。事実、区役所が開設された昭和六年九月は、第二回普選による県会議員選挙が実施される時期にあたっていた。さらに「地方代表制度の主眼は共同の利害関係を有するものをして共同の選挙に参加せしめ、地域利害関係を代表せしむるに在り。区を以て選挙区とする制度は地方代議制度の主眼に合致せるものと言はざるべからず。」（『神戸』昭和九年十一月十日）といわれたように、昭和九年から、県会選挙の選挙区が行政区を単位とすることとされ、翌十年の選挙粛正運動下に実施されることとなる。

そして、この行政区の下では、衛生組合などの地域住民組織が区単位に結集を図り、地域の共同利害や郷土意識高揚の動きを示すことになった。例えば、神戸区の衛生組合は、区役所が設置されるのを機会に各区毎の連合会をつくり、区役所と協調して衛生組合の機能を発揮させるべきだとの主張のもとに、市連合会の分立を唱えている（『神戸』昭和六年四月二十四日）。また、湊西区の場合には、郷土観念を植え付けるためにも、歴史的沿革を尊重する意味からも旧「兵庫」の名称を用いるべきだと、区の名称変更を衛生組合が市に陳情

している（『神戸』昭和六年八月十九日）。これは昭和六年十月に実現し、「湊西区」は「兵庫区」と名称が変更された。

行政区設置の前年（昭和五年）、財産区会の選挙ではあるが、神戸区において、区の衛生組合連合会による候補者の推薦が実施されている。神戸財産区は大正八年の学区廃止のおり、それまで学区で管理されていた共有財産を、学区廃止以後も独自に保管すべく存置されたもので、この区域がそのまま行政区の単位となっていた。この選挙ではその第一選挙区（定員七人）において、衛生組合連合会が定員分の候補者を公認し、推薦状を組合員である住民に対して発送した。対立したのは無産政党（労働党）の公認候補一人であり、彼は衛生組合公認候補に対して、大差をつけられ落選するという結果に終わったのである。個々の衛生組合が単独で市会議員候補者の推薦を行うことはこれまでも見受けられたが、こうした区単位でのものは珍しく、ちょうどこの時期が、のちの選挙粛正運動にも連なる選挙制度の見直しが議論される時期であっただけに興味深い事例といえよう。

衛生組合か

行政区の設置にともない、衛生組合などの地域住民組織では、地域の個別的問題については「町会へ 個々の組合が区と、市全体にかかわるような問題については組合長の中からさらに互選され

た市連合会の役員が市と、交渉する関係が作られつつあった。

しかし「衛生組合法案」が貴族院で審議未了に終わったため、こうした住民組織内部の勢力争いがあった場合、それを抑制する有効な手段はいまだ確立されていなかった。そのため、役員選挙などに絡む紛争はエスカレートする様相をみせた。

こうした状況を踏まえて、昭和八年八月三十一日、県の衛生組合に関する規程（伝染病予防法施行細則）が改正された。これにより第一に、衛生組合への世帯主の参加が義務付けられた。第二に、市長に衛生組合の設置権限が与えられ、市および区の連合会が公認された。また区長は、これまで法規上の権限はなく、単に連合会顧問の資格において衛生組合に関与してきたが、この改正によって、役員の変動・事業成績の監督などについて明文化された権限を得ることになった。第三に、同時に改正された「衛生組合規約標準」により、役員公選に関する事項が明記された。これにより、組合長を選挙長とすること、選挙の期日・会場の公示、被選挙資格（三〇歳以上で地区に一年以上居住する男子）、投票方法が定められた。このことは、役員選挙に制度的根拠を与えるとともに、一方では、刑法の「公選投票を偽造する罪」の適用を可能にし、公的取締を強めることになった。これにもとづき昭和九年五月には、これまで個々に行われてきた役員改選が全市一斉に実施された。これは、選挙粛正運動下の県会議員選挙の前哨戦と位置付けられたものであった。

ただし、この度の県の法規の改正は既存の「伝染病予防法」の枠を出るものではなかった。そのため衛生組合の事業を衛生関係に限定することになり、官公庁のさまざまな行政補助を行っていた市の衛生組合にとって、余りにも窮屈なものとなった。その上、規程の改正にあたって、県当局が組合側に諮問を行わなかったことも手伝って、新規則に対する組合の反発を呼ぶことになった。そこで、打開策として昭和九年三月、町会（町内会）が結成された。これは、衛生組合区域を単位に（役員も衛生組合役員を兼務）、伝染病予防以外の一切の事務を引き継ぐもので、在郷軍人会・青少年団・青年訓練所への補助や「町内各種団体ノ中心トナリ相互連絡」を行うものとされた。以後、衛生組合と町会が事務を分担しながら併存することになる。

以上のように、衛生組合と町会は、行政補助を行いつつ、地域住民とくに世帯主の中から代表を選出し、その代表を通じて行政との意思疎通を行う場として機能していった。ただし役員選挙の取締強化など、住民に対する「公平さ」や「中立の立場」を保持することが強調されるようになったので、選挙粛正運動のもとでは、町会として推薦候補を擁立するというような活動は後退を余儀なくされた。

垂水町の 垂水町の編入についてはすでに昭和四年頃から一部で論議されていたようであるが、それがや
編入 や具体化したのは、昭和八年から九年にかけてであった。昭和九年五月の垂水町議会において

中井栄三郎町長は、一月中旬に神戸市が垂水町編入の意向を持っていることを伝えられたと言い、さらに「町民ヨリ神戸市へ合併スベシトノ声起レルヲ以テ、之ガ町トシテ如何スベキヤニ付考慮中ナルガ、神戸市モ目下特別市制ヲ布ク關係上大都市トシテ附近町村ノ合併ヲ希望スル様ニ考ヘラル。又、現市長勝田氏モ合併ヲ望マルル由承ル。之ニ關係スルカ否不明ナルモ、二十日程以前、神戸市ヨリ当町財政其他総テノ町状態ヲ調査回答方照会アリ。合併ノ参考資料ト考ヘラル」(「垂水町会会議録」昭和九年)と述べていた。

ところで垂水町の編入問題は、一方ではこのころから問題となっていた県の三部経済制廃止問題と、他方ではひき続き行われていた特別市制実現運動と関連していた。神戸市は大正期からひき続いて特別市制を実現して県の監督下から脱却しようとしていたが、それは遅々として進まなかった。ところが三部経済制の廃止は、中国大陸での戦争の拡大にともなう戦時体制の強化の一環としての地方財政制度改革の上で必要と認識されるに至り、昭和十二年、時の広田内閣は、第七〇帝国議会に府県制改正法律案を提出してこれを廃止しようとした。特別市制の実現が望み薄である時、三部経済制が廃止されれば、担税力の大きな神戸市は、

当然負担増となる。

そこで神戸市は同年七月の市会で廃止反対の意見書を満場一致で可決した。そこでは、すでに起債した、あるいはこれから起債しようとしている各種の市債の償還計画は三部経済制を前提にしているので、廃止となれば財政上の困難を来すとした上で、さらに

現在兵庫県市部経済ニ比シ、甚ダ數ク高額ナル郡部ノ既定負担タル郡部債並ビニ郡部諸継続費ヲ分担セザル可カラザルコトナリ、更ニ市部ニ属スル国県道費ハ三部経済廃止ノ咍ニ於テモ、道路法上県経済ニ属セザルニ拘ラズ、広汎ナル郡部地域ニ於ケル国県道費、併モ郡制廃止ノ際著シク増加シタル郡部県道費ヲモ分担セザル可カラザルコト相成ル等、市民ノ負担ハ急激ニ増嵩シ、市ノ財政ハ不測ノ打撃ヲ蒙リ、市ノ發展及ビ将来性ヲ頓挫セシムルニ至ルコト火ヲ睹ルヨリモ明ニシテ、実ニ本市ヲ興亡ノ岐路ニ立タシムル（神戸市会議事録）

との理由をかがげていた。以上からも明らかのように、市部が損失を受けるということは郡部が得をするということであつたから、郡部は三部経済制の廃止に積極的に賛成であつた。こうした市と郡部との対立のあおりもあり、垂水町の編入もなかなか進まなかつた。また昭和十三年の阪神大被害もこの編入問題に頓挫を来す原因となつた。

一方垂水町においては、昭和十四年三月の町議会で一議員が述べた次のような事態もあらわれていた。

今日、国家ノ非常時局ニ直面シ、国家ノ方針ニ則リ県当局ニ於テモ緊縮節約ノ実ヲ挙グベク努力セラレ、当町モ亦コノ国策ニ順応セラル。然ル処、本町財政ハ町税収入以外ニ何等ノ財源ナク、土木関係ニ於テ、

或ハ衛生施設ニ於テ、学校建築ニ於テ甚ダ要望スベキモノ多々アリ。昨年予算町会ニ於テ小学校改築案モ提案サレタレドモ、神戸市合併ニヨリ一挙ニ解決センモノトシテ之ヲ避ケタリ。田口町長就任以来十三年度ニ於テ合併運動ニ対シ何等具体的交渉進捗セズ。(略)当町ハ適當ナル時期ニ於テ市合併ニ見切りヲツケ本町单独ノ立場ヲ以テ進ムベク、吾々ハ研究スルノ必要迫レリ(「垂水町会會議録」昭和十四年)

この議員は港湾都市神戸市と合併するか、工業都市明石市と合併するかと問い、町長は神戸市と合併する方針に変わらないと答えている。

ところが昭和十五年に入り、三部経済制廃止を含む地方制度改革案が第七五帝国議會を通過して実施された。そこで目的を達した郡部側は、四月に「三部制廃止が実現した以上、これが善後措置は成るべく市側と協調し県政将来のため極力善処して苟くも市郡の対立抗争を激成するが如きことを避ける」(『神戸』昭和十五年四月十日)との方針を決めた。ここに「神戸市の市是として多年の懸案であった近接町村の合併、即ち神戸市の市域拡張の機運は、三部制経済の廃止と税制改革が契機となつて漸く動き、当面の問題となつて来た」(同)と報じられるような事態が出現したのである。

この頃神戸市では、人口過密状態が進み、一平方キロ当りの人口は約三万人にもなり、東京市の一万一千人の約三倍にもなつていたから、神戸市平地面積の約三〇%に当る住宅地可能面積をもつ垂水町は市にとって魅力的存在であつた。事実すでに神戸市よりの人口流入を主たる原因とする人口増加により、垂水町の人口は昭和十年の一万七二一四人に対し、五年間で四二%も増加して、昭和十五年には二万四四〇三人にもなつていた。他方、垂水町も神戸市への編入によって教育・衛生・土木・水道・社会事業等の発展が期待さ

れた。

こうして昭和十五年六月に、市は翌年四月を期して垂水町編入を決定し、垂水町でも十二月末にそれを決定し、昭和十六年二月には県に合併内申書が提出され、三月には内務省に申請手続きが行われた。

ところが、編入に当たっての垂水町の希望条件の中には、垂水町区域を独立の行政区とするという一項があった。神戸市側もこれに同意していたのであるが、内務省は人口三万未満の垂水町区域の独立行政区設置を認めなかった。その上、県会議員選挙区である明石郡選挙区は定員一名であったため、編入後の垂水が独立行政区となった場合には議員定数配当ができなくなるという問題があった。このため四月一日編入は見送られ、双方協議により、当面垂水町を須磨区に編入し人口三万人に達したのちに新たに垂水区を設置することに決し、ようやく七月一日付をもって編入を実現したのである。ちなみに垂水区が独立したのは戦後の昭和二十一年十一月であった。

ところでこの垂水町編入の理由書(昭和十六年二月二十一日付)には、戦時色が色濃くうつし出されていた。そこには従来見られなかった「防空防衛上ノ必要」という一項があり、「将来戦ニ於テハ、航空機ノ発達ニ伴ヒ空襲ノ破壊力ハ絶大ナルヲ予想セラレ、防空防衛体制ハ一段ノ強化ヲ要スル次第ナリ。即チ空襲ニ依ル火災ノ延焼ヲ防止シ、避難、待避等ヲ迅速円滑ナラシメンガ為ニハ、防空広場ヲ設ケ、大道路ヲ新設スル等、各般ノ防空施設ノ整備ヲ必要トスルモ、神戸市現在ノ狭小ナル区域ヲ以テシテハ、斯ル施設ヲ行ハントスルモ移転地ニ乏シク、従ツテ広大ナル土地ニ恵マルル隣接諸町村ヲ一丸トシテノ計画樹立ハ刻下ノ急務タリ」(『神戸市会史』昭和編(1))とうたわれていた。

また住宅地としての期待を述べる場合でも「産業戦士ニ休養ト慰安ヲ与へ、^か淪ラザル明日ヘノ力ノ源泉ヲ供給シ、高度国防国家建設ヘノ努力ヲ傾注セシムルコトヲ得ル」(同)と表現されたのであった。垂水町編入はかくして時局を反映したものであったのである。

第三節 都市社会矛盾の顕在化

1 反百貨店運動と都市小ブルジョワジーの政治活動

都市中小商工業 一九三〇年代のわが国において、いわゆる「中小商工業問題」が大きな経済的・社会的・問題の顕在化 政治的問題となった。なかでも小売商を中心とする都市小ブルジョワジーの動向が世

間の注目を浴びるようになったが、それには次の二つの理由があった。すなわち、第一は、一九二〇年代をとおして都市化が進展し、そのなかで都市の商業人口が顕著な増加をみせ、小売商を中心とする都市小ブルジョワジーがわが国において厚い社会層をなすようになったばかりでなく、彼らが相対的過剰人口の「貯水池」の役割を果たすようになり、小売商を中心とする都市小ブルジョワジーの動向が社会的にもさまざまなインパクトを与えるようになったためである。そして第二は、その経営の在り方に規定されて大正九年の戦後恐慌から昭和恐慌にいたる経済不況の打撃が最も顕著に現れたのが農民とともに小売商を中心とする都市小ブルジョワジーであり、その救済問題が大きな社会問題となってきたためである。

まず前者からみてみよう。全国的にみると、大正九（一九二〇）年から昭和五（一九三〇）年までの一〇年間の

職業別人口のうち、商業人口は一二四万余人の増加をみせ、人口増加率においても三四・〇%という圧倒的な伸び率を示した。また、全職業別人口割合においても昭和五年には、農業(四七・七%)、工業(二九・八%)に次いで第三位(一六・六%)を占めた。すなわち、この期間に増加した有業総人口二三六万人の半ば以上が商業部門によって占められたのである。そして、商業人口のなかでもその大部分は物品販売業に従事していた。その背景には、「小売商そのものの本質が、技術と大資本を必要とせず、極めて手軽に営まれる結果、幾許かの資金を有する失業者(之には曾ての俸給生活者、熟練工等を含む)及び事業の破綻、縮小を余儀なくされた人達等の最後の安住の地をここに得んとする」(東洋経済新報社編『日本経済年報 昭和六年第3四半期 第六輯』)事情があった。「商業とくに物品販売業は一九二〇年代の日本できわめて厚い社会層を形成し、かつ実数でも比率でももっとも膨張した社会層」(江口圭一『都市小ブルジョワジー運動史の研究』)となっていたのである。

この点を神戸市についてみると、大正九年の神戸市の全職業別人口は六〇万八六四四人で、うち無業者二万六二〇九人を除いた有業者人口は五八万二四三五人である。このうち、工業人口は二三万一一四四人(三九・七%)で第一位を占め、商業人口は一七万五五一四人(三〇・一%)で第二位を占めていた(第三位は交通業で一八・六%)。これにたいし昭和五年の全職業別人口は七八万五九八一人であるが、無職業者が四七万二六七人あり、これを除いた有業者人口三一万五七一四人のうち、工業人口は一〇万一八五五人(三二・二%)であるが、商業人口も一〇万三三五人(三一・八%)で第二位を占めていたのである(第三位は公務及自由業で一二・六%)。すなわち、昭和五年の神戸市の商業人口は工業人口と並んで一〇万人を超え、全有業者人口のなかで圧倒的な比重を占めていたのである。昭和五年の『神戸市統計書』の無職業者が四七万人と大正九年の

統計と比べると異常に増加しており、統計上疑義があるとしても（原因は統計基準の変更と思われる）有業者人口における商業人口と工業人口の割合は拮抗しており、小売業者を中心とする都市小ブルジョワジーの動向は神戸市においても経済・社会・政治の動きに大きな影響を与える要因となっていたのである。

次に後者の点についてみてみよう。このように急激に増大する都市商業人口・物品販売業者の多くは極めて零細なものが多かった。前掲『日本経済年報 昭和六年 第六輯』は東京府社会課が六年八月に、府下五郡（荏原、豊多摩、北豊島、南足立、南葛飾）五四カ町村の小売業者について実施した調査結果を載せている。それによると全体の八二％が納税額五円以下の零細業者であった。このような零細な小売商の分厚い存在は全国的な傾向であり、零細な小売商はそれゆえに慢性不況のもとで経営行き詰まりによる没落の危機に直面せざるをえなかったのである。このような劣悪な経営条件は神戸市の小売業者にも共通するものであった。この点を神戸市役所が昭和八年八月一日現在で実施した『神戸市商業調査書』からみてみよう（数値は七年十二月三十一日現在のもの）。まず、このときの物品販売業者の営業所総数は二万二五二七であるが、うち九四・一％に当たる二万一一九二が個人営業所であり、その資本総額（固定資本＋流動資本）も一営業所当たり平均四二二〇円にすぎなかった。このうち資本金五〇〇〇円未満の小額資本を有する小商業者は営業所数一万八六六三（全体の八二・九％）で、「新陳代謝の最も著しい階級で、其の集積資本金は二〇七九万六八一円で、割合から云へば総資本金のわずか九・五％を占むるに過ぎな」かった。これに対し、「商業に於ては大体大資本に属する」五万円以上の営業所は六二四で、総数の僅か二・七％にすぎないが、その集積資本は総資本額の七一・三％を占めていたのである。つまり当時の神戸市における物品販売業者は資本金五〇〇〇円未満の大

多数の業者と資本金五万円以上の少数の大資本からなる顕著な二極構造をなしていたのである。

このような神戸市における物品販売業の二極構造がいかなる矛盾を顕在化せしめたかという点については後にみることにして、さらに神戸市における小売商の実態についてみてみよう。まず、その経営の零細性について使用店員数別からみると、時期は若干ずれるが昭和十五（一九四〇）年五月から六月にかけて神戸市社会部が調査した神戸商業連盟加盟店を主体とする二三八八店のうち、店員数五人以下の商店は一七九六店で全体の八八％に及んでいる。なかでも店員数二人以下が全体の六四％（二八二店）を占めている。小規模な小売商が多かったことが如実に示されている。また、営業継続年数についてみると、昭和十年十二月に神戸商工会議所がおこなった商店街調査によれば、元町通・小野中道・春日野道など一一商店街の一四三八小売店のうち、大正九年までの開業店が七八三店（五四・四％）であるのに対し、大正十年から同十五年までに開業したものは二三八店（二六・六％）、昭和二年から十年までに開業したものが四一七店（二九・〇％）で、大正十年以降に開業したものが全体の四五・六％を占めていた。このことから当該期の神戸市の小売商店は零細なものが大多数で、しかも営業継続年数の短い商店が多かったことがわかる。すなわち、神戸市においても「技術と大資本を必要とせず、極めて手軽にいとまれる」小売業の本質が如実に示されていたのであった。

つぎに一営業所当たりの損益金額からこれら物品販売業の経営内容についてみてみると、資本金五〇〇〇円未満の業者はいずれも年間の利益金は五〇〇円未満にすぎないが、この規模の営業所数は全体の八二・九％を占めている。これにたいして資本金一〇万円以上の大資本は一〇万円以上の利益金を上げており、しか

もその営業所数は全体の一・三%を占めるにすぎないのである。

このような一九二〇年代から三〇年代にかけての神戸市の小売業はその構造のゆえにさまざまな矛盾を内包することになった。この点について前掲の神戸市の『商業調査書』はつぎのように述べている。

以上通観すると本市二二、五二七営業所の九七・三%を占むる五〇、〇〇〇円未満のものは所謂中小商業者にして、大資本階級の圧迫に、大規模組織の重圧に懊悩しながら、商権擁護を絶叫しつつ、決死的商略を策し、最後の商戦に奮闘を続けて居る弱小階級である。此の反面其の数こそ僅少なれ五〇、〇〇〇円以上の投下資本を有するものは過渡期資本主義経済組織に於て其の資本制覇を旗印に、近代的施設及組織に依る経営法に依存して自由競争を謳歌しつつある大資本階級である。

すなわち、経済不況のもとで神戸小売商業界においては大資本と中小資本の矛盾が深まり、両者の対立はいつ爆発してもおかしくない状況にあったといえよう。

小売商の危機的状況

以上にみたような構造のもとで、一九二〇年代の慢性不況の影響を受けた都市小売業者はその経営基盤を動揺させられ、没落の危機に直面していたのであるが、彼らの没落の危機は経済不況だけがその要因であったわけではない。経済不況に追い打ちをかけるさまざまな原因があったのである。前掲『日本経済新報』（昭和六年 第六輯）は小売商窮迫の諸原因として、(1)金融条件の不利（高利貸による搾取）、(2)百貨店の圧迫益々急、(3)公設市場、消費組合の進出、(4)大工場売店の街頭進出の四つを挙げているが、さらには大正十五年から実施された営業収益税による重課も小売業者には大きな負担となっていた。とりわけ小売業者の中でも中小商業者の打撃が大きかったのである。

昭和四年八月に出された神戸商工会議所の一調査資料は神戸市の小売業者の窮境について次のように述べている。

いま仮に内閣統計局の調査に従い国民一世帯の月収八十五円を基礎として家賃其他を除去し平均一世帯の日用品購入額を六十円と計算せば一箇月約一千百余万円が消費高となる。之を前記小売商の数に割当てると一商店当たり売上高僅に五百円足らずである。然かも近来益々大資本的経営商店の進出に依って小規模商店の益々窮境に陥りつつあるは恠に当然である。要するに今日中小商工業者特に一般小売商店の疲弊の最大原因は数の過多であって、其の問題を如何に解決すべきかが小売商問題の重点の一つである。其の結果相互の競争となつて自然不利の地位に立ち、而も大規模商店進出に依つて困憊せることは申す迄もない。(略)何れにしても小売業者の問題は単に経済問題でなく、社会問題として一日も等閑に附すべからざることは論を要せざる所である。然して其の不振の最大原因は一に繋つて融資困難にあるものの如くであるが、一面に於ては其の本質的に之を立て直すの画策と決心とが必要である(『憂ふべき将来の中小商工業問題』調査資料第19号)。

また、神戸商工会議所議員小黒藤兵衛は次のような意見書を發表し、不況の中で苦しむ神戸市の中小商業者の実情について訴えた。

昭和六年度會議所予算を見て最も痛切に感じたるは収入に於ける賦課金が前年度に比して減じて居る事である。此の数字こそ如何に神戸商工業者が不景気の打撃を受けて疲弊して居るかと言ふことを如実に物語つて居る。(略)而して不景気の打撃については勿論大、中、小一様なるも就中小商工業者に於て

特に著しい打撃を蒙りつつある事は事実である。其の原因は種々ある、曰く、金融難、資本主義による百貨店の圧迫、同業者過剰、不正売買等殊に近來目新しく小売商を圧迫して居るものに消費組合、諸官署、会社、工場に於ける購買組合がある。以上の施設は現在における社会制度として良否如何は幾多研究の余地ある為断定は出来ざるも、前記購買組合なるものが往々にして定められたる法規の裏を潜り小売商を苦しめつゝある。(略)更に中小商工業者が大なる商工業者よりも一層疲弊困憊する理由として大なる商工業者は政府に向つて保償制度あり、関税制度金融調節等相当不景氣に堪ふべき対策あるも、小売商としては何等の対策なく、たま／＼金融融資の途あるも、条件に於て到底容れられず、恰も目の前によき餌を大袈裟に見せつけられて何等方法なきと同様である。殊に小売商連名によつて問題となりたる商品券問題等の如きも何等具体化せず強ひて其の效果如何を問へば却つて百貨店に乘ぜられて商品券の売行を大ならしめたと言ふに如かず(『神戸』昭和六年二月六日)。

大資本がさまざまな優遇措置に恵まれているのに比べて、経営難に呻吟する中小小売商の様子がよく示されているといえよう。

さて、以上のような一九二〇年代から三〇年代にかけての神戸市における小売業者、なかんづく中小商業者が直面していた危機的状況は、国際貿易都市としての神戸の発展にもかかわらず深刻なものがあつた。神戸商工会議所編『神戸商工情勢』(昭和十年)は一九二〇年代から三〇年代前半にかけての景氣の動向の中で、神戸市の小売業者の状況について次のように述べている。

〔第一次世界大戦後〕一般経済界は極度の反動に遭ひ、爾來容易に不況の域を脱せず、従つて商業界又

概して不振裡に推移しつゝあるが、関東震災後新たに生糸絹織物等の進出せることは直接間接市の商業界に新生面を呈せる観があつた。然るに偶々昭和二年金融界未曾有の恐慌の為、一般商業界又不安に陥り購買力振はず、(略)昭和四年以来所謂緊縮内閣の下に商取引は萎縮し、不況は都市農村を通じて一段と深刻化した。殊に一般小売商の立場は対百貨店、公設市場、消費組合の關係に於て予想外に苦しきものがあり、中小商工業振興問題は益々喧しくなつた。此の間官民の産業合理化運動或は國産品愛用運動が行はれると共に、他面都市に於ける物資配給円滑の必要が痛感せられ、当市に於ても中央卸売市場は(略)昭和二年事業の基礎確立せられて以来準備を進め、兵庫区中ノ島に總面積三万五千平方米の土地をトして昭和五年八月愈々起工、昭和七年竣工を告げ鮮魚部鳥卵部を魁として漸次業務が開始され、かくて時代の推移とはいへ、卸売業に於ける幾百年の伝統と慣習とは一擲されて業界に一新紀元を画するところとなつた。元來当市は貿易竝に海運を中枢として又造船其の他重工業を特色とせる為之等の消長は直に市の商業界に反映せざるを得ない。この点より観れば金輸出再禁止を契機とせる近年の貿易、海運の好転、満州事変以来の膨脹財政に伴ふ軍需工業の旺盛は当然一般商業界に好反響を与へる筈であるが、時代の進運と共に配給組織の上に、幾多の矛盾と伝統の悩みがあつて、中小商業に関する限り其の経営は依然困難の状態にある。

すなわち、同じ物品販売業のなかでも卸売業は中央卸売市場が整備されるなど「卸売業に於ける幾百年の伝統と慣習とは一擲され業界に一新紀元を画」していたが、小売業においてはその経営は依然として苦しい状況にあったのである。

神戸市小売商組

合連盟の結成

さて、このような窮状におかれた神戸市の小売業者にとって、一九三〇年代に入って顕合連盟の結成 著となった百貨店の市場支配の拡大による経営の圧迫は深刻な問題となった。神戸市における百貨店と小売商の対立はまず、百貨店の商品券発行をめぐって顕在化することになった。すなわち、昭和六（一九三一）年二月二日、大阪の小売商たちは百貨店の商品券発行による経営の圧迫に反対して大阪小売商人擁護連盟の創立委員会を開き、二月七日に中央公会堂で大会を開催し、決議文を採択して大阪府・市や商工・大蔵両省に陳情し、商品券問題の根本的解決を図ることを決定した。その決議は、(1)各百貨店において発行する商品券の発行を禁止すること、(2)ただちに発行禁止ができなければ、小売商発行の共通商品券の発行を認めること、(3)過般大蔵省当局の発表した商品券の流通のみの禁止処分を速やかに撤回すること、などを内容としていた。このような大阪の小売商の動きに呼応して、神戸市においても二月八日午後八時から、多聞通連合会役員会が多聞通五丁目武内相生画房において開かれ、当番幹事菅音次、小松三郎ら十数人の役員が商品券問題と大阪の運動について協議した結果、「商品券発行絶対禁止」を決議し、全市の小売商人と連携の上で、神戸商工会議所を動かしてその実現運動を起こすこととなった。そしてもしこの運動が奏功しなかった場合は、商品券が生み出す「害毒」と百貨店の「弊害」を摘発し、暴露戦術によって「百貨店没落」の一石を投じようということになった。この場合、その「害悪」とは、(1)商品券が紙幣類似の流通性をもつため、不当の利子が百貨店に転がり込み、現在商品高以上の不換商品券が発行される弊害を生む、(2)商品券の流通が盛んなため、印紙貼付一回で数回使用され、結果的に一種の脱法となり、国家に損害を与える、(3)商品券を贈られた相手はただで商品を手に入れられるごとく感じ、品質と価格の有無を問わず買い込み、生

産業者に向上心を忘れさせる遠因を作る、などを意味していた『神戸』昭和六年二月三日)。また、このときの会合では全神戸小売商連盟三〇団体が一九二一年となって実現運動に移ることが決められた。これに対し、神戸商工会議所においても小売商擁護に乗り出し、両者あい提携して「一大運動の火蓋をきること」になった。上述の当番幹事小松三郎はこの運動についてつぎのように述べている。

百貨店の害毒を暴露する戦術に出でまず商品券絶対反対の目的貫徹を図ることゝなつたのであるが、対百貨店のみに悩まされてゐるのでなく世界的不況の影響がさらに甚大なるため小売商人が困つてゐるのであつて、彼等は吾々よりもいゝ商品を安く売つてゐるのでなく却つて彼等百貨店同士が既に激烈な競争の渦中に喘いでゐる結果、社会的にも飛んだ害毒を流してゐる。これらを順次暴露する積りだが彼らの宣伝にならぬ様に最も注意せねばならないと思ふ(『神戸』昭和六年二月四日)。

しかし、このような百貨店の商品券の発行をめぐる神戸市の小売商の反対運動は、東京や大阪における小売商の政治的結集(政党の結成)の動きに刺激されて、単なる商品券反対運動から次第に脱皮をみせ始めた。すなわち、昭和六年三月十八日付けの『神戸新聞』は「俄然、神戸市にも小売商連盟の組織 打倒デパートの叫び」と報じ、次のような神戸市の小売商の動きを伝えた。

大資本の攻勢に対抗する小売商人の大衆的抗争は曩に大阪市に於て大阪商工クラブの結成となり、更に同クラブの政党化により全国小売商人の共同戦線に画期的な衝動と形式の激変を齎したが、この運動に刺激された神戸市の小売商団体たる元町連合会、有馬道連合会、西宮内町商盛会、小野中道連合会、若菜通昭和会、三宮踏切筋共親会、多聞通連合会等が発起組合となり神戸小売商組合連盟を組織すべく目



写真 61 神戸小売商組合連盟準備会
(『神戸又新日報』昭和6年3月29日)

下準備委員をあげて一気に結成への準備を急いでゐる。大阪における小売商の政党（全日本商工党）の結成の動きが、神戸市の小売業者に大きなインパクトを与え、百貨店支配の拡大に対して神戸市の小売商が団結し共同戦線を張ろうとしているさまがよく示されている。右の『神戸新聞』はまた、神戸小売商組合連盟の目的について次のように述べている。

神戸小売商組合連盟の目的は大資本を代表するデパートへの対抗戦であることは勿論であるが、連盟の存在的意義を明らかにするものは現在のデパート経営方針にも本質的に回避出来ぬ欠陥があり、小売商自体の経営上にも相当の欠陥を免れ得ぬ現状に鑑みこの間の間隙を考究利用して華々しく大資本への勇敢なるチャレンジャーとして起つもので、連盟規約中の主なるものは本連盟の目的は商業上に関する時事問題の考究、参加組合相互の親睦福利増進を計るを以つて目的とす とあり、団体の力により議会、官公署、商工会議所、に陳情すると共に発展に資し、将来の問題としては当然政党形式にまで進むものとの気運も濃厚である。

ここには単に百貨店に対する反発だけでなく、商業上に関する時事問題の考究、小売商間の親睦・福祉を図るとともに、小

売商自体の経営の改善の必要性が問題とされ、さらには「将来の問題としては当然政党形式にまで進むもの」とされていたことが注目される。

こうして、三月二十八日午後二時から有馬道吉田クラブにおいて神戸市小売商組合連盟発会式準備委員会が開催され、神戸全市から三八の小売商組合の代表者約百人が参加した（三月二十九日の『神戸又新日報』によれば、三五カ所の代表五〇余名参加）。この会では六章三九条からなる神戸小売商組合連盟会則が可決されたほか、会長・副会長等の役員人事や連盟の存在意義などについても論議された。その結果、各組合の代表者は審議結果を所属組合に報告し、承認を得た上で常任幹事を選出し、四月十日に吉田クラブで常任幹事会を開催して創立総会日割りなどを決めることになった（『神戸』昭和六年三月二十九日〈夕〉および同二十九日）。

四月十日の組織準備委員会には全市の小売商二四団体を代表する四八人が吉田クラブに集まり、座長に有馬道連合会の吉田屋呉服店店主吉田喜三郎を選出し、「正・副会長、常任幹事その他役員予選の件」「創立総会開催の件」「創立祝賀大売出の件」という三項を付議し、午後七時散会した。このうち、常任幹事にはだいたいにおいて創立準備委員を当てることにし、副会長は常任幹事の中から浅野政治（春日野道）、箱木政一（小野中道）、近藤健一（元町）、小松三郎（多聞通）、押久保安太郎（新開地）、吉田喜三郎（有馬道）、栗林政吉（西柳原）、山崎伝治良（西宮内）、中条伊佐美・西岡作太郎（西新開地）の一〇人を推すことになった。そして会長は副会長が常任幹事中から選ぶことになり、「特に連盟の将来を慮り政党に関係なきことを条件」に厳選し、柴田音吉（元町柴田洋服店店主）に内定した。このほか相談役として、船井長次郎、菅藤太郎、山下熊次郎、羽田定次郎の四人を選出し、会計は会長、副会長で任命することになった。そしてこの人事は五月

上旬に予定されている創立総会に諮って正式に決定されることになった(『又新』昭和六年四月十一日)。このうち、会長人事について政党色のないことが条件とされたことは小売商連盟と既成政党との関係を示すものとして注目される場所である。その後、顧問として国立神戸商業大学長田崎慎治、同大学教授平井泰太郎、岡崎神戸商工会議所会頭、榎並同副会頭、秋田弁護士、相談役に奥野兵庫県商工課長、岡野神戸市商工課長、福本商工会議所書記長らを委嘱した。

こうして五月八日午後三時から神戸商工会議所議場において神戸市小売商組合連盟創立総会が開催された。五月九日の『神戸又新日報』は創立総会の模様を次のように報じている。

高層大建築により、大資本の科学的経営方法を以てことごとくに小売商圧迫を加えつゝある大百貨店の資本攻勢に対抗して販売戦線の統一、各小売商の連絡、親睦による集団的力の結成を要望して起つた神戸市各盛り場の小売商联合会、元町联合会、有馬道联合会(略)その他全部で三十五ヶ所の小売商联合会、組合を主体とせる神戸市小売商組合聯盟の創立大会は八日午後三時から神戸商工会議所議場で開催された。羽田定次郎氏司会者となつて有馬道吉田喜三郎氏の神戸市小売商聯盟創立の経過報告について、先に準備委員会において満場一致推薦された会長柴田音吉氏会長の事後承諾をはかり、異議なしで満場一致、拍手裡に柴田音吉氏会長の就任の挨拶を述べ、百貨店、消費組合、公設市場等有力なる商敵の出現に当面せる多端なる際、小売商聯盟会長の重責は…と謙遜振りを見せたのち、「資本的暴圧に対抗するはただ集団的力あるのみ…」と強調して退席、以後議長席につき「副会長選挙方法」を会衆にはかつたが結局、会長指名といふことになり、浅野(正)、田崎(春日野)、近藤(元町)、小山(三宮)、吉山(多聞)、

中条(西神口)、西岡(西神口)その他十六名を指名したので(略)、浅野正光氏「年長の故をもつて…」と登壇、「小売商の共存共栄」を齢に似合はぬ熱と意気で見得を切つて論じ去る、(略)各方面の人士を網羅して聯盟将来の好望さを漂わした。これに対して榎並その他顧問、相談役の祝辞、聯盟会員の喜びに満ちた喜びの言葉があつて、午後五時半、夕餐の宴に移り、意見の交換その他に賑はつた。この日の出席者約五百余名で、小売商問題が叫ばれてゐる昨今だけにこの力強い小売商の団結は各方面人士に大センセーションを起こしてゐた。

こうして神戸全市三千といわれる小売商の熱氣を集めて発足した神戸市小売商組合連盟は早速五月十九日に第一回常任幹事会を開いて協議した。この会合には元町連合会をはじめ主だった各組合や連合会の代表者四〇余人が参集し、柴田会長が議長となり、連合大売出しに関する正副会長会議の原案をめぐって議論がなされた。しかしこのときの会議では大売出し期間中の諸計画については議論が続出して結論が出ず、あらためて五月二十三日の常任幹事会で最終的な討議を行うことになった。

このような経過をへて実施されることとなった神戸市小売商組合連盟の「組合連盟結成大売出し」とは次のようなものであった。すなわち、まず、市内有馬道連合会をはじめ多聞通、西宮内、元町、春日野道、中道、西新開地、若菜通、三宮その他



写真 62 小売商組合連盟の大売出し (『神戸又新日報』昭和6年6月2日)

連盟支持の各連合会組合員三千人が六月一日を期して抽籤景品付空籤なしの大廉売をおこない、連盟店はいっせいに「小売商店の品質と価格の真实性」を市民に検証してもらうことになった。この大売出しは一日間にわたって続けられることになり、連盟では市電内に宣伝のためのビラを貼って全市に大宣伝を行うとともに、各連盟店は廉売装飾をして廉売戦に臨むことになった。

こうして小売商組合連盟の企てた大廉売は抽籤景品付空籤なしの宣伝が効いて成功裡に第一目を終わった。

以上みてきたように百貨店の市場支配の拡大による経営危機をのりきるための神戸市の小売商たちの具体的な対応策はまず、小売商自身の組織的結集を実現することであり、それは神戸市小売商組合連盟の結成によって一応成し遂げられた。しかし、その上でさらに反百貨店運動を進める具体的な方策といえは、先にみたように小売商の結束のもとで百貨店に対抗して大安売りを実施することであった。これが昭和六年段階の神戸市における反百貨店運動の実態であった。しかしこのような小売商が結束して大廉売を実施することは小売商と百貨店との対抗とは別な新たな問題を惹起することになった。すなわち、それは小売商と公・私設市場との対立問題であった。

小売商と公・私設
市場の対抗問題

小売商組合連盟が昭和六年六月一日から一〇日間にわたる大廉売の実施を決定したこと
は「海港都市大神戸市の商戦々線に画期的な一革命を意味するものとして各方面に異常なセンセーションを巻き起こし」たが、そのことによってもっとも大きな打撃を受けることになったのは百貨店よりはむしろ公・私設市場であった。そこで神戸市公設市場連合会では五月十五日各市場の代表者が集

まっつて對抗策を協議した。その結果、「百貨店が小売商連盟に呼応するような場合には板ばさみになるというので同じ頃に何等か催しを行う」ことを決定したのである(『又新』昭和六年五月二十日)。その後、さらに各組合代表者が集まってその具体策を協議した。こうして小売商の廉売への對抗策として公設市場連合会は全市一斉に「公正なる価格の標準を示せ」をモットーに六月一日から同じ一〇日間大廉売を実施することを決定したのである。この点について井上公設市場連合会長は次のように述べている。

公設市場の連合大廉売には熊内、中山手、三宮、宇治川、湊川、芦原通、長田、大橋町、東須磨、西須磨の十公設市場三百名が一斉に参加する筈ですが、小売商連盟に對抗するため目下景気付廉売計画も進められ「品質と価格の標準を示す」意味に於て品質の選択は勿論、価格も切下得るだけのものは切下げの計画であります。小売商連盟がデパート並に公設市場に對抗するための大売出しを開始するならばこちらも勢い起たざるを得ないわけです。消極的ではあるが自家防衛のためにも計画しなければならぬ問題でせうから(『神戸』昭和六年五月二十一日)。

こうして小売商組合連盟の大廉売の実施によって足元を脅かされることになった公設市場は時期を同じくして大売出しを行った。まず、公設市場連合会では市電に貼付広告を出して市民に宣伝するとともに、市場連合会の名で全市に数万枚のビラを散布して「価格の公正」と「清潔」をモットーに小売商の廉売に對抗した。例えば、中山手市場ではビラ一万枚をまき特売デーを実施し、湊川では景品付大売出し、長田では特売デー(あるいは景品付)、西須磨、宇治川、東須磨では一品特売デーなどを行い、それぞれ多様な小売商への對抗策を実施したのである。

他方で、こうした小売商と公設市場による一大商戦は私設市場を刺激し、両者への対抗上私設市場でも大廉売を実施することになった。すなわち、全市六〇市場三千人を包含する私設市場では対応策を協議し、まず、そのトップをきって新開地を中心とする上湊川、五郎池、荒田、取引所、矢部、石井、夢野、稲荷、新稲荷、菊水の一〇市場からなる兵神中央小売市場連合会が六月五日から十五日まで一〇日間大廉売市を催し、「連盟、公設市場の二敵を向うに廻し三派三巴の大商戦を展開する」ことになった。連合会所属の各市場では五カ所に大アーチを設け、廉売期間中はクーポン付き廉売デーの催しのほか特売デーを開き、原価販売を実施することになった。兵神小売市場連合会の関係者はその意図を次のように述べている。

廉売方針は数度の協議によつて大アーチを建る以外殊更ら裝飾に費用をかけることを避け、その財源を廉売の実質的方面に充当して一銭半銭と雖もより安価な商品を華客に提供することにいたしました。つまり外観よりお客本位といふ方針です。それといふのも私設市場の「安い」といふ声価を飽くまで維持し矜持を持続するために聊か華客に報いる所以であると思ひます(『神戸』昭和六年六月二日)。

この結果、小売商と公設市場、私設市場の三者が時を同じくして大廉売を実施し、神戸市内では「一大商戦」がくり広げられることになったのである。

しかしながら、小売商組合連盟と公設市場・私設市場の対立はこれら小売商と百貨店との対立に比べれば副次的矛盾に過ぎず、当時の新聞が喧伝するほどの対抗関係ではなく、むしろ競争の激化による小売業の活性化をもたらし、購買力の増進を生み出す相乗効果の方が大きかったことも見逃すことができない。

十合の三宮進出と反

以上にみたように昭和六年の神戸市における反百貨店運動の実態は、神戸小売商組合

百貨店運動の激化

連盟に結集した小売商による大廉売の実施によって百貨店に対抗するという段階に止

まっていたのであるが、昭和七年に入ると、それは一層具体化・先鋭化することになった。七年は全国的にみても東京、大阪を中心に反百貨店運動が激しくなった年であった。すなわち、昭和初期以来、百貨店は徹底した大量販売策を採るようになり、特売や出張販売などによって独占的な市場支配を強めていった。しかしこのことは中小小売業者の激しい反発を招くことになった。その結果、百貨店の規制を要求する声が高まった。そのため昭和七年七月、日本商工会議所は小売商と百貨店との抗争の仲介に乗り出し、日本百貨店協会の代表者を招いてその自制を求めた。これを受けて百貨店協会側も協議を重ねたが、八月十一日、協会は日本商工会議所の要望を入れて、「自制声明書」と「自制協定書」を発表した。このように七年は小売商と百貨店との対立が頂点に達し、百貨店側が一定の譲歩を迫られたのであった（例えば、出張売出の中止、建設準備中のものを除いて支店・分店の新設を当分取りやめること、毎月三日間の休業日の設置など）。

さて、このような全国的な反百貨店運動の展開の中で、神戸市においても反百貨店運動が激しさを増すことになった。その引き金になったのが、都市計画事業の進展にもなつて次第に神戸市の中心街化してきた三宮への十合百貨店の進出問題であった。十合が神戸市に支店を開設したのは明治三十二（一八九九）年のことであったが、その後、大正期の発展をへて、数度の拡張と改築をおこない、神戸市における有力な呉服店としての地位を築き上げていた。こうしたなか、昭和五年十月、十合は取締役会で神戸支店を三宮に移転し、ターミナル百貨店とすることを決定した。すなわち、阪神電鉄の三宮駅ビルを借りて神戸支店を移転しよう

としたのである。こうして昭和六年六月、十合は阪神電鉄と三宮阪神ビルの賃貸借契約を結んだ。そして翌七年の八月、神戸支店の三宮進出を社内外に発表した。

しかし、この発表がなされる前に、すでに七年三月一日の『神戸新聞』は次のように十合の三宮進出問題を報じていた。

新興地帯に延ぶ 大資本の凄腕 阪神系と十合が提携 新三宮駅附近に百貨店建設



写真 63 百貨店の進出を
伝える『神戸新聞』の記事(昭和
7年3月1日)

神戸終点——省線新三宮駅に併行する地点に一大ビルディングをもうけて大百貨店を設けようとしてゐるのである。既に再三再四、所轄三宮署へ建設加工の前提として県建築課とゞに、その意向を確めるため、屢々その内意をたづねて実地見聞してゐる事実を見てもミス神戸に阪神系の財閥が神戸への発展経路として一大ビルディングを建設しようとしてゐることは明らかな事実であらう。而もここに大百貨店の三越と軒を並べ、余りにも貧弱な昔ながらの旧店舗で營業をつゞける十合呉服店は進

出の機会を狙つてゐるもので、(略)阪神地下鉄完成に伴ふ大百貨店を十合呉服店が相提携して経営すべく極秘裡にこの実現方の話を進めてゐる。十合呉服店が三宮の阪神地下鉄完成に伴ふ大ビルディング内に百貨店を経営すると云ふ噂は実現に近きもので、十合が神戸に於ける大売出しの度び毎に神港倶楽部を借り受けてゐる事実を見ても想像されるものであつて三越、大丸の神戸躍進の成功に古い老舗を蝕まれてゐるため機会あれば、一挙にしてこの二大資本力をくつがへしたく腕を撫してゐることを見ても明らかであらう。

この報道に対し、阪神電鉄、十合の両関係者とも「そうした噂」を否定した。すでにみたように、当時は全国的に小売商の反百貨店運動が熾烈化しており、そうした状況のまゑに計画の露見はなんとしても避けたかったのであらう、十合呉服店の清水常務は「大阪心齋橋に本店(目下新築中)を建設する案の起つた時、さうした噂もあつたのですが、その後、立ち消えになつたやうです。積極的な神戸への進出は考えぬでもありませんが、しかし、阪神と提携して云々の事は……」と噂を打ち消している。しかしながら三月八日の『神戸新聞』は阪神電鉄が三宮署へ建築出願書類を提出したことを伝え、「届出によつても百貨店を経営することを添書してゐるから神戸三越、大丸も一大脅威であらう」と述べていた。

このような状況のもとで、十合は先にみたように八月十一日に三宮進出計画を公表したのである。これに対し、神戸市の小売商は激しい反対運動に立ち上がった。『株式会社そごう社史』はこの経緯について次のように述べている。

そごうが三宮で百貨店営業を開始するという新聞発表は、市内の小売業界に大きな衝撃を与え、激しい

反対論を呼び起こした。あたかもこの時は、百貨店と中小小売商との対立が頂点に達し、日本百貨店協会が自制声明を発表した直後であった。しかも、この声明のなかには、百貨店は支店、分店を当分の間新設せず、目下建設中のものも商工省の了承を受けるという条項があった。そのために、そごうの三宮進出は、自制声明に違背するとみなされたのである。

この反対論は、やがて抗議行動に発展していった。そして九月には、神戸小売商連盟の代表団が、抗議文を携えて大阪本店を訪れるに至った。さらに十月に商工大臣が来神すると、同連盟はこの機に大会を開き、市内における百貨店の新設、拡張、出張販売実施などに断固反対することを決議して、これを商工大臣に陳情した。

また、マスコミもこれらの小売商の動きを次のように報じ、反対運動が次第に熾烈の度を加えてきていることを伝えた。

莫大な資本力を擁して街頭に君臨する百貨店とこれに圧迫されて多大の脅威を感じつつある中小小売業者との対立抗争の顕著な現れとして、神戸市三宮駅南側に新築される阪神ビル内十合百貨店に対し地元である葺合区小野中道筋小売商聯盟が反対運動を起したことが、既報の如くであるがこの問題は更に拡大され、遂に神戸全市の中小小売業者が結成する神戸小売商聯盟が立つて同百貨店新設の阻止を政府初め県、市、一般商業家に陳情し廃止の実行運動に着手することとなった。

即ち、神戸市小売商聯盟は十八日午後一時より神戸有馬道吉田倶楽部に幹部会を開催、柴田会長、吉田、木下、小松氏ら副会長、山下、羽田氏ら相談役その他約五十名出席し、かねて小野中道筋聯合会から提

出の阪神ビル内百貨店経営阻止に関し種々協議の結果、現在神戸市の中小小売業者は大丸、三越の二大百貨店の重圧を受け、かつは不況のため商業不振に陥り税金の未納すら頻出する惨状にあり、また、政府当局も百貨店の無軌道的進出を制肘する意味で百貨店法案を作成し法律化せんとする折柄、全員一致団結して十合百貨店の新設ならびに全般的百貨店に対抗すべく左の決議を行つた。

一、目下計画中の阪神電鉄神戸終点に於ける百貨店開設に絶対反対す

二、百貨店法案実施に関し来る通常議會に大挙上京、政府及び議會に陳情実現を期す

三、神戸市内に於て今後百貨店の新設並に増築に対しては極力阻止排撃す

なお、現在焦眉の問題たる十合百貨店の阻止運動については十九日午後二時、中代議士、同四時、中井代議士を訪問して助力を依頼し、二十日には大挙して阪神電鉄に至り、撤廃方を懇談するほか、二十二日、中島商工大臣の来神を待つて陳情する。

一面、県知事、市長、商工会議所に陳情し、場合によつては過般東京で開かれた日本小売商聯盟並に京阪二都小売商聯盟に報告して共同戦線を張り、あくまで目的貫徹に努むることとなつた（『神戸』昭和七年九月二十日）。

十合百貨店の三宮進出によって最も影響を被るのは小野中道筋の商店街であり、従つて真つ先に十合進出に反対の声を挙げたのは小野中道筋連合会であつたが、それは直ちに神戸市小売商組合聯盟に加盟する全市小売商の声となり、さまざまな十合進出阻止の行動が小売商組合聯盟によって行われることになつたのである。

九月二十二日、国民更生運動の講演のために来神した中島知久平商工相に対しては小売商組合連盟が中心となって十合進出阻止の陳情を行った。この日講演を終えて、神戸商工会議所での歓迎茶話会に臨んだ中島商工相に対し、中井、中、前田の各代議士に伴われた全市各商店街の代表者三百余人は雨中「新設百貨店絶対反対」の幟を立てて商工会議所に押しかけ、小売商組合連盟の菅、吉田、羽田、小松らの幹部が代表となつて中島商工相に「交々小売商の窮状を訴え、百貨店の進出を阻止して貰いたい」と陳情し、中島の「この問題は今初めて聴くことで充分考慮しよう」との答えを得たのであった。そして陳情団は引き続き商工会議所の議場で小売商連盟臨時大会を開き、羽田定次郎相談役から東京における全国大会の報告を聴き、また、吉田喜三郎副会長より中島商工相との会見顚末の報告があつた。そして中代議士の激励演説があつて、午後五時解散した。

また、阪神電鉄本社と十合百貨店本社への陳情は九月二十四日に実行された。すなわち、同日午前十一時、小売商組合連盟の代表者近藤健一ら一九人は大阪府商店連盟中村理事長以下九人の応援を得て、大阪梅田の阪神電鉄本社に細谷支配人を訪い、「阪神ビルの建つのは結構だが百貨店にされては困る、利用の仕方を変へてくれと、種々懇願」し、結局、一兩日中に社長と相談して返事することになった。続いて代表団は心齋橋の十合に至り、百貨店自制案の中には「当分の間、支店、分店を作らぬ」という条項もあり、新百貨店の進出は思い止ましてほしいと種々陳情したが、十合は三宮進出は多年の懸案であり、阪神電鉄との仮契約は数年前からしている程だからやめることはできないと、突っぱねた。そのため激論となつたが、いずれ近日中に返事をするということで、陳情団は引き上げたのである（『神戸』昭和七年九月二十五日）。その後、

小売商組合連盟と阪神電鉄・十合百貨店との対立はますます先鋭化し、九月二十五日に開かれた神戸市小売商組合連盟総会では、阻止運動がうまく行かない場合は、神戸小売商組合連盟の加入員二〇万人に檄を飛ばし、「阪神電鉄の不乗車同盟を決行せんとする強硬な機運さえ漲」っていたのである。そして九月二十五日にはこの阻止運動をさらに強化するため、大阪市小売商連盟が応援することになり、阪神両都の小売商連盟がこれに参加した場合は、深刻な社会問題となることが予想され、県警察部もその成り行きを注目する事態となってきたのである。

しかし、阪神電鉄はこうした小売商側の動きに対し、地元神戸のために計画したことであり、建築設計その他一切の計画が完成していることでもあって、「いまさら百貨店計画の中止などは絶対にやれません。またやらぬ決心です」と強硬な態度をみせ、電車不乗運動による阪神の打撃もやむを得ないことと一歩も引かない姿勢をみせた。

こうして阪神電鉄・十合百貨店との交渉はデッドロックに乗り上げ、小売商組合連盟は神戸商工会議所に支援を要請した。すなわち、九月二十八日神戸市小売商組合連盟では交渉委員（会長柴田音吉以下二〇人）が神戸商工会議所を訪れ、榎並副会頭、福本理事に面談し、小売商現在の窮状を訴え、商工会議所としても極力十合百貨店の進出阻止に努力することを陳情した。これに対し、商工会議所側は中小商工業者の指導援助が商工会議所の元来の仕事の大部分であり、百貨店進出問題は別個としても、小売商をいかに救うべきには深甚の考慮を払う必要があるとしつつも、同時に、小売業者の経営の改善も急務であることを指摘したのである。ここには商工会議所のこの問題に対する微妙な立場が反映されている。商工会議所はその構成員とし

て多くの中小商工業者を含んでいる一方で、有力企業・大資本の経営者も加盟しており、必ずしも利害が一致するとは限らなかったのである。この時の小売商連盟の陳情に際して、交渉委員たちは折柄居合わせた商工会議所議員の小曾根貞松にも協力を要請したが、小曾根は阪神電鉄の重役の一人でもあったことにこの点が決定的に示されている。

小売商組合連盟の交渉委員は九月二十八日午後には市役所に黒瀬市長、丹下市会議長を訪ね、同様な陳情を行った。

その後、十月三日に小売商組合連盟は神戸商工会議所に浜野、原、中井の三代議士と永江市会議員、大崎県会議員、榎並商工会議所副会頭ら三〇余人を招き、小売商組合連盟会員五〇人との間に懇談会を開催した。ここでは百貨店の無制限の進出に対する対抗策について意見交換がなされた。その結果、現在小売商組合連盟に未加入の市内の私立市場、酒、醬油、米穀商、肉商、食料品、薪炭商など一切の組合を加盟させて基礎を強固にしたいうえで、十合百貨店新設反対運動を続けることになった。また、そのために大阪の小売商の応援を請うことになり、十月十日に大阪の中之島公会堂で開催される大阪小売商連盟総会に代表者を送り、百貨店自立案成立促進に併せて十合百貨店進出反対運動について訴えることになった。そして十月十一日には、有馬道吉田クラブで、新加入の組合員を合せて協議し、十合進出反対運動に邁進する方針が決定されたのである。

こうして十合進出反対運動はますます激しくなったが、小売商組合連盟ではその運動をデパート進出反対運動だけに止めず、百貨店法案促進、融資問題の促進、商品券撤廃、営業収益税改正問題などの懸案を一挙

に清算することになり、そのために「愈々街頭に大衆の批判を求めて切実なる脅威をうける小売商の叫びを挙げることを申し合せ、十月二十三日に小売商組合連盟主催のもと湊川神社前八千代座で、全神戸小売商大会ならびに不景気打開・政府鞭撻演説会を実施することになった。大会では宣言・決議を採択し、商工大臣に送付のうえ、直ちに演説会に入り、小売商組合連盟員をはじめ、野田、中、浜野、原の各代議士、県・市会議員有志も出席して、氣勢を挙げるようになった。この大会の決議は十月二十六日、柴田小売商組合連盟会長ほか八人の代表によって白根県知事と商工会議所にも提出されたのである。

しかし、こうして神戸市における反百貨店運動が一そう激しくなる状況のなかで、昭和七年十月三十一日、商工省の百貨店委員会が開かれ、八月十一日の日本百貨店協会の「自制協定声明書」以前に敷地買収を完了し、支店・分店の計画を準備していた百貨店の建設を認める意向を示した。この百貨店委員会の決定は十合百貨店進出反対運動を展開していた神戸市の小売商に衝撃を与えた。すなわち、この決定に対して小売商組合連盟は次のように反対の決意を表明したのである。

先般開催された小売商連盟大会でも宣言決議した通り、吾々としては既設百貨店の撤廃といふことは到底望めないものとして諦めるが、「準備中」といふことが如何に解釈されようとも要するに既開業以外の新設には如何なる条件であらうと飽迄絶対反対である。近日中更に政府当局乃至委員会に対し何とか対抗陳情をすることとならうし、又阪神、十合両者に対しても今明日中に進出阻止の決議陳情を提出し、その反省を促す運びになっている。何れにせよ人口百万に対し百貨店一ヶ所という程度が百貨店〔店〕にも小売店にも亦消費者にも有利だと一般に考へられてゐるのだから、神戸市としては現在でも既に百貨

店過剰といへるのでこれ以上の増設は何れの側からも不利益と思ふ（『神戸』昭和七年十一月一日）。

さきの百貨店委員会の結論は「既開業以外の新設には如何なる条件であろうと飽迄絶対反対である」とするこの神戸市小売商組合連盟の意向を真つ向から否定するものであった。そこで十一月七日に小売商組合連盟は湊東区有馬道吉田クラブで幹事会を開き、対百貨店対策を協議した。その結果、七年十月に発表された百貨店の「自制声明書」のなかの支店・分店の新設置に関し、「建設準備中のもの」は制限に含まないという原則を神戸市の十合呉服店の進出に準拠されることは対百貨店関係の現状と大差ない「資本的侵略」だとの見地から、神戸小売商組合連盟ではこれに徹底的に反対するため、十一月九日に東京上野の精養軒で開かれる全国小売商大会へ小松三郎、浅野政治、八木佐太郎の三人の代表を送ることになった。そして全国都市小売商に合流して小売商を圧迫する百貨店の増築拡張、支店新築に絶対反対の叫びをあげ、商工省に陳情するとともに、合せて百貨店統制案の促進を陳情することになった。

他方で、こうした全国的な反百貨店運動が高まるなか、日本百貨店協会でもさきに声明した自制協定にもとづいて、建設準備中の支店・分店の了承方に関し商工省に具申した。そのため商工省の百貨店委員会ではその了承方針の限界に関し審議確定し、その方針にのっとり調査を進め、十一月二十八日にその結果を発表したのである。それは一四の計画中、百貨店委員会の了承したもの一〇店、了承しなかったもの四店であった。そして十合神戸支店移転計画は建設準備中のものとして了承された一〇店のうちに含まれていたのである。

この結果、十合百貨店の三宮進出問題は具体化することになった。十合によれば、この三宮進出問題は支

店新設ではなく、元町にあった神戸支店の移転で、すでに昭和五年から進行中のものであり、また、三宮は元町に比べて商業地としては未開発地であり、十合の移転により三宮発展の先駆となりうるものであった。

こうして商工省の承認を取り付けた十合百貨店では初期の目的どおり、三宮の阪神電鉄終点上の地上七階、地下二階、総面積一万一五五〇平方メートル（三五〇〇坪）の阪神ビルのなかに、賃借面積一万一六四平方メートル（三〇八〇坪）のそごう百貨店を建設することになったのである。

ところで、猛運動の展開にもかかわらず、十合百貨店の進出の認可という事態に直面した神戸小売商組合連盟は「十合に対し相当神戸小売商連盟の立場を諒として連盟の立場につき希望条件を提出するに至りはせぬか」とその出方が注目されたが、小売商組合連盟幹事の近藤健一は連盟として年明けに協議会を開いて具体的対策を検討するとして、「私個人としてはかくなる上は建設に際して十合としても連盟の立場、小売商人の立場を諒としてなんらかの好意を示して欲しい」と、それまでの絶対反対論から若干トーンの異なった対応を示したのであった（『神戸』昭和七年十二月二十九日）。

こうして昭和七年に入り、十合百貨店の三宮進出問題の具体化によって激しくなった神戸市小売商組合連盟の反百貨店運動も、同年十一月に至って商工省百貨店委員会の十合進出の認可によって大きな打撃を受け、次第に鎮静化していくことになるのであるが、この点については後にみることにして、次にこうした神戸市における小売商組合連盟による反百貨店運動を神戸市民はどのようにみていたのであろうか。この点についてみておこう。

百貨店対小売商 問題と神戸市民

まず、福本椿水(義亮、商工会議所理事)は『神戸新聞』(昭和七年九月二十八日)に「百貨店対小売商問題に対する新考察」と題して、次のようにこの問題についての意見を述べている。

百貨店対小売商聯盟問題は今や全国的の大問題となつた。在来経済的局部問題として考察されて居たものが、今や全面的の重大なる社会問題として取扱はるゝ様になつて来た。六大都市に於ては勿論、全国各地に於て一斉に烽火が揚り、政府当局も早晚百貨店取締法の制定を余儀なくせらるゝの情勢となつて来て、既にその部分的実現としては商品券の取締や百貨店紳士協約など云ふ当代稀に見る一札が出来た訳である。

今神戸市の情勢を観るに榮華を誇つた神戸の銀座、元町通もその両端は三越、大丸で扼せられ年々歳々萎靡凋落の道程を辿つて居るのみである。それにまた阪神ビル十合百貨店の進出によつて小野中道等の東部中小商業の生命線は将に脅威されんとして居るのであつてこれが今回の商相への陳情となつた次第である。

然るに本問題に対する在来の一般的考察を見るに、これは資本主義制度の欠陥ではあるが事実問題としては策の施し様がないとして居る論者もあり、或は資本家に対して道徳的考慮を促すべしとの道義論者もあり、或は小商人連中の泣言であると言つて居る一部無情論もあり、或はこれを以て中小商業者への反省奮起を促すべしとする業者への自覚改良論者もあり、或は百貨店進出を共に消費者への安価利便なる社会機関としての礼讃者さへもある。此等は何れも一つの觀察であつて直ちに排撃の出来ないもの

であるとしても、百貨店対小売商問題を以て中小商業者の泣言であり、弱音であり、彼等先づ自ら業界を改善すべしとなすの論に至つては、余りに現下中小商業者の窮状を解せざる無情無理解の所説であると共に世界經濟の変遷趨向を解せざる短見者流の所説と謂はざるを得ない。

このように福本は小売業者の苦境に同情的な立場を示しているが、ここにも述べられているように、当時の小売商の反百貨店運動にはさまざまな見方があったことが指摘されており、興味深い。

ところで、昭和七年十月十日の『神戸新聞』は、「百貨店対小売商問題——その将来と調和如何」と題してこの問題に対する市民の意見を特集している。そのねらいは神戸における十合百貨店進出阻止運動が「一個の重大な社会問題」となり、社会大衆もこの問題に無関心でいられなくなった。また、「両者の対抗先鋭化を放置すべき」ではなく、「百貨店が時代の要求によつて生まれたものだからとて無数の小売商自滅を傍観してよいという筈はない。商店街の繁栄は市の繁栄であり、当面の十合問題の解決だけで済むものでもない。従つて、「百貨店対小売商の将来はどうなつて行くのか、両者を如何に調和すべきか、当事者以外の一般社会」は真剣に考えてみなければならず、消費大衆の意見を聞いてみようというところにあった。

これに対し、医者、教師、実業家、学者、外国人、官吏、司法官、婦人、宗教家の九名が意見を寄せており、それらの意見には總じて小売商と百貨店の相互の譲歩による共存共栄の必要性が強調されているが、このうち、外国人のジョネス（居留外国人の神戸市との交渉委員である國際委員の長はイギリスとの比較をしながら、両者の共存の在り方とその改善策の必要性について次のように述べている。

百貨店と小売商店の問題は大分最近喧しくなつて来たが、何分大資本の百貨店が小資本の小売店を圧迫

することだから、普通に考へれば小売店が漸次衰微して行くのは自然の成り行きのやうであるが、自然の成行であるからと言つてこれを放置するわけには行かない。勿論百貨店側も自制する必要があるだろうが、小売商は百貨店に宣戦する一方、小売店自身向上を図る必要があると考へる。英国辺りでは百貨店といふものは割安物とか普通日用品とかを売捌き、小売商は比較的高級品をその専門的な部門で販売してゐる。従つて優良品は寧ろ小売専門店にあり、正札を以て奥行の深い商売をしてゐるわけである。

現に日本でも東京銀座には三越、松坂屋、松屋と代表的な百貨店があつて、その間に小売店が挟まれてゐるわけであるが、必ずしも全部の小売店が百貨店のために大打撃を蒙つてゐるとはいへないやうである。勿論全く打撃を受けてゐないことはあるまいが、他方には、百貨店に行く人が又その序に特殊な専門店に立寄ることもあり得ると思ふ。だから小売商は百貨店を利用することも忘れてはなるまい。それに営業時間にしても午前八時頃から午後九時頃までといふのでは百貨店の閉つてゐる時間は僅かに三、四時間に過ぎないから、寧ろ午前の開店時間を二、三時遅らして閉店時間をそれだけ延長することが必要と思はれる。それから価格は是非公正札式にして掛引のないやうに是非されたいし、店員等のサービスについても充分考慮されたら小売商としても相当の実績が挙げると考えられるが、百貨店側も亦所謂百貨店といふ名称その俣のやうに米、味噌、醬油までを販売することはどうかとも思はれる。ある程度販売品の自制が必要ではないかと思はれる。

すなわち、多くの市民にとつては百貨店と小売店にはそれぞれの長所があり、その特性を生かした営業の展開が望まれるのであつて、共存共栄こそがあるべき姿と感じられていたのである。従つて、小売商による

反百貨店運動はその表面的な激しさにもかかわらず、一般市民のなかに深く根を張るまでには必ずしも至っていないかったというべきであろう。このことは神戸市小売商組合連盟の反百貨店運動のその後の展開に微妙な陰を投げかけていたものと思われる。

小売業者の政党結成と神戸 昭和六年三月十三日の『神戸新聞』は「中小商業者の新政党 東京にも誕生 大戸小売商組合連盟の対応 阪より一足先に政治運動へ 十六日、結党式挙行」として次のように東京の小売商による政党結成の動きを伝えた。

帝都の中心商店街たる京橋日本橋方面の中小商工業者は百貨店の攻勢に対する共同対策樹立、商品券の共通発行問題などにつき全市の当業者を打つて一丸とした強固な団体を組織し積極的に中小商工業者の窮状打開運動を起すべく画策中であつたが、単なる経済運動よりも一層徹底した政治行動まで発展せしむることが更に効果的であるとの見地から、十一日夜協調会館に於て各団体代表の発起人会を開き協議した結果、『中堅建設同盟』なる中小商工業者中心の新政党を組織することに決定し、来る十六日午後五時から協調会館において結党式を挙げ宣言および實際政策を発表してのち引きつゞき演説会を開く運びとなつた。大阪における中小商工業者の新政党全日本商工党が十七日結党式を挙行することとなつてゐる折柄一足お先に政治の中心地たる東京において同趣旨の中堅建設同盟の完了したことは各方面に深甚の衝動を与へてゐる。（略）結党式と共に各所で小演説会を開き同志を糾合して極力党勢拡張に努める手配となつた。なお、十七日夜開かれる結党式後の演説会において永井亨博士、中央大学教授藤井悌、矢野恒太、矢吹啓起氏などが弁士として登壇することになつてゐるが、同氏らは新政党の共鳴者で黨員

ではなく講師と云ふ変つた形式で熱弁を揮ひ、旁々算盤以外の何ら予備知識ない新政党员に将来を歩むべき政治への途を教示しようと云ふ寸法である。

こうして全国的な小売業者の政治的結集の先駆けとして、東京において中堅建設同盟が結成されたのであるが、その結成主体は呉服商同業組合、酒類商同業組合、実業連合会、菓子商団体などであった。

他方、大阪においても翌三月十七日夜、大阪中之島中央公会堂において大阪商工倶楽部を中心とする中小商工業者の政治的進出を図るべく全日本商工党の結成式が行われた。その目的は「国法を順守し穩健忠実なる政治及び経済的活動により貧富の隔絶を除去防止し、国家存立の基礎たる中小商工業者の経済的安固發展並に福利を増進して、以て国家に貢献する」にあるとした（『神戸』昭和六年三月十八日）。

また、中堅建設同盟、全日本商工党両党の結成に先立って、昭和六年二月に東京浅草の小売商人を中心とする共和一新党が結成されており、さらに名古屋においても中産連盟の結成がみられたのである。こうして東京、大阪、名古屋の三大都市において小売商の階級的結集が具体化して来たのであった。

さらに、同年五月にはこの三党の合同が問題となるに至った。この動きについて六年五月二十九日の『神戸新聞』は次のように報じた。

政治行動によつて我等の利益を守れるスローガンの下に組織された帝都における中小商工業の新政党「中堅建設同盟」はこの程同様の組織を有する大阪の「全日本商工党」との合同を内定していた折柄、名古屋における「中産連盟」もこれに共鳴し、合同を提唱し来たので建設同盟中央執行部はこれを正式に決定すべく二十八日午後五時京橋区東湊町の本部に委員会を開催、協議した結果、いよいよ三党合同

案を承認し、新しく誕生する新政党を既定の通り「全日本建設同盟」と名付け、「大減税の断行」「信用制度の社会化」を先ず二大政綱として掲げること並びに近く役員会を開くことを決定した。また、全日本商工党から提議していた六大都市における中間商工業者の提携は今後の問題として残すこととなり、茲に東京、名古屋、大阪の三市における中間商工業者の政治的大同団結が成立し、経済闘争から華々しく政治闘争に転換することとなった。

ところで、このような三大都市における小売業者の政治的結集が進むなかで、神戸市の小売業者の対応はどのようなものであったろうか。全日本商工党編『餓死線上に立つ中小商工業者の叫び』（六年八月刊）によれば「同志の地域的現状」のなかに神戸市も上げられており、すでにみたように大阪における全日本商工党の結党式にも祝辞祝電を送ったりしているが、その動きは史料を欠いて明らかではない。しかし、その対応は概して鈍く独自の政党結成まで至らなかったようである。こうしたなかで、三月十六日の『神戸又新日報』は「中小商工業者の奮起 政治的に覚醒せよ」と題する「論説」を掲げ、次のように神戸市の中小商工業者の政党結成の必要性について述べている。

わが国議會政治のしかれて以来、今日にいたるまで、すでに五十九議會に及び、憲政の進歩は著しくなればならぬ筈であるが、事實は甚しく、これに反して議員の素質も或る意味からいへば夥しく低下し、議場の空氣も最近にいたり、特に低劣野卑を示しつゝある。とりわけ本年の如き議會浄化の提唱されるなど、殆どお話にならぬまでに、憲政の逆転を物語っているのだ。

かゝる原因については、もとよりいろいろ理由もあるが、なかんづくそのこゝに至らしめたる重なるも

のとしては、国民の与論が依然として、力強くないことを、われらは挙げずにはゐられない。すなわち、わが国の与論なるものは、最近普選に改められて以来、さらに一段と力強くなり、優良な代議士を中央議会におくり、民意を代表してドシドシ国民福をはからしめなければならぬ筈であるにもかゝらず、年々歳々下らぬ党争や政権争奪のためのみに、腐心する既成政党员を多数いつの選挙の場合にも因襲的伝統的に選出してゐるやうでは、とうていいつまでたつても真に民意を代表して直接選挙民の利害や国家百年の長計を顧念するがごとき有力な民論の中堅となり、与論を背負うて起つだけの熱も誠も彼等にあつたものではない。

現に今期議会のごとき、国民多数の与論を力強く、最も切実に意味してゐる所謂重要法案のごとき、多くは出渋りの状態にあり、そのたまたま提出されたるものにいたりては、骨抜きの議案となつて全く与論の意志なるものは徹底されないものである。かくてもなほかつ、憲政の実あがれりといふを得べきであらうか。われらはかゝる現状から見て、わが国民が政治的に覚醒一番せんか、よろしく、この際既成政党や少数無産党のほかにも全然別個の小政社を各方面に結成して、これが細胞組織により、漸次体成をはかり、さらに聯盟によりて、その与論をつくり、政治的利害関係を充分に代表することに、つとめなければならぬと信ずるものである。

かくすることによりて、はじめて既成政党を改造せしむることにもなれば、又議会の行詰りを、打開するに与りて、貢献することになり得るのである。すなわち今やまさに、全国の主要都市の中小商工業者の如き、やうやく蹶起して自己どもの利害関係をもつともよく代表するものを、議会におくらんとする

計画のもとに、すでに東京においては中堅団体が組織されたではないか。大阪においても亦近く実現をみるべく、わが神戸においても、早晚これが具体化をみずにはゐられないはずだ。

つまり、議会政治が、現在のやうで、まったく民意も与論も代表されないでは、下積みの中小商工業者はひとりデパートの対抗策でのみではない、一般に国民としても、また都市民としても、その自己の利害観や生存意志が代表的に徹底されないことは議会政治の頹廃からして、やがて自らかゝる覚醒運動をみなければならぬのが当然の帰結といふべきだ。

しかしながら、「わが神戸においても、早晚これが具体化をみずにはゐられないはずだ」と期待された神戸市における中小商工業者の独自の政党の結成や、それによる小売業者の運動が「経済闘争から華々しく政治闘争に転換すること」も結局、前述したように実現をみるに至らなかったようである。その原因はいくつか考えられるが、まず第一は神戸市における反百貨店運動の在り方そのものにあつたといえよう。すなわち、神戸市における反百貨店運動は百貨店の三宮進出阻止運動を除けば、基本的に廉売競争にその主力が割かれていたことにその特徴があつた。従つて、小売商の階級的結集による政党化の動きはあまり顕在化するに至らなかったのである。第二は神戸市の運動が大阪の小売商の反百貨店運動の強い影響のもとに展開したことに関係している。つまり大阪の全日本商工党の影響が強かつたために、その支援運動に主力が割かれ、自らの政党結成を行う主体性を欠いたのである。第三は既成政党との関係である。すなわち、自ら政党結成の力量をもち得なかつた神戸市の小売商は、既成政党と結びつくことによってその利害を主張しようとした。この点はすでにみたように神戸選出の野田文一郎、中亥歳男、浜野徹太郎、原惇一郎らの民政党代議士や中井

一夫（政友会）が小売商組合の陳情を斡旋していることにも示されている。なかでも、野田文一郎は七年八月十八日に日比谷公会堂で開かれた全日本小売業大会でも祝辞を述べており、また、第六三議會（昭和七年）では他の二人とともに、百貨店法を議員立法として提案するなど（未成立）、小売業者の利害を代弁して積極的に動いていたのである。その意味では江口圭一の主張とは異なって、神戸市の小売業者は他の多くの都市の都市小ブルジョワジーと同様に、自らの政党を結成することなく、既成政党との協調を選択したのであった。

以上にみたように、一九二〇年代の慢性不況のもとで窮迫していた神戸市の小売業者は他の多くの都市の小売業者がそうであったように、世界恐慌の波及によって引き起こされた昭和恐慌の影響を受けて没落の危機に瀕した。そしてこのような危機にあった神戸市の小売業者を一層追い詰めることになったのは、昭和恐慌期に具体化した十合百貨店の三宮進出問題であった。こうした二重の経営圧迫要因に対して神戸市の小売業者たちは自らの組織的結集を図り、それは神戸市小売商組合連盟の結成として実現した。この小売商組合連盟の中心的な担い手は、呉服商や洋服店、日用雜貨商などであった。それは彼らが百貨店の進出によって最も打撃を受ける業者だったからである。当初、小売商組合連盟は共同して廉売を行うことによって百貨店に対抗しようとした。しかし、昭和七（一九三二）年に入り十合百貨店の三宮進出計画が具体化すると、小売商連盟はその阻止のために商工省、兵庫県当局、神戸市当局、県・市議會、商工会議所などへの陳情を繰り返すとともに、全国とくに大阪の小売業者との連帯を深めた。しかしながら、同年十一月の商工省の百貨店委員会において十合百貨店の三宮進出が正式に認可されると、神戸市小売商組合連盟の十合阻止運動は挫折を余儀なくされた。他方、反百貨店運動の過程で、東京や大阪、名古屋などの大都市で小売商の政治的進出

が図られ、それは共和一新党、全日本商工党、中堅建設同盟などの結成として実現をみた。これに対して、神戸市の小売業者は自らの政党を結成することなく、既成政党の支援を待つに止まった。そして昭和八年に入るとともに、神戸市における反百貨店運動は次第に収束に向かい、その運動の中心は中小商工資金融資の獲得運動に収斂していくことになったのであった。

こうして昭和六年から七年にかけて激化した神戸市の小売業者の反百貨店運動は東京や大阪の運動に比べると相対的に弱かったといえるが、それはその運動の重点が小売業者の共同による廉売の実行におかれていたという神戸市の反百貨店運動の在り方そのものに規定されたためにほかならなかったのである。

2 労働組合運動の高揚とその変容

労働組合運

動の推移

第一次大戦後のわが国では、経済が恐慌から恐慌によるめき、産業の合理化が進むなかで労働運動が激しい高揚を迎えることとなった。ここでは労働運動の基礎をなす労働争議件数、争議参加人員、労働組合数、労働組合員数等の推移についてみておこう。まず、全国的にみると、大正十五(一九二六)年の労働争議件数は一二六〇件であり、初めて一千件を超えた。また、争議参加人員も初めて一〇万人を超えて一二万七二六二人となった。そして昭和恐慌に直面した昭和五年には、争議件数はさらに増加して二二八九件となり、争議参加人員も一九万一八〇五人に急増した。また、昭和恐慌の影響がもつとも激しく現れた翌昭和六年には、争議件数は二四五六件になり戦前の最高を示すことになった。その後、日中全面戦争が開始された昭和十二年には、争議件数は二一二六件で、争議参加人員も二一万三六二二人に達し、

この年の争議参加人員は戦前の最高を示すに至ったのである。しかしながら、翌昭和十三年には、争議件数は一挙に一〇五〇件へと半減し、以後戦時統制経済のもとで労働争議は減少して昭和十九年には二九六件、参加人員は一万二六人にまで減少したのである。

一方このような労働争議の動向のなかで、労働組合数と労働組合員数は次のような推移を示した。すなわち、まず労働組合数は昭和二年に五〇五となり、初めて五〇〇組合を超えたが、昭和四年以降も組合数は急増を続け、昭和十年には九九三組合となり戦前の最高となった。また、労働組合員数は昭和二年には三〇万人を超えていたが、昭和五年以降増加を続け、昭和十一年には戦前最高の四二万五八九人に達したのである。この間、昭和六年には雇用者総数に対する労働組合員数の割合を示す組合組織率は七・九％となり、戦前の最高水準を示したが、以後減少し、昭和十六年以降は組織率はほぼゼロとなったのである。

このように昭和六年九月の満州事変の勃発以降、敗戦に至るこの時期の我が国の労働組合運動は日中全面戦争の起こる昭和十二年を画期に二つの時期に分けられる。すなわち、満州事変から日中全面戦争勃発に至る時期のそれは、昭和恐慌の影響と、産業構造の重工業化の進展のなかでのインフレーションの急激な上昇、物価の値上がりと実質賃金の低落などを背景として高揚をみた。しかしながら、昭和十二年七月の日中全面戦争の勃発と統制経済の強化のなかで、労働組合運動は急激に衰退に向かって行くことになったのである。日中全面戦争の開始はその意味において、わが国の労働組合運動の発展にとって「致命的な障害とな」ったのであった（塩田庄兵衛『日本労働運動の歴史』）。

さて、このような当該期のわが国における労働組合運動の展開のなかで、兵庫県や神戸市の労働運動はど

のような推移と特徴を示したのであるか。この点について次にみてみよう。

兵庫県における

兵庫県における労働組合運動の推移についてはすでに『兵庫県労働運動史』に詳しいの

労働争議の動向

で、ここでは概観することに止めるが、まず、労働争議件数についてみると昭和二年に

は一二五件であったものが、昭和恐慌の直撃した昭和五年には二二一件、翌昭和六年には二三二件に激増した。その後、昭和十二年までは毎年一〇〇件以上の争議が発生しているが、昭和十三年には七二件、十四年には五五件へと急減し、日中全面戦争の勃発を契機とする労働争議の減少が顕著にみられた。また、争議参加人員については昭和二年に六四七九人となり、前年の三五二九人から激増するが、昭和五年には五七四四人となり、それ以後、六年には三六七〇人、七年には三四八八人、八年には二三七三人、九年には三三九四人、十年には一八七九人、十二年には六二二〇人へと乱高下を示している。

次に、労働組合数及び労働組合員数についてみると、労働組合数は昭和二年三九であったものが、五年には四二、六年には六〇、七年には七一に増加し、以後十二年まで六〇台で推移するが、昭和十四年には四〇にまで減少する。また、組合員数については昭和二年に七万四七二六人となり、初めて七万人台に達するが、以後五年は八万九六四一人、六年は八万九六一三人、七年は九万二五三七人、八年は八万八五〇四人、九年は九万五三六三人、十年には九万九六七八人と八万人台から九万人台を推移する。そして昭和十一年には一〇万五四九五人と初めて一〇万台に達し、十二年は一〇万一六九四人となった。しかし十四年には六万一六八五人へと一挙に六万人台に落ち込んだのである。

第三節 都市社会矛盾の顕在化

表 189 神戸市労働争議の推移

年 次	発生件数(指数)	参加人員(指数)	継続日数(指数)	延人員(指数)
昭和 6年	115 (100)	6,783 (100)	1,254 (100)	55,039 (100)
7	121 (105)	6,134 (90)	2,150 (171)	199,251 (362)
8	76 (66)	3,323 (49)	906 (72)	23,592 (43)
9	49 (43)	1,850 (27)	349 (28)	18,729 (34)
10	49 (43)	1,206 (18)	403 (32)	22,968 (42)
11	38 (33)	1,429 (21)	261 (21)	219,423 (399)
12	51 (44)	8,846 (130)	531 (42)	2,942,511 (5,346)

資料：『神戸市統計書』昭和10年，12年，15年，17年。

神戸市における 労働争議の動向

さて、以上のような当該期の全国及び兵庫県における労働組合運動の動向のなかで神戸市においてはそれはどのような推移を示したのか、次にこの点についてみてみよう。表189は昭和六年から十二年にかけての神戸市における労働争議の推移を示したものである。まず、争議の発生件数についてみると、昭和六年と七年がいずれも一〇〇件を超えており、昭和七年が一二一件でピークを示している。昭和八年には争議件数が激減するが、その背景には、「経済的情勢の好転がこの辺にも影響して居ることが窺知される」（第二十二回『神戸市統計書』）と指摘されているような満州事変後の軍需景気による好況があったのである。こうして八年以降、争議件数は減少を続け、十三年以降は資料を欠くので確言はできないが、全国や兵庫県の傾向からも推測できるようにさらに減少したものと思われる。また、参加人員は昭和六年の六七八三人以後、減少を続けるが、十二年には八八四六人に急増している。昭和六年の争議参加人員が多かったのは、この年に神戸のゴム工場に争議が続発したうえに、同年六月に川崎造船の解雇発表があり、川崎解雇反対闘争が発生したためと思われる。また、昭和十二年の参加人員が八八四六人に及んでいるのは、前述の同年の兵庫県の争議参

表 190 争議一件当たりの状況

年 次	参加人員(指数)	継続日数(指数)	延人数(指数)
昭和 6年	59 (100)	11 (100)	478 (100)
7	51 (86)	18 (164)	1,647 (345)
8	162 (275)	33 (300)	956 (200)
9	150 (254)	22 (200)	1,049 (219)
10	126 (214)	19 (173)	991 (207)
11	83 (141)	16 (145)	632 (132)
12	804 (1,363)	24 (218)	11,223 (2,348)

資料：『神戸市統計書』昭和10年、12年、15年、17年。

加人員が六二〇人であったことからしても資料的に疑問があるが、全日本労働組合総同盟（全総）兵庫県連傘下の争議の頻発、マッチ、ゴム履物、神戸港仲仕組合などの未組織労働者の賃上げ争議の続出、神戸市電争議などがその背景として指摘できよう。

表190はこの間の神戸市における労働争議の一件当たり参加人員、争議継続日数、争議参加延人数を示したものであるが、特に昭和八年から十年にかけての争議が規模も大きく、争議日数も長いものが多い。前表でみたようにこの時期の神戸市の争議件数はむしろ減少している。このことから明らかなように、この時期の神戸市の労働争議は少数の大規模な争議に集中して激しく闘われたことがうかがえよう。

また、昭和十二年は参加人員、延人数とも激増しているが、これはこの年に三回にわたって発生した神戸市電争議によるものと思われる。

次に争議の内容についてみると、前掲第二十二回『神戸市統計書』は昭和六年から八年にかけての神戸市の労働争議の原因について次のよ

うに述べている。

尚労働争議発生の原因を検討してみると、昭和七、八年に於ては「賃金増額要求」最も多く、「解雇退職手当確立又ハ増進」及「解雇者ノ復職」之に次ぎ、六年に於てはその順位を逆にしてゐる、又争議発

生の産業に就いて見るに、最近三ヶ年を通じて化学工業及交通運輸業に著しく多かつた事は注目に値する、而して争議の結果に就いて観ると、各年共「妥協」により解決するもの最も多く発生件数の約七〇%を占め、「容認」に依り解決せるもの約二〇%にして、其の他は「拒絶」、「撤回」、「自然消滅」により解消を見てゐる。

労働争議が高揚期を迎えている時期の神戸市における労働争議の特徴がよく示されているといえよう。

しかしながらこのように昭和恐慌から日中全面戦争の勃発の直前期において高揚した神戸市における労働争議も、昭和十二年七月の日中全面戦争の勃発を契機に次第に変質・衰退し、十三年以降激減していくことになった。そのことはこの時期の神戸市の労働運動を中心的に担っていた神戸市電従業員組合が昭和十三年二月に市当局の圧迫により全総を脱退し、事実上解体に迫り込まれたことや、同年十一月に三菱造船所において従来の工場委員会が解散され、産業報国会が設立されたことに象徴的に示されているのである。

昭和恐慌下無産 無産政党はその成立の当初から分立し（第三章第六節）、その後も離合集散をくり返した
政党的離合集散（付図一）。昭和五（一九三〇）年二月の普選第二回目の総選挙に際しては、社会民衆党（社

民党）神戸支部は本部の指令にもとづいて日本大衆党神戸支部との選挙協定を企図したが不調に終り、また神戸市（兵庫県第一区）では、大衆党の河上丈太郎と、大衆党から除名された青柿善一郎が立候補し、河上は一〇八二七票を獲得したが次点に終り、議席を失った。兵庫県では無産政党は五人を立候補させたが一人も当選できず、全国でも当選者は前回の八人から五人へと減少した。この敗北の結果をうけて無産政党の合同気運が起こってき、七月には左派の新労農党と右派の社民党を除く中間派合同による全国大衆党が成立した

が、県下では青柿の統一無産党（昭和五年三月結成）と大衆党とは合同しなかった。さらに同年十二月、全国大衆党は、社民党・新労農党に対し合同を申し入れ、社民党は新労農党除外を主張したが、新労農党は同意し、社民党の一部も含む全国労農大衆党（労大党）が翌六年七月に成立した。しかし神戸では新労農党支部は合同に反対して支部を解散させ、九月には兵庫県地方選挙闘争同盟を結成した。こうして県下では、これと社民党・労大党・統一無産党の四党が併存していたのである。

昭和六年九月の県会議員選挙に際し神戸市では、もとの新労農党系は木村錠吉を推し（のち立候補断念）、労大党は結局、阪本勝と永江一夫（神戸市従業員組合）を公認としたため、有力支持組合である日本労働組合総連合（総連合）傘下組合と対立し、総連合系は大塚憲を独自候補に立てて争った。また社民党は前田平一を立てた。その結果、阪本と永江の二人が当選を果たした。こうした分立状態の下で翌七年二月に普選第三回総選挙が行われ、市域では、労大党の河上丈太郎と総連合系組合に支持された日本国民社会党兵庫地方準備会の久留弘三が立ち、河上は一万三千票余りを得たが次点で落選、久留は一六〇〇余票で問題にならなかった。この総選挙では全国的にみて無産政党が著しく得票を減らし、前回の五二万票に比し半分の二六万票しか取れなかった。このような低迷傾向は神戸市では昭和八年の普選第二回市議選にもあらわれ、労大党と社民党が合同して結成された社会大衆党（社大党。昭和七年七月結成）から松沢兼人（灘区）と永江一夫（葺合区）の二人が再選されたのみで、兵庫区では、総連合系の森脇甚一（前職）は、社大党の丹波繁正と競合して落選し、林田区では青柿善一郎（前職）が、社大党の中ノ瀬幸吉や、桑田喜三郎と競合して落選した。

満州事変と国家主義
的無産政党的出現

昭和六年九月、満州事変が勃発し、一方で国民が排外主義的なナショナリズムに熱狂し、他方で軍部の政治的発言力が強くなると、無産政治勢力の中からも国家主義へ転向するものが現われた。翌七年一月、労大党を脱した総連合や下中弥三郎らによって日本国民社会党準備会が結成されると、市域でも久留弘三らによってその兵庫地方準備会が結成された。社民党は満州事変直後の十一月、満蒙權益擁護を主張するようになったが、翌年赤松克麿一派が国家社会主義を主張して脱退し日本国家社会党を結成した。これに対し社民党県連は、反共・反資本・反ファッショの三反主義を唱える党本部を支持して、五月には神戸などでファッショ排撃演説会を開いたりした。労大党では、尼崎支部長藤岡文六らが国家社会主義を主張して七月、労大党を脱党し日本国家社会党支部を結成した。また労大党を脱退し日本国民社会党兵庫地方準備会を設立した総連合県連では、下中らの新日本国民同盟結成にあたり、佐野好男を中央に送り森脇・大塚らがその拡張にあたった。さらに神戸の地方無産政党であった青柿らの統一無産党も、左派脱退ののち、七年三月、国家社会主義を唱える社会自由党を結成した。

しかし満州事変、翌年の五・一五事件の風潮に乗って台頭してきた無産政治運動における国家主義的諸党派は、例えば昭和八年七月における日本国家社会党の国家社会主義派と日本主義派の分裂にみられるように、その後離合集散をくり返していった。

反ファッショ人民戦
線運動と社会大衆党

一方における無産政治運動での国家主義の台頭と、他方における普選第三回総選挙での敗北は、社民党、労大党双方に危機感を抱かしめ、急速に歩みよらせることになり、昭和七年七月、両党が合同して社会大衆党（社大党）が結成された。

ところで、大正十一年ひそかに結成された日本共産党は、知識人や労働農民運動に影響力を拡大しつつあったが、昭和に入り、三・一五事件(昭和三年)、四・一六事件(昭和四年)で大打撃を受け、さらに昭和六年の八・二六事件、翌年十月の熱海事件等の検挙でたび重なる弾圧を受け、弾圧↓再建をくり返していた。そして、社会民主主義に打撃を与えようとする方針や一部で冒険主義や幹部の転向もあり、昭和十年頃にはその非合法活動もきわめて困難になりつつあった。ところが一九三五年(昭和十年)のコメンテルン第七回大会で、世界の共産党が反ファシズム統一戦線戦術をとることが決定されると、日本の共産主義者も、社会民主主義政党と目された社大党との統一戦線を唱えるようになった。ところで、神戸では、それに先立って無産政治勢力のゆるやかな統一戦線結成の萌芽があらわれていた。昭和十年二月、共産黨員奥田宗太郎、もとの新労農党系の古家実三、旧社民党系の前田平一、総同盟の今津菊松、それに青柿善一郎、桑田喜三郎らによって友愛倶楽部が設立され、党派を超えた無産運動家の親睦が目ざされた。しかしこれは萌芽のままで終わってしまった。反ファシズム統一戦線(人民戦線)への組織的な動きは、昭和九年に合法左翼労働組合を結集して成立した日本労働組合全国評議会(全評)によって推進され、全評関西地評は昭和十一年二月総選挙では社大党支持を声明して無産政治戦線の統一を推進しようとした。

昭和十一年二月の総選挙では、社大党県連は神戸市(兵庫第一区)で河上丈太郎を立て約三万七千票を得てトップ当選を果たした。社大党は全国でも躍進し二二人を当選させた。こうした事態をふまえ、九月、全評神戸地方協議会、神戸市電従業員組合などは、社大党県連に支持を申し入れた。しかし社大党は反左翼の立場から、県連においては市電従業員組合の支持のみを受け入れるとし、中央でも全評中心の労農無産協議

会の合同申入れを拒否した。こうして組織的な反ファッショ統一戦線結成は困難となってゆき、翌年十二月の全評、日本無産党（労農無産協議会の後身）の一斉検挙事件である人民戦線事件によって、その可能性は消滅した。神戸でも、その年三月、木村錠吉、青柿、桑田、森口新一らによって結成されていた日本無産党神戸支部、それに全協神戸地協も、この事件によって解体された。

社大党は昭和十二年四月の総選挙でも躍進して三七人を当選させ、神戸市では、河上丈太郎と永江一夫の二人当選を果たし、県下では合計四人の全員当選を果たした。五月の市議選では定員六四人中八人（立候補者一〇人）の当選を得て躍進した。

日中全面戦争の開 始と国策協力方針 社大党はいち早く挙国一致を声明、国策協力をうたった。八月には県警察部特高課が主要労働組合代表を集めて懇談会を持ち、労資協調・挙国一致・生産力拡充を申し合せた。

昭和十四年七月には社大党神戸支部主催の排英国民大会が開かれ、九月の県議選では、社大党は灘区より松沢兼人、葺合区より前田平一を当選させたが、そこでは「聖戦目的の貫徹」がうたわれた一方、労働者固有の要求には触れられていず、かつてのおもかげはなかった。

写真 64 社大党の躍進（『神戸新聞』昭和12年5月3日）

このように合法無産政党は戦争遂行のための国策協力を強めていった。昭和十五年六月、近衛文麿が新体制運動を展開すると、社大党は他党に先駆けて七月六日解党した。こうして合法無産政党は消滅していった。（無産政党の動向については、『神戸』、『又新』等による訂正のほかは主として兵庫県労働運動史編さん委員会編『兵庫県労働運動史』に拠った）。

第四節 戦時支配体制の確立

1 選挙粛正運動の展開

選挙粛正運動
の狙いと組織

昭和十(一九三五)年から十二年にかけて、内務省と道府県当局の強力な指導のもとに三次にわたって選挙粛正運動が全国的に展開された。その目的は、(1)選挙違反の撲滅、(2)優良議員の選出、(3)棄権防止の三点にあり、のちに自治精神の涵養が付け加えられた。

選挙粛正運動は、形式上各府県の知事諮問機関として設けられた選挙粛正委員会の答申を受けた形で行われた。また、地域団体・教化団体・職能団体等の動員も、各団体の自発性を建前として行われた。しかしこの運動は、内務省の強い指導を受けた府県当局が主導して行うものであり、選挙粛正委員会の答申も各団体の自発性も、行政当局の強力な指導を受けたうえでのことにすぎなかった。この運動は、文字通り「官製運動」として出発し、展開したものであった。

第一次選挙
粛正運動

第一次選挙粛正運動は昭和十年六月から九月にかけて展開された。兵庫県では、五月八日に発せられた勅令第一一〇号「選挙粛正委員会令」によって、六月一日に選挙粛正委員会を発足させ、委員・幹事を選任した(会長は湯沢三千男知事)。そして六月六日と十五日の二回にわたって開催され

た委員会の答申を受けて、兵庫県は、六月下旬に運動の大綱を決定した。その結果、運動は(1)協議会(郡市協議会・町村懇談会・部落懇談会)の開催、(2)町村民大会の開催、(3)講演会、(4)宣伝活動を中心とする教導監督活動の四つの方向で行われることになった。

このうち講演会は、すでに県の選挙粛正運動方針が決定する前の六月十四日、十五日の両日に神戸市と姫路市で選挙粛正中央連盟常任理事の田沢義輔を招いて行われていたが、その後は各郡市・町村・部落を単位に講師を招聘あるいは派遣して開催する方針が取られていた。

県レベルの動きのなかで重要な意味をもつのは、兵庫県選挙粛正連盟の結成である。すでに中央では、中央教化団体連合会を母体として六月十八日に選挙粛正中央連盟が創立されていた。兵庫県では、七月十七日選挙粛正に関する県下有力諸団体の懇談会がもたれた。その席上連盟組織結成の意見が出され、満場一致で兵庫県選挙粛正連盟の結成が決議された。直ちに規約が決定され、具体的事業について県当局の側から提案が行われた。この規約第三条によると具体的事業として、(1)県や市町村の選挙粛正運動との連絡協力、(2)関係諸団体による選挙粛正運動の促進援助、(3)講演会の開催と講師の派遣斡旋、(4)選挙粛正に関する映画の巡回上映、(5)印刷物等による選挙粛正の徹底普及、(6)選挙法規の改正に関する研究、(7)その他の事業を行うことになっていた。このように選挙粛正運動は、県↓市区町村↓部落町会といった地域団体を通じての運動に加えて、教化団体や職能団体を通じての運動も行われたのであり、両者がちょうど縦糸と横糸とを織りなすような編成のもとに展開されたのであった。

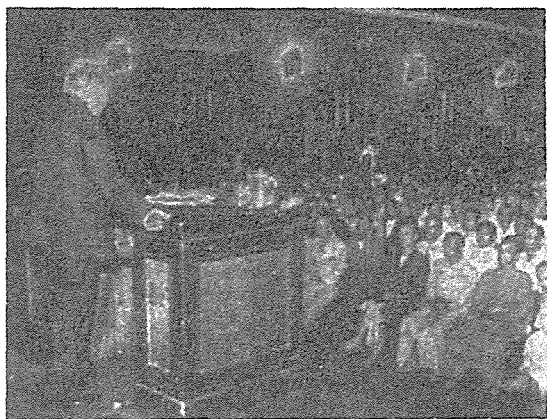


写真 65 選挙粛正大講演会
(『神戸新聞』昭和10年7月30日)

神戸市における運動の展開

神戸市は兵庫県よりやや遅れて七月に入ってから具体的な動きを開始した。まず、七月十二日には市長、助役、教育部長、学務課長、社会教育課長、それに神戸市内各区長が参加し、関兵庫県議事課長を招いて開催した区長会議の場において、神戸市における選挙粛正運動の方針が決定された。この会議では県・警察と緊密に連絡を取り合って協調して運動を進めていくことが確認され、選挙民に対して公正な選挙観念の普及徹底を図り立憲政治の伸長に寄与するため、具体的に(1)区協議会の開

催、(2)講演会の開催、(3)実施に関する市長への報告、(4)文書印刷物の配布、(5)映画による運動、(6)レコードによる運動、(7)各種団体と連絡提携、(8)新聞社への協力依頼、(9)学生生徒児童一般青少年に対する政治教育の実施、(10)適切な宣伝の実施の十項目の方針が決定された。

各区における協議会は八月一日から八日にかけて実施されたが、須磨区の選挙粛正協議会は八月八日午後七時から須磨小学校講堂において開催された。県選挙粛正委員榎並充造、同大久保直次郎、大谷須磨署長、区内各町会長、青年団長、在郷軍人会分会長、小学校長、方面委員等九十数人参加のもと、古藤区長の挨拶で開会、来賓の所感演説の後、志賀町会連合会長を座長に推して宣誓を行い、実施要綱を満場一致で可決

した。そして(1)棄権をしない、(2)投票を売買しない、(3)代人投票をしない、(4)不正な選挙運動をしないの四点を決議し、午後一時半過ぎに閉会した。

講演会は当初、区協議会出席者と区内有権者一般とを対象に、県と連絡を取り合いながら市内数カ所で大規模に開催する方針が取られていたが、実際は七月二十九日に県および県教化団体連合会との共催で大規模な講演会を実施したほかは、八月十一日から九月二日にかけて、市内三カ所で映画会とセットにした比較的小規模な講演会・映画会を開催したに止まった。七月二十九日の大講演会は、県立第一高等女学校において開催されていた兵庫県教化団体連合会大会に引き続いて、二宮小学校と大開小学校の二カ所で開かれた。二宮小学校では午後七時半より始まり、中央教化団体連合会会長・選挙粛正中央連盟会長の前首相齋藤実、中央教化団体連合会理事・選挙粛正中央連盟理事の丸山鶴吉が演壇に立ち、一般聴衆五百余人を前に講演した。また、大開小学校では午後八時より開催され、齋藤実と中央教化団体連合会常務理事・選挙粛正中央連盟理事の松井茂が講演を行った。

県会議員選挙と

選挙粛正運動

このときの兵庫県会議員選挙で神戸市は、投票にかかわる二つの制度的改革を実施した。一つは投票所の二カ所増設、もう一つは投票所への入場券の廃止である。いずれも六月十四日に開催された兵庫県選挙粛正委員会において、委員の今井嘉幸より提案されていた問題であった。今井の意見は、入場券が存在しているが故にそれを買得して代人投票を行わせるが如き不正行為がまかり通っており、この際、入場券を廃止すると共に「顔」で資格を確認できる範囲にまで投票区を縮小し投票所を増設すべきであるというものであったが、このとき勝田市長は、投票所を増設することは立会人の人数の関係

から不可能であり、入場券が存在するから代人投票が起こるといふ考え方にも同意出来ないから廃止する必要性は認められないとして、双方に消極的な見解を示していた。ところが投票所の増設に関しては内務省・県の強力な指導もあって、須磨区に二カ所増設（白川小学校と多井畑小学校）することとし、また、入場券に関しては八月二十七日に市長声明を發表し、棄権防止と選挙事務の整理秩序に果たす入場券の役割を積極的に評価しつつも、投票売買・代人投票に利用されているという「噂」もあるからこれを廃止し、有権者には葉書の類で投票案内を送付するに止めるといふように方針を転換した。投票所が遠いため棄権する、あるいは買収されなければ投票に行かない等の弊害も当時指摘されており、投票所の増設はこうした方面にも効果を發揮するものと期待されていたのである。

運動は八月二十六日から三十一日までを選挙肅正強調週間としてひとまず前半の運動を終了した。九月以降の運動では選挙運動に利用される可能性を避けるため町村を単位とする部落懇談会や府県の主催によらない協議会の開催は行わないこととされ、運動は純粋な宣伝活動を中心とするもののみに厳しく限定されることになった。

盛り上りを欠いた第 三 こうして取り組まれた選挙肅正運動も全体としては盛り上ったとはいい難かった。

一次選挙肅正運動

『神戸又新日報』の報ずるところによると、七月上旬に開催された郡市協議会も、「大部分はお義理つき合ひの程度で町村民大会の開催にまで漕ぎつけるには余程尻をたゝかねばならなかつた」のが実情であったといい、「笛吹けども踊らず」といった状況が各地で生じていたのである。

神戸市では七月十四日に行われた兵庫区中道通九丁目の町会・衛生組合役員選挙をめぐる不正事件が八月

二十二日湊川署によって摘発を受け、二十数名が連行されて選挙粛正のムードに水を差していた。選挙粛正運動の不振は九月二十五日に実施された県会議員選挙の棄権率に如実に現れていた。県議選としては初めて導入された不在者投票にも神戸市内で僅か二四七票が投じられたにすぎず最終的な棄権率は兵庫県全体でも三四・一%、神戸市内では実に五二・二%(前回は三一・〇%)にも上り、都市部では京都市の五七・九%に次ぐ第二位の高い棄権率を示した。その原因としては悪天候、過度な選挙取締りによる有権者の萎縮、入場券廃止による情報の不徹底、衆議院議員選挙や市会議員選挙に比べての関心の低さなどが指摘されていたが、いずれにしろ選挙粛正運動後半の主要な課題であった棄権率の増加を食い止められなかったことは、選挙粛正運動そのものの不徹底ぶりを示したものである。神戸市当局はこの事態を深刻に受け止め、九月三十日に市長、助役、文書課長、各区長、各区選挙主任等二〇人を出席させて県会議員選挙についての打合せ会を開催し、入場券廃止の結果、棄権の原因とその防止策、投票者と棄権者の職業別年齢別調査の実施等の事項について協議を行った。この調査の結果、棄権者の中心は「インテリ層」と判断され、第二次選挙粛正運動以降はこの層を対象とする棄権防止策が練られていくことになる。

しかし選挙結果をみると、中立系の議員が三人の増加をみたものの、政友会・民政党の既成政党で五九の議席のうち、五二議席を占めて依然として多数である状態に変化はなく、議員の「質」が変化した様子もうかがえなかった。

第二次選挙 粛正運動

昭和十年十月十四日、県庁で開かれた兵庫県選挙粛正委員会は、翌年春に実施が予定されていた衆議院議員総選挙に向けての選挙粛正運動の方法について答申を行った。そして十一月

二十一日に兵庫県第二次選挙肃正運動実施方針が決定された。実施細目は第一次選挙肃正運動のものとはとんと変わらないが、新たに各市町村（神戸市の場合は各区）に選挙肃正実行委員会が設置され、選挙肃正に関する事項の実行に当たることになった。会長は市町村長（神戸市では区長）で、委員は市町村助役（神戸市では区の上席主事）、小学校長、市町村長の内申により知事の委嘱した者であった。知事の委嘱による委員は学校職員、市町村会議員、区長、部落総代（市では町総代）、社会教育委員、方面委員、神職宗教家、各種団体役職者、学識経験者等の中から選ばれることになっていた。各種団体には、婦人団体や第一次選挙肃正運動では組織としての活動が禁止されていた男女青年団も含まれていた。委員の数は市（神戸市の場合は区）で三〇人、町村で二〇人内外とされ、兵庫県全体では約九千人にのぼる予定であった。選挙肃正実行委員協議会、市区町村選挙肃正実行委員会、部落懇談会、講演会等の地域的運動は十二月上旬から翌年一月中旬にかけて各地で実施されることになった。こうして兵庫県では、同十一月から翌年二月にかけて第二次選挙肃正運動が展開されたのである。

第二次運動では、第一次運動の時には組織として運動への参加が認められていなかった兵庫県連合青年団の理事会が開かれ、一般社会の教化を目的とせず、自らの政治教育・政治訓練のために主として「努力奉仕」の方面から選挙肃正運動に参加することを決定し、選挙肃正連盟はこの決定を受けて直ちに県連合青年団の加盟を承認した。

神戸市の選挙肃正運動は、十二月二十日の区長会を経て、昭和十一年に入ってから具体的活動が開始された。神戸市における第二次選挙肃正運動の運動方針は、(1)棄権防止に努める、(2)違反者の絶滅を期する、(3)

運動の中心を町会懇談会の徹底と各種団体の自主的活動に求め、この運動を「真摯なる市民の自覚運動たらしむ」の三点に置かれ、その具体的運動として、(1)懇談会による運動、(2)各種団体の協力による運動、(3)学校の協力による運動、(4)講演映画による運動、(5)その他選挙粛正祈願祭および各種宣伝の五項目が設定された。各区毎の選挙粛正実行委員会は一月十四日、十五日、十六日、十八日に行われ、町会懇談会は、一月十五日から二月中旬にかけて相次いで開催された。各区毎の選挙粛正実行委員の数は、灘区一一二人、葺合区八九人、神戸区七二人、湊東区六七人、湊区四八八、兵庫区一六五五人、林田区一二七人、須磨区五二人となっている。第一次選挙粛正運動でも実施された講演映画会も、一月八日から二十四日にかけて市内二四カ所で行われた。例えば、湊東区の選挙粛正実行委員会と湊東区楠町の懇談会は、次のように行われた。湊川神社内七生館で開催された湊東区選挙粛正実行委員会は、三樹兵庫県総務部長、雲川視学官、相生橋署署長代理の臨席のもと、区内の選挙粛正実行委員や町会、在郷軍人会、青年団の幹部、それに小西区長以下一〇人の区係員も出席して開かれた。総勢一〇五人と新聞は伝えている。藤巻湊川神社宮司を迎えての神事、皇居遙拝、国歌演奏が行われた後、まず、小西区長が挨拶に立ち、続いて三樹総務部長、神戸市社会教育課長代理、相生橋署署長代理の講演が行われた。その後、区および町会懇談会の開催と選挙粛正運動の実行について協議を行い、(1)選挙観念の普及、(2)選挙違反の絶滅、(3)棄権の防止、(4)優良議員の選出の四点にわたる決議を行って散会した。楠町町会連合会主催の選挙粛正懇談会は一月十九日午後七時より八宮神社において開催された。相生橋署三木署長、湊東区小西区長ほか約二百人が出席し、首相および内務大臣の講演レコードを聴いて選挙粛正について懇談を行った。

以上のような地域団体を通じての運動のほかに、各種団体を通じての運動も合せて展開された。神戸市においては選挙権を持たない婦人団体、青年団、児童の動員にかかわる運動がその大半であった。まず一月六日、県が女子青年団と婦人会の幹部約百二十人を集めて協議会を開催したのに合せて、母の会・処女会の幹部会を招集し、婦人団体の肅正運動実行申合せ事項を定め、十四日には母の会講演会、十五日には処女会講演会を行った。また、十三日には青年団幹部会において選挙肅正運動に関する市の実行方針・実施事項を講演し、青年団の運動への協力について協議した。そして一月二十日には校園長会を開催して肅正運動に関する事項を指示、学校における実施事項を協議した。さらに二十五日には神戸市神職会の協力を得て、神戸市内九九の神社において選挙肅正祈願祭を執行した。地域的・団体的民衆動員とは別の一般的宣伝活動にも力を入れ、垂幕、立看板、ポスター、リーフレット、絵葉書、マッチ等を通じての宣伝や新聞社への協力依頼、店頭装飾の依頼、投票日当日の国旗掲揚、サイレン吹鳴等にも積極的に取り組み、第一次選挙肅正運動の時に比べて市としての活動は比較的活動であった。

衆議院選挙と 選挙肅正運動

昭和十一年二月の衆議院議員選挙を前にした一月十日午後一時より、県立神戸第一高等女学校講堂において選挙肅正中央連盟・兵庫県選挙肅正連盟・兵庫県・神戸市共同主催の選挙肅正大講演会が開催され、堀切善次郎「道義日本の選挙肅正」、二荒芳徳「建国の理想より見たる会議精神」、丸山鶴吉「選挙肅正の真義」の三つの講演が行われ、午後四時に散会した。

一月二十二日の総選挙告示を挟んで二十一日から二十五日までが選挙肅正強調週間に設定され、県下一斉に教化宣伝活動が行われた。

表 191 選挙粛正大協議
会参加団体

神戸税関
神戸中央郵便局
神戸中央電話局
神戸中央電信局
三宮駅
神戸駅
兵庫駅
生糸検査所
神戸市
神戸市電気局
神戸銀行集会所
日本船主協会
海員協会
日本海員組合
新日本海員組合
日本港湾従業員組合
阪神電気鉄道株式会社
阪神急行電鉄株式会社
山陽電気鉄道株式会社
神戸有馬電気鉄道株式会社
神戸自動車営業組合
そごう百貨店
大丸百貨店
三越百貨店
神戸デパート
兵庫県

資料：『神戸新聞』（昭和11年
2月2日夕刊）

選挙粛正強調週間以降の運動の重点は、棄権防止に置かれることになった。兵庫県では一月二十八日、知事、総務部長、社会教育課長が出席して協議会を開き、(1)投票日前日には児童を通じて棄権防止ビラを各家庭に持ち帰らせるほか、婦人会を動員して県下各家庭にまで及ぼす、(2)選挙公報を全有権者に配布すべく、転居などの場合は転送する、(3)二月十一日以降適当な日に飛行機を飛ばして空から棄権防止ビラを散布する、(4)工場方面の棄権防止のため二〇〇人以上の有権者が就業している県下五五の工場に講師を派遣して講演会を開催する、(5)県下中等学校にも講師を派遣して選挙粛正精神を鼓舞する、(6)工場外の棄権防止宣伝を行うため二月一日に官庁・会社関係者の協議会を開催する、(7)神戸市内にある県の建造物すべてに懸垂布を張り、市内の交通の要所十カ所に横断幕を張る、といったような棄権防止を中心に据えた第二次選挙粛正運動後半の運動方針を決定した。

官庁、会社、組合、交通関係、百貨店等を網羅して二月一日午前十時から県庁で開かれた協議会には、表191に掲げた諸団体から代表者約三十人と、県から湯沢知事、三樹総務部長、古城地方課長、久尾社会教育課

長等が出席した。協議会ではまず、それぞれ選挙粛正運動への取り組み状況を披露し、続いて(1)趣旨の徹底に関する事項、(2)各種の宣伝に関する事項、(3)棄権防止に関する事項の三点にわたる県からの提案を承認し、各団体において運動を盛り上げるようになった。

棄権防止を呼びかける取り組みは投票日が近づくにつれて活発化した。神戸市文書課は、投票二日前の二月十八日の『神戸又新日報』紙上に小西唯史名で投票を呼びかける文書を発表し、また全市の町会を動員して投票前日の十九日と投票当日の二十日に、全有権者にビラを配布し、小学校児童には棄権防止の「しおり」を配布して家庭に持ち帰らせる方針を採った。

その結果、棄権率は兵庫県全体で昭和七年総選挙の二一・五％に比べ僅かながら増加したものの、二三・三％に止まり、神戸市でも三〇・一％に止まった。神戸市では不在者投票の数が前年の県会議員選挙に比べて大幅に増加しており、この点からも棄権防止の運動が功を奏したといえる。しかし、優良議員の選出という目標に関しては、兵庫一区で社会大衆党の河上丈太郎がトップ当選を果たした点が注目されたが、全体的に政友会・民政党の既成政党が大半を占めている状況に変化はなかった。選挙取締りに関しては今回も前年の県会議員選挙同様厳しい処置が行われ、一月二十九日現在の検挙数は一四四件、六一九人の多数に上っていた。この中には候補者自身が一人含まれている。

第三次選挙 粛正運動

兵庫県の第三次選挙粛正運動は、昭和十二年四月に予定されていた全県の市町村会議員選挙を目標に行われた。神戸市も市会議員選挙の執行が予定されていたことから、以前に比べて自主的な選挙粛正運動を展開したが、林銑十郎内閣による三月三十一日のいわゆる「食い逃げ解散」によっ

て、急遽衆議院議員総選挙が行われることになり、神戸市会議員選挙をはじめとする大半の市町村会議員選挙は五月以降に延期され、運動期間も一月から五月までの長期にわたることになった。

市町村会議員選挙に照準を合わせた兵庫県選挙粛正委員会は、一月二十二日午前一〇時より県庁において開かれ、市町村会議員選挙に対する有効適切な選挙粛正運動の方策という知事の諮問に対する答申を行った。兵庫県の第三次選挙粛正運動方針はこの答申を受けた形で決定された。今回は運動の目標が(1)公民の政治的自覚、(2)優良議員の選出、(3)違反行為の絶滅の三点に置かれ、具体的施策としては各郡における選挙粛正協議懇談会、選挙粛正実行委員会、有権者大会、部落懇談会がそれぞれ開催され、また、宣伝手段として映画と紙芝居が重視されることになった。

神戸市会と

選挙粛正

こうした中で神戸市では、勝田市長が昭和十一年度および十二年度の神戸市市会議員選挙費を二月十二日の神戸市会に上程した。計四万八七六三円のうち、市会議員選挙費として二万五五八五円、選挙粛正費として一万七一一〇円、演説会場費として六〇六八円をそれぞれ支出しようとするものであった。選挙粛正費の内訳は諸会合費、大会費、講演および映画会費、宣伝および刊行費、標語募集および粛正マーク費、記録費その他雑費となっている。

二月十七日、市会議員選挙費が議題に上ると、直ちに選挙粛正運動の運営方法に議論が集中した。まず、山口敬一が選挙粛正実行委員の選出方法について質問したのに対し、川島教育部長が選挙粛正実行委員は各区において選ばれた人物を市が県に内申して任命されると答弁した。山口は続けて粛正に名を借りて選挙運動を行う者があるように思うが市当局の見解はどうかとただし、それに対して大山社会教育課長はそれは間

違いであると答えた。次に、細見達蔵が選挙公報を神戸市が発行するとすればどれほどの予算が必要か、また、選挙に青年学校・夜学校を使用させることはできないかと質問したのに対し、門前文書課長と勝田市長が選挙公報の発行には五、六千円必要であり、神戸市が発行するかどうかについては調査中であるとそれぞれ答弁した。続いて目良教育部庶務課長が青年学校・夜学校をできるだけ開放して演説会場として使用できるように準備していると答えた。さらに、伊藤貞五郎が質問に立ち、(1)選挙粛正に名を借りた選挙運動を防ぐため選挙粛正運動には町会役員・衛生組合役員・方面委員等を使わず、県市の官公吏・学校職員・二五歳以下の青年団員を使っていたきたい、(2)平素選挙粛正のために如何なる教育方法を採用しているか、(3)市関係者の選挙運動も嚴重に取り締まっていたきたいと発言した。この質問に対してはまず、川島教育部長が答弁に立ち、(1)県から任命された選挙粛正実行委員である以上、町会役員・衛生組合役員・方面委員だからといって、これを除外して選挙粛正運動を実施するのは困難であり、学校職員・青年団員の利用はある程度を越えるとは却って弊害がある、(2)平素の教育活動には苦慮しているができる限りのことをして政治教育を徹底したいと述べ、続いて八木助役が、(3)市吏員の誤った行動がないよう注意警戒していきたいと答えた。

今回の選挙粛正運動は神戸市会議員選挙を目標としていることから、神戸市当局としても独自に運動を展開しなければならず、市会議員自身にとっても自らの利害にかかわる問題として運動をとらえざるを得なかった。神戸市会において初めて選挙粛正運動について活発な議論が展開された背景はこんなところにあったと考えられる。

神戸市における第

神戸市の選挙粛正運動は、二月二十二日に市長、助役、関係部課長、区長以下係員が参

三次選挙粛正運動

集して開催された選挙粛正協議会をもって開始され、さらに二十五日には選挙粛正事務

に関する事務主任会が開かれて実施細目が決定された。それによると神戸市における第三次選挙粛正運動の目標は、(1)自治精神の涵養、(2)選挙観念の普及、(3)選挙違反の絶滅、(4)棄権の防止の四点に置かれ、(1)公民的教化訓練を行い愛市観念を喚起し、自治精神の振興を促して選挙粛正の基調とする、(2)市勢進展の情勢を示して市政に対する市民の関心を高め、市政参与の重責を全うさせる、(3)各種団体の活動を促し、全市民の自主的活動にまつて選挙粛正の実を挙げるの三点が運動方針として定められた。

これらの方針に従って選挙粛正事務に関する事務主任会を三月五日に再び開催、さらに学校における政治教育等に関する学校長会議を三月六日に、選挙粛正運動に関する各種団体代表者会議を三月十五日にそれぞれ開催して、学校方面および各種団体への選挙粛正の徹底が図られた。三月六日午前一〇時より北野小学校講堂で開かれた市立校・園長会には市立中学校長六人、青年学校長八人、尋常小学校長五十余人、幼稚園長数人、合計七十五校の学校代表者が招集され、市当局からは教育部長、学務課長、庶務課長、社会教育課長のほか、視学五人、主事、衛生技師など約二十人が出席した。まず、選挙運動のための学校施設の使用に関する件、公民的訓練および選挙粛正に関する件の二項目にわたって市当局から指示があり、続いて(1)リーフレット類の児童生徒を通じての配布、(2)小旗の児童の帽子への佩用、(3)作文・習字・図画教育を通しての選挙粛正の徹底、(4)尋常小学校四・五年以上の生徒に対する選挙講話の実施について協議が行われた。指示事項のうちの学校施設の使用については、二月十七日の市会で細見委員より質問のあった青年学校の演説会へ

の使用について、従来教育上支障があるとして演説会場として使用を許可しないものが多かったが、なるべく使用させるようにという指示が特に項目を設けて行われていた。この会議では、児童を通じて父兄へ選挙粛正を徹底する方策についても論議された。

選挙粛正婦人大会は、「選挙粛正愛市婦人大会」として三月二十七日午後一時より神戸小学校において開催された。県と選挙粛正中央連盟の協力によって神戸市と各婦人団体が共催したもので、神戸市連合母の会・愛国婦人会・国防婦人会・婦人浄化連盟会員等千人余の参加のもと、市川房枝の「婦人と自治制」および金子しげりの「婦人と愛市運動」と題する講演、映画「君が代の由来」の観賞が行われ、(1)家庭から選挙違反者を出さない、(2)家庭から棄権者を出さない、(3)選挙当日は国旗を掲揚して、投票日を忘れないようにする、(4)選挙当日は赤飯を炊いて選挙粛正の気分を高揚させる、(5)正しい選挙が行える子供を養育するの五項目にわたる決議を行って散会した。

林内閣の衆議院解
散と選挙粛正運動

ところで神戸市では、市会議員選挙の実施に先立って三月十一日に神戸商工会議所議員の選挙が行われた。その選挙で取締りに当たる警察は、従来商工会議所議員選挙の慣例として行われてきた候補者の戸別訪問を、選挙ブローカー暗躍の舞台であるとして禁止する方針をとった。

しかしながら商工会議所議員選挙における戸別訪問を禁止する法的根拠はなく、選挙協定を通じて戸別訪問を「自粛」させるにしても、協定以前にすでに戸別訪問を実施している候補者もあることから協定以後に立候補したのものにとって不利を強いることになり、戸別訪問を禁止する条件は不十分であった。結局、二月二十三日の候補者懇談会の場で戸別訪問は「遠慮すること」との申合せが行われたが、「挨拶」のために二人

以内で訪問することは差し支えないということになり、実質的に戸別訪問は容認されることになった。この背景には戸別訪問禁止に対する候補者側の強硬な反対があったのである。

こうして神戸市では、四月二十五日執行予定の市議員選挙を目標に、兵庫県全体でも四月を中心に予定されていた市町村会議員選挙を目標に着々と選挙粛正運動が展開されていた。ところが三月三十一日に至った時の林銑十郎内閣が突如衆議院を解散したため、神戸市会議員選挙をはじめとする全県の市町村会議員選挙は五月に延期となり、四月以降の兵庫県における選挙粛正運動は、市町村会議員選挙に照準を合せて従来から準備・予定されていた内容に急遽衆議院議員総選挙に向けての内容を加味して実施されることになった。

兵庫県は四月八日に県選挙粛正委員会を、十日に県選挙粛正連盟協議会を、十七日に選挙粛正祈願祭を、十八日に神戸市との共催による選挙粛正大講演会をそれぞれ開催、また、十九日から二十五日までの一週間を選挙粛正強調週間に設定（そのうち、二十三日は選挙粛正強調日）して選挙粛正ムードを盛り上げた。

兵庫県と神戸市との共催による選挙粛正大講演会は、十八日午後七時より神戸小学校講堂においておよそ千人の聴衆を集めて開催された。八木神戸市助役の開会の辞、国歌斉唱、知事の憲法発布勅語奉読と市長の挨拶に引き続き、前司法大臣林頼三郎と憲法学者佐々木惣一によって、「選挙粛正に就て」「選挙と臣民道」と題する講演がそれぞれ行われた。さらに、宣言と(1)一票報国の精神を発揮すること、(2)愛国の熱情に燃える優良議員を選出すること、(3)棄権を防止して違反の絶滅を期することの三項目にわたる決議を行った後、最後に映画「輝け日本の憲政」「皇国の栄」「君が代」を上映して、午後一〇時半散会した。

地域団体・教化団体を通じての運動に加えて、工場や会社を通じての運動にも重点が置かれたのが第三次

第四節 戦時支配体制の確立

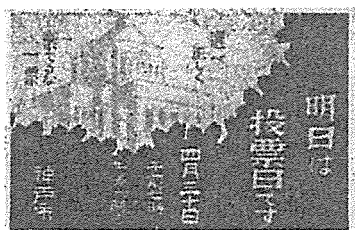


写真 66 選挙粛正棄権防止呼びかけ
（『神戸』昭和12年4月29日）

選挙粛正運動の特徴であった。四月十日の兵庫県選挙粛正連盟協議会の場で県工業会が従業員五〇〇人以上の工場において講演会を開催する方針を明らかにしたのに対応して、兵庫県では総務部、学務部、警察部の三部と工場との共同主催の政治教育工場講演会を県下二八工場で実施し、それぞれに部課長一人を講師として派遣することにした。講演会では工場主務者の開会の辞、宮城遙拝、君が代合唱、工場長挨拶に続いて県派遣講師の講演が行われ、最後に工場長が閉会の辞を述べて幕を閉じることになっていた。また、神戸市内では、四月十四日紡機製造株式会社、十五日三菱重工工業株式会社、十六日株式会社神戸製鋼所・ダンロップ護謄株式会社・株式会社川崎造船所製鋼工場、十九日三菱電機神戸製作所・川西機械製作所・川崎車輛会社・株式会社阪神鉄鋼所、二十日川崎造船所製鋁工場・同艦船工場、二十一日川崎造船所飛行機工場の日程で講演会が開催されることになっていた。

衆議院議員選挙も後半に入ると、運動の主眼は今回も棄権防止に注がれるようになった。当局では高棄権率の原因が知識階級にあるとの認識のもと、特に知識階級に対して棄権防止を呼びかけるビラ七万枚を作成、二十六日には県社会教育課員が駅やビジネス街に出向いて配布に努めた。神戸市でも棄権防止策「明日は投票日です」十四万枚を学校児童生徒を通じて家庭に配布し、投票日当日は従来同様国旗掲揚・サイレン吹鳴によって投票を呼びかけた。市内の大工場においても、従業員の投票の便宜を図るためさまざまな方策が予定された。川崎造船所では当日に限り特殊なものを除き残業を全廃し

て午後四時半の定時に終業、また、明石以西・尼崎以东在住の従業員に關しては定時より三〇分早く帰宅することを許可し、残業止むなき者にも投票時間を与えることにした。神戸製鋼所では当日の終業時刻を早めて三時半とし、職場を離れ得ない者にも投票のための外出を許すことにしていた。鉄道省鷹取工場では二十五日の休日に出勤させ、三十日の投票日を振替休日にした。また、三越は出勤途中に投票させることにし、投票による遅刻は公認する旨を社員に申し渡していた。

四月三十日の投票の結果、棄権率は全県で二八・八%、神戸市では四〇・〇%にも上り、前年の総選挙の棄権率を大きく上回った。神戸市は全国六大都市(東京市・大阪市・京都市・名古屋市・横浜市・神戸市)中、大阪、京都に次ぐ高さであった。神戸市では不在者投票の数も前回に比べて二百票ほど下回る七五九票に止まり、全体として選挙への関心が低かった様子をうかがわせる。当初高棄権率の原因は青年知識階級と考えられていたが、神戸市による調査の結果、年齢的には三〇歳までの青年層の棄権率が七一歳以上の高齢者に次いで高いものの、職業的には交通運輸従業員(とりわけ船員)、水産業、鉱業の棄権率が高く、一概に知識階級にのみ高棄権率の原因があるわけではないことがわかった。絶対数からみれば、「労務者」、営業主、工場職工の順で棄権者が多くなっている。工業関係者(工場主・従業員・職工)の投票率は全県レベルとの比較においては低いものの、神戸市の中では平均を上回る投票率を示しており、工場関係への棄権防止の呼びかけは一定程度成功したといえる。この調査結果を分析した神戸市文書課では、不在投票の利用促進により投票率の上昇が期待できるとしている。

選挙の結果、兵庫一区で社会大衆党が現職の河上丈太郎に加えて永江一夫を当選させて前年総選挙に引き

続き勢いのあるところを見せたほかは、政友会・民政党の既成政党が大半を占める構図に変化はなかった。

神戸市会選挙と選挙粛正運動の再開

五月に入ると、衆議院解散によって延期されていた市町村会議員選挙が県下一斉に始まり、神戸市でも五月二十二日の市会議員選挙に向けての選挙粛正運動が再開された。協議会

や懇談会を通じての運動は一通り終了していたため、運動は専ら宣伝活動を中心とするものになった。ポスター・ビラの配布、立看板・横断幕・懸垂布・アドバルーン等の設置を全市的に展開するほか、区によってサンドイッチマンの巡回を行わせたところもあった。五月十八日から二十日にかけては、神戸市社会教育課に文書課が協力して市内・郊外の駅で棄権防止の「選挙マッチ」二万個を配布した。四月の総選挙の高棄権率に鑑み、今回も特に棄権防止に投票率向上が強力に呼びかけられ、宣伝活動の重点もここに集中された。投票日前日にはいつものように児童生徒に棄権防止ビラを家庭に持ち帰らせた。

しかし、商工会議所議員選挙、衆議院議員総選挙に続くこの年三つ目の選挙であったこともあり、市民の関心は低かった。すでに総選挙の時に新聞では選挙に食傷気味の市民の様子が報じられていたが、市会議員選挙になると演説会への出席者が激減し、比較的聴衆の多い無産政党の候補者の演説会でも四、五十人、既成政党になると聴衆不足から流会になる事態まで生じており、市民の関心の低さを如実に反映していた。関心の低さは四六・五%という未曾有の高棄権率となって現れた。昭和八年の市会議員選挙の棄権率二八・五%に比べて十八%の増加であった。五月二十三日付けの『神戸新聞』によると、勝田市長はその原因として候補者に有力な名士が少なかったこと、厳しい選挙取締りに有権者がおびえたことを指摘しながらも、最終的には市民の自覚が足りないかと嘆息していた。棄権の内訳を調査した神戸市文書課はその結果に解説を加え、

会社員・銀行員のいわゆる知識階級の棄権が多いと指摘した。また、総選挙における棄権の実態と比較して、市会議員選挙において銀行員・会社員の棄権率が高いのは、土地に対する定着度が低いことと関連していると述べている。都市構造の変化が棄権率に反映されたものともいえよう。

選挙の結果は衆議院議員総選挙に現れた動向と同じく、社会大衆党の躍進が目立った。従来二議席しか確保していなかったのが、八議席を占めるに至ったのである。しかしながら民政党・政友会が多数を占める構造には大きな変化はなかった。ただ今回の市会議員選挙では、下からの市政刷新運動が起こっていたことが注目される。昭和十二年一月十一日の『神戸又新日報』によるとその一つは陸軍少将奥村拓治を中心とする市政刷新運動であり、十二日同紙の報ずるところによると、奥村は「優良議員の選出」を旨とする市政刷新運動を巻き起こすべく市内の有力実業家及び教化団体方面に働きかけて同志の糾合に努めつつあり、差し当たっては一般的教化啓蒙運動として、しかし情勢いかなによっては積極的に選挙戦に乗り出して、純正真摯な新人議員を議会に送り込む運動として展開していく予定であった。このころ市政刷新のモデルとされたのは、前年三月市会議員選挙を目標に行われた青森市の運動であった。この運動は、(1)正業を持たず議員で生計を立てる者は市政攪乱の原因である、(2)みだりに市庁に出入りして理事者を強要して不正を働く危険のある者は排除せよ、(3)疑獄関係者、瀆職者を選出するのは野に虎を放つようなものである、(4)議員を利権の道具と考える悪徳漢は市会に近づけるなどのスローガンを掲げて行われたもの(『又新』昭和十二年一月十六日)であり、実質的な投票の指針を有権者に与えようとするものであった。この運動と奥村の動きとの関係は不明であるが、五月の市会議員選挙に向けて神戸立憲報国同志会という組織が活動していた。同会は神戸市会議

員選挙対策執行委員会を四月二十五日に開催、青森市や東京市で行われた市政刷新運動を神戸市でも実施することに決定し、五月二日の告示を期して「神戸百万市民に檄す」と題するスローガン入りのポスター一万余千枚を全市に掲示するほか、市政浄化講演会の開催、浄化祈誓神社参拜行列、市政浄化歌の宣伝等を行うことにしていた。議会の構成に影響を与えようとする運動が選挙粛正運動の一環として下から沸き上がってきたことは、新しい動向として注目に値する。

選挙粛正運動の意義

以上、兵庫県・神戸市における選挙粛正運動の展開を概観してきたが、最後にその運動の特徴と意義について述べておきたい。

三年間にわたる運動の推移を概観してみると、その間に運動の目的・担い手・方法に変化があったことがわかる。兵庫県や神戸市による選挙粛正方針や各協議会・懇談会における決議をみると、当初、(1)選挙違反の撲滅(有権者の側からすれば情実や買収にとられない投票)、(2)棄権防止、(3)優良議員の選出の三点に置かれていた運動の目標に、後には「自治精神の涵養」といった項目が加わり、選挙粛正運動が単に「選挙を粛正する」運動に止まらず、恒常的な愛国政治教育運動に転換していった様子がわかる。次に運動の担い手をみると、第一次運動において青年団の組織としての参加が禁止とされ、婦人団体の参加も組織的かつ積極的なものが少なかったのが、第二次運動以降になると青年団の参加も積極的に推奨されるようになり、婦人団体も構成員が非選挙権者であることから告示後の運動に積極的に動員されるようになった点で、大きな変化がみられた。在郷軍人会の運動への参加も全国レベルでは後になるほど活発化してきた。さらに、運動の方法をみると、当初は教化啓蒙運動的性格が強く、そのために「優良議員の選出」という課題の達成がおぼつ

かなくて運動の限界を示していたのが、第三次運動が行われるところになると、予選会や推薦会の開催という形で、あるいは市政刷新運動（市政浄化運動）のような形で有権者に投票の指針を与え、選挙の「内容」に立ち入るような運動が公然化してきた点で大きな変化があった。

以上のような変化は、国民の政治意識に権力が介入する道をひらいたこと、および候補者を予選・推薦したり、有権者に投票の指針を与えたりするような形で運動が選挙の内容まで立ち入り始めたことなどの点で、政治的性格を強めたことを意味する。しかし同時に、運動の担い手が婦人会、青年団、在郷軍人会に広がっていった点ではそれらが公事団体である性格上非政治的な運動の性格をも同時に強められることを意味した。この結果、選挙粛正運動は公事結社による非政治運動のべールをかぶった政治運動という様相をおびてきた。

ところで、神戸市の選挙粛正運動の実態は、当時の神戸における都市構造の現実を反映するものとしても注目される。第一に、当局の必死の呼びかけにもかかわらず神戸市において棄権率が減少しなかったことは、運動の基礎単位であった地域における秩序の弛緩を意味するものであった。選挙粛正運動は郡↓町村↓部落、あるいは市↓区↓町といった地域団体と、諸団体との二つのルートを通じて行われたが、諸団体のうち青年団・婦人会等多くものは地域に基礎単位をもっており、また、運動推進側の力点の置き方から判断しても、地域を通じての運動が中心であったと考えて差し支えないと思われる。しかし、運動の効果の指針でもある棄権率が一向に減少しなかったことは、地域団体を通じての運動の浸透に限界があることを示している。第二次運動以降、兵庫県や神戸市が地域団体を通じての運動を基本としながらも会社や工場を通じての運動にも力を注いでいったことは、このことを傍証するものであろう。第二に、棄権率を減少させるために会社・

工場において従業員に投票の便宜を図ることが必須のことであったことから、企業秩序が都市に必要な新たな秩序規範として形成されつつあったことがわかる。労働者・勤労者は一日に決められた時間の労働力を企業に提供しなければならず、投票などのためにその枠組から外れるためには企業側の「許可」が必要であった。農業者や中小商工業者のような時間の融通は認められず、労働者・勤労者は企業秩序のなかに自ら組み込まれつつあったのである。地域社会秩序がゆるんだ分だけ、この企業秩序を利用して投票動員がはかられたと考えてよいだろう。第三に、神戸市による棄権内訳調査は神戸市会議員選挙における高棄権率の原因として居住地が流動的な銀行員・会社員の棄権をあげているが、神戸に昔から住んでいる人々に比べて新たに流入し、また流出して行く銀行員・会社員は地域≡神戸への関心が薄かったことである。それが高棄権率の一つの背景にあったのであろう。

地域秩序の弛緩、それに代わる企業秩序の浸透、人口の流動化といった事態が、行政に対して民衆動員方法の転換を迫っていたのが、ちょうどこの選挙粛正運動の時期であったといえる。運動は新しい都市秩序とそれに伴う市民意識の変化に充分適応できず、結果として神戸市における選挙粛正運動は十分成果をあげないまま、国民精神総動員運動に接続することになった。

2 大政翼賛会と地域組織

大政翼賛 昭和十四年九月にヨーロッパで勃発した第二次世界大戦は、翌十五年六月にはドイツなど枢軸
 会の結成 側がヨーロッパの大半を制圧するという局面をむかえていた。このころ日本においては、あら
 たに国家体制を建設すべく新体制運動が開始され、第二次近衛文相内閣のもと、十五年十月十二日には「万
 民翼賛」「臣道実践」の推進機関として大政翼賛会が結成された。

神戸市における翼賛会支部は、翌十
 六年三月十九日に発足した。当日は湊
 川神社において勝田銀次郎支部長（市
 長）以下、役員参列のもと大規模な結
 成式が行われている。

神戸支部の構成は、市・区の二つの
 単位にわけ、まず区支部の整備から進
 められた。この区支部には、区長を支
 部長に、区常会と理事が置かれていた。
 このうち区常会は、本来は翼賛会とは

表 192 大政翼賛会区支部理事の職業別内
 訳（昭和16年3月7日）

職 業	人数	職 業	人数
軍 人	1	建築業	2
郵便局長	1	繊維工業	1
元市助役	1	繊維販売業	1
市会議員	*3	印刷機械販売業	1
大学教授・教員	6	船具商	1
児童研究所長	1	海産物商	3
医 師	7	酒 商	5
弁護士	3	米穀商	2
計理士	1	飲食業	3
新聞社役員	1	塩元捌業	1
会社員	7	薪炭商	2
土木技師	1	油 商	1
船主協会理事	1	割箸卸商	1
海運業	2	地主・家主	6
鉄工業	1	神主・僧侶	7
ガラス瓶製造業	1	無 職	5

（注） *市会議員はこのほかに本業で掲げられている
 者6人をくわえると9人になる。

資料：『神戸新聞』昭和16年3月8日

別個に内務省主導による町内会整備との関係で設置された合議制の機関で、これが翼賛会に設置されるはずの区協力会議に兼用されることになった。この区常会は、区の行政運営と区内の町内会連合会などの諸団体との連絡を役割とした。したがって、区常会の構成メンバーも、全市合計二三百人のうち町内会連合会長が七六人と大きな比重を占め、以下警察署長、小学校長、在郷軍人会・青少年団・警防団・方面委員・国防婦人会・愛国婦人会の各代表、および学職経験者からなっていた。区支部理事は、区支部長を補佐し重要事項の審議にあたるものとされ、地元の名士や各種団体の代表者を中心に、各区一〇人合計八〇人が任命された（表19）。

この区支部の整備をもとに、次に市支部の陣容が確立された。市支部は、市長を支部長に、市協力会議と理事・顧問・参加からなっていた。市協力会議は、当初「下情上通」を建前とした合議機関で、構成メンバーは区常会選出二〇人、各種団体選出七人、市会議員七人、その他六人の合計四〇人であった。この協力会議の議長には、かつて普通選挙運動で全国的に名を馳せた今井嘉幸が就任した。理事・顧問・参加の顔触れは表19のとおりで、理事には軍人・県官吏・市助役・市議・官立大学教授と、海運・航空・自動車など交通関係を主とする実業家の計一人が、支部長の諮問に応ずる顧問（三人）には、知事・貴族院議員・官吏・軍人、市内有力企業の経営者、ジャーナリズム代表などといった人士が網羅されていた。これに対して支部の企画・活動に参画する参加者は、市会議員、軍人、青少年団・母の会・処女会の代表、教育者、宗教家、市の部課長級吏員といった人物が配置された。

表 193 大政翼賛会神戸支部役員一覧

〔支部長〕 神戸市長	神戸市教育会長 神戸高等工業学校長 神戸商工会議所会頭 日本銀行神戸支店長 川崎重工業㈱社長 三菱造船所神戸出張所長 神戸製鋼所社長 鐘淵紡績㈱社長 日本毛織取締役会長 神戸瓦斯㈱社長 東和汽船㈱社長 神戸銀行取締役会長 兼松商店専務取締役 神戸新聞社長 大阪朝日新聞神戸支局長 大阪毎日新聞神戸支局長 貴族院議員(滝川儀作) 衆議院議員(野田文一郎) 衆議院議員(中井一夫) 衆議院議員(浜野徹太郎) 衆議院議員(河上丈太郎) 衆議院議員(永江一夫)	神戸市助役(1人) 神戸市電気局長 神戸市教育部長 神戸市保健部長 神戸市経済部長 神戸市議会議員(3人) 市立第一高等女学校長 市立神戸中学校長 市立山手小学校長 市立遠矢小学校訓導(母 の会・処女会理事) 市方面委員(1人) 湊東区町内会連合会長 兵庫県清和会(1人) 青少年団理事(1人) 阪神上水道組合管理者 神戸市医師会長 弁護士会(1人) 神戸商工会議所議員 (1人) 兵庫県護謄工業組合顧問 (1人) 米穀同業組合長 神戸船主会(1人) 神戸銀行常務取締役 湊川神社宮司 神戸仏教連合会副会長
〔理事〕 予備役海軍中将(神戸製 鋼所取締役) 予備役陸軍少将 兵庫県総務部長 神戸市助役 神戸市議会議長 神戸市議会議員(1人) 神戸商業大学教授 川西航空機㈱社長 南洋海運㈱神戸支店長 日本列車食堂㈱社長(神 戸商業連盟会頭) 大同ラヂオ㈱社長(日本 海運報国団専門委員)	〔参 与〕 海軍少将 陸軍大佐(神戸在郷軍人 会連合会長) 練兵分隊長 兵庫県振興課長	
〔顧問〕 兵庫県知事 神戸地方裁判所長 神戸地方裁判所検事正 神戸税関長 神戸生糸検査所所長 内務省神戸土木出張所長 神戸連隊区司令官 神戸海軍監督長 前神戸市長		

町内会改組と
市職制改革

ところで、翼賛会の地方支部編成をめぐるのは、発足当初から多くの問題点が論議されてきた。なかでも下部組織を翼賛会独自に編成するのか、町内会にいたる内務省系統の地方行政機構に依存するのかは、会の機能を左右する問題であった。例えば、当時翼賛会兵庫常務委員の職にあった金光邦三は、十五年十二月八日の実践有志懇談会（神戸新聞主催）の席上で、部落会・町内会改組が内務省主導で行われていることに言及し、「内務省の建前としては一つの国民組織を地方行政の一翼、補助機関としてこしらへて行くやり方のやうに見受けられます。しかし外部からこれを見ると下部組織は大政翼賛会とは不可分の関係にあり、協力会議の協議員選出のため絶対必要なもので、内務省にだけ委せておくべきものではありません」（『神戸』十二月十九日）と、内務省による一元的統制に批判的態度を表している。しかし、それにもかかわらず、実際には翼賛会の側からの町内会への関与は実現しなかったのであり、そのため、やがて地方支部のなから下部組織への不満が唱えられることになる。このように、行政系列の町内会整備は、翼賛会支部編成とは相対的に独自に進められたといえる。

戦時体制下における町内会・部落会の整備は、昭和十五年九月十二日の内務省訓令によって全国的に進められた。神戸市では、十二月三日市会協議会が組織要項を発表、これにもとづき町内会設置規程および町内会規約が制定された。そして同二十九日には、湊川神社において旧衛生組合と町会の解散式と、それに引き続いて新町内会設置奉告式および町内会連合会役員宣誓式が挙行され、ここに戦時町内会が発足した。

今回の改組の要点は、(1)町内会を町・丁目単位に設置し、区域内戸数僅少の場合あるいは戸数三〇〇を超える場合には、適宜統合・分割を行なう。(2)町内会には正副会長を置き、会長は市長が選任（任期二年）、副

会長は会長の推薦にもとづき市長がこれを任命する。(3)町内会の下に組―隣保を設け、隣保は一〇戸以内に一人の世話係を、組には町内会長の指名による組長を置く。(4)町内会長・隣保世話係は、月一回以上町内常会および隣保常会を開く。(5)町内会の連絡統制・共同運営のため、三〇〇〇戸を標準に町内会連合会を組織する。この連合会には市長選任の会長以下役員と、市費負担による書記・事務員各一人、連合会負担による医師・事務員・傭人を置くことができる。また、各町内会の経費は、この連合会から配付を受ける、などである。この改組の結果、隣接町と併合した町内会二四九、分割した町内会は九四で、これにより全市町内会は、連合会七六団体、個別町内会一三八七団体、一町内会平均戸数一四九戸となった。

ところで、今回の町内会改組は、市の行政改革と一対のものとしても進められていた。まず町内会改組と時を同じく十五年十二月二十八日、区役所処務規程が改正された。これにより区役所には、町内会その他諸団体の事務、社会教育、兵事、物資配給を管轄するものとして振興課が新設され、その地域への窓口としての機能が高められることになった。この機能拡張された行政区を単位に、区長を会長として開催されたのが区常会であり、これが翼賛会区協力会議を兼ねたことはすでに述べてきたとおりである。

このように、国政委任事務を多く含む窓口業務を、市役所からは相対的に独自に、区役所が地域住民組織から意見を聴取しつつその運営に当たるという傾向は、行政区の設置（昭和六年）以来推進されてきたところである。例えば湊区では、昭和七年、それまで市の社会教育吏員として市連合青年団の常任理事などを務めてきた道添哲夫が区長に就任して以来、隣保の組織化が進められていた。ここで注目されるのは、翼賛会結成に先立つ昭和十四年九月五日に道添区長より市庶務部長に提出された上申書である。それには、図30のよ

町會自治運営一覽表

神戸市湊區役所

町 會 計 畫 部									
社 寺 係	衛 生 係	教 化 係	精 動 係	兵 事 係	奉 仕 係	庶 務 係	會 計 係		
社寺ノ榮養奉仕、折願祭、日參ノ獎勵、吉凶儀 福二間スル幹旋事項。	清掃消毒ノ指導督勵、体位向上ノ諸施設二間ス ル事項。	男女青少年團體入団体ノ助成並ニ一般教化指導 ニ間スル事項。	隣保相助、金ノ蒐集、繪、品、畫、製、國民貯蓄 生活改善ニ間スル事項。	出征軍人ノ家族、戰死者ノ遺族ノ慰安救護出征 入隊官兵補給兵隊ノ返還、進旁ノ出迎、慰問夜ノ 調製、發送ニ間スル幹旋、其他一般篇軍慰贈ニ 間スル事項。	防空其他非常災害ニ備フル為メノ諸準備調練 及非常時ニ於ケル諸作業奉仕ニ間スル事項。	各種宣傳社會公共事業ニ對スル寄附義捐等ノ幹 旋、戶籍寄附ニ間スル幹旋下情上達ノ上意下達、 各部ノ連絡、書類ノ整備、納稅獎勵及諸調査、 並ニ他ノ部門ニ屬セザル事項。	金銭並ニ物品出納ニ間スル事項。		

町 會 實 施 部

區 長 町 會 長 部 長 組 長 係 話 世 保 隣 庭 家 各

市役所 稅務所 裁判所 其他

縣廳 軍部

うな概念図が示されているが、この図からは、庶務・会計・社会教育・物資配給など区役所の機能に対応する事務分担が町内会でも行われ、区―町内会両者相まって、県・警察署・軍・税務署、そして市役所からの委任事務を処理しようとする構想が見て取れる。ここに示されている町内会および部をそれぞれ改組後の町内会連合会・単位町内会に置きかえてみれば、改組町内会のモデルそのものであることがわかる。

また、市役所の職制改革も進められた。十六年四月二十二日の処務規程改正では、消費經濟部・厚生部とともに特に時局部と総務部が新設された。時局部は総動員体制強化を目的とし、翼賛会との連絡を管轄した。そして、総務部を庶務課・企画課・統計課・区政課の四課に分け、企画課では、従来各部局で個別に担われてきた事業の総合的な企画調査が、区政課では先の行政区・町内会隣保の連絡指導が行

われることになった。西部阪神五カ町村（現東灘区）や垂水町の合併による市域の拡張、阪神上水道の神戸市への送水、神戸西播磨間道路建設といった大規模プロジェクトが具体的日程に上るなかで、こうした中枢機能の整備が推進されていた。

このように、市の行政機構において、計画部門（企画課など）と窓口部門（区政課―行政区）とが、職制としてより明確に分化されたことになった。

翼賛壮年団

大政翼賛会の下部組織としては事実上町内会が据えられたが、全住民参加の組織であったため、それは機動性に欠けるものであった。また、先的道添湊区長の上申書には、常会中注意を要するものとして「業主別会合」および「生活程度近似セルモノ、会合」が掲げられ、これらは「皆隣保家精神トハ相矛盾スルモノナレバ特ニ慎ムベキモノ」とされていた。このことに示されるように、町内会は地域住民の一般的利益を代表するものとされたのであり、逆に特定の階層の利益を代弁することは避けられた。また昭和十五年十二月一日には、青年団も改組され、正式に二五歳未満の組織とされたため、それ以上の壮年層はあぶれ出ることとなった。そこで、翼賛運動の機動力を高めるため、その実践部隊として期待されたのが推進員制度と翼賛壮年団（翼壯）である。

推進員は、大政翼賛運動を全国民に徹底するため、町内会のような地域や職域団体の中から選ばれたもので、翼賛会のメンバーの中から、総裁の名において府県支部長によって指名された。兵庫県では、十六年十月七日県下八〇〇〇人の推進員が発表され、その内神戸市は、地域一三〇五人、職域四八一人の合計一七八六人が選出された。

昭和十七年一月十六日設立の大日本翼賛壮年団は、「大政翼賛会総裁ノ統理ノ下ニ大政翼賛運動ニ率先挺身スル」ものとして、二一歳以上の男子青壮年から選ばれた者たちによって組織された。この翼賛壮年団はその主要な任務の一つに職域の再編成を掲げていた。事実、商業報国会、産業報国会などと連絡をとりつやがては中小商工業者の転廃業斡旋などに深く関与していくことになる。

神戸市における翼壮支部の設立は、十七年三月二十九日であり、当日は湊川神社において結成式が挙行されている。支部役員は、市長・区長を市区各支部の名誉団長に、また、市区の団長・副団長には退役軍人など軍の関係者が多く任命された。団員には、翼賛会の推進員がすべて入団するものとされ、その他在郷軍人会・青年団・産業報国会の幹部などから当初合計約四千人が選ばれた。

ただし、こうしてできた翼壮支部も、結成前後からすでにいくつかの問題を抱えていた。例えば、当初市町村支部の役員は、府県知事（翼賛会府県支部長）によって選考された府県支部団長がすべてこれを選ぶとされていた。しかし、これでは市長が翼壮支部の人事になんらかかわることができなくなるので、神戸市をはじめ六大都市による反対運動が展開された。その結果、六大都市には特別に規程が設けられることになったものの、そこでも支部の役員は、市長（支部名誉団長）と府県団長の両者が選考に当たることとされた。したがって、市による一元的な人事権は確立されなかった。また翼賛壮年団は、地方組織を市―区までとしたので、市内で従来組織されていた旧青年団幹部による町レベルの壮年団は解散を余儀なくされた。その意味で、結成された翼賛壮年団は「同志精鋭」による自主的活動を主義としながら、実際には公事結社化した大政翼賛会のもとに拘束される存在であった。



写真 67 大政翼賛下の市会議員選挙投票所
(『神戸』昭和17年6月21日)

翼賛体制下の 市会議員選挙

大政翼賛会成立の直前、『神戸新聞』の社説は、会派解消による市会の「一市一党」制確立について、「市会をして理事者に対する翼賛的機関たらしめんとするにあらば、その事自体が既に自治制の根本的破壊」（昭和十五年八月十四日）になると、正當な批判を行っていた。ところが、同紙もやがて昭和十七年六月の市議選を終えたころになると、「真に六十四議員を形式内容ともに打って一丸とする全一団体を結成しなければならない」（昭和十七年六月二十三日）と積極的に「一市一党」を推進する方向に大きくその論調を変えることになる。このことは、単に言論統制だけから理解できるものではなく、そこには多分に当時の市政の実情が反映されていた。

昭和十七年六月二十日に投票が行われた戦前・戦中を通じて最後の市会議員選挙は、定員六四人に対して最終候補者が一六五人に達するという大激戦となる一方、翼賛体制下、候補者推薦制度が実施された選挙でもあった。

候補者推薦は、まず野田文一郎市長の手で選考された翼賛会・翼壮・実業家・官公吏からなる翼賛市会確立協議会（五月二十一日発足、会長＝市長）が、さらに翼賛市会確立期成会（五月二十三日発足）なる直接推薦母体を結成するという、二段階方式で行われた。翼賛市会確立期成会は、会長を当初吉岡保貞海軍中将（のち、岡崎

第四節 戦時支配体制の確立

表 194 昭和17年市会選挙推薦候補者職種・業種別一覧

職種・業種	人数	職種・業種	人数
軍人	1	海産物商	2
大学教授・教員	2	酒商	4
商船学校振興会役員	1	米穀商	2
弁護士	4	電器商	1
神戸消費組合理事	1	タバコ商	1
医療関係者	4	洋家具商	1
会社員	11	漆器商	1
阪神築港総務課長	1	船具商	1
製罐業	1	金物商	1
皮革業	1	瓶商	1
ゴム製造業	2	保険代理業	1
建築業	1	地主・家主	6
飲食業	2	地主・僧侶	2
貿易商	3	無職	1

(注) 合計60人

資料:『神戸新聞』昭和17年5月30日

忠雄商業会議所会頭」とし、市内実業家、翼賛会・翼壮・在郷軍人会・警防団の各代表、そして、各区より一人の町内会連合会長から構成された。この期成会によって、二十九日推薦候補六二人(最終的に六〇人)が発表された。その職業別内訳は、表194のとおりであり、産業報国会を代表する重工業会社員六人をはじめ、各界の人士を網羅していた。この内の多くは商業組合、工業組合、消費組合といった各種団体の代表者で、なかには、かつて反百貨店運動に参加した小売商同盟の担い手の顔もあった。また、非推薦候補と比較して町内会代表者を多く含んでいたともいわれる。

選挙戦は、推薦候補者を当選に導くために、期成会による推薦候補演説会開催などかなりあらかじめ手配が用いられ、また棄権防止のため、町内会による住民の投票への動員、壮年団によるデモ行進などが展開された。しかし、結果は推薦候補六〇人に対し当選者は四二人にとどまり、当選率七〇%、全議席に占める割合は六五%強で、当初目標とした八〇%をはるかに下回った。これは、六大都市でも最低の当選率であった。さらに有効得票数でみると、推薦候補六〇人の得票数七万九千七百三票に対し、非推薦一〇五人の合計は六万九千三百三票と、非推薦組も乱立を避

ければ議席数においてももう少し差を縮めるまでに迫っていた。それゆえ、選挙後における推薦・非推薦両派の対立は一層深刻なものとなり、市会役員詮衡をめぐっては、「全議員が一致して正副議長の詮衡を期成会に一任するところまで意見を纏めることは至難」（『神戸』昭和十七年六月二十三日）となった。このように、翼賛体制下にあっても市会の会派対立を根本的に解消することは、ついにできなかった。この時期に『神戸新聞』が、先にみた会派解消論を強調するようになるのは、むしろこのような事態の出現に対してであった。

会派解消問題　すでに新体制運動下、中央における政党解消の動きに合せて、神戸市においても昭和十五年九月十三日、市会が以下の声明を発表して会派の解消に乗り出していた。

茲に神戸市会は、派別的觀念を一掃、会派を解消して市民輔導の先驅となり、和衷協同の輝かしき新政
治体制の一環たる新神戸市政に出發せんとする。

と言われ、そして同年末には、全議員参加の市会議員団が組織された。

しかし、それにもかかわらず、結成された議員団内部での旧会派間対立は容易には解消されず、以後この全議員組織も離合集散を繰り返すことになった。まず翌十六年十月には、部落有財産事務検査委員設置問題が発端となり、市会議員団は、旧七会派中、政友系の新興会・愛市倶楽部・公友会、民政系の更新会・同和会の五派を合せた新議員同盟と、残る民政系革政会、および旧社会大衆党議員団に分裂した。

こうした会派対立が繰り返される要因には、第一に、市会内の役員配分問題があった。当時市会内には、主要な役員・委員として正副議長・名誉職参事会員・都市計画兵庫地方委員会委員・阪神上水道市町村組合議員・学務委員・青年学校学務委員などがあった。この内、正副議長は言うにおよばず、都市計画委員や

水道組合会議委員は、神戸市都市開発の根幹にかかわる要職であり、重要度を増す行政当局の政策立案に議員の側が参画するチャンスをもつ役職であった。また青年学校も義務制化され、青年団改組により青年団の副団長は青年学校専任職員が占めたので、その担当委員はこうした組織を把握する上で重要であった。したがって、その議席をめぐっては、各派のかなり熾烈な獲得競争が繰り広げられることが避けられなかった。

また、このことと関連して、その時々々の市行政当局を支持するかどうかも会派の対立に深くかわっていた。例えば、十六年十二月の勝田銀次郎市長の任期満了にともなう市長選挙を取り上げてみると、この時、当初は勝田市長自身が三選をめざしたので、同市長と旧民政党代議士中亥歳男が鋭く対立した。ここで注目したいのは、中や彼を支持した市議団が勝田三選を拒んだ理由である。つまり「同市長をとり巻く理事者の首脳部陣営が極めて老朽、弱体なため、市政全般を不明朗、沈滞せしめ」（『神戸』昭和十六年十二月二日）とあるように、この対立は市長個人に対するよりもむしろ助役以下の行政部との対立にあったのである。このことは、当時代議士であった中井一夫の回顧談にも、次のように語られている。

中さんは勝てると思ったんだろうな。自分が市長になったら、勝田市長の推薦によってその地位を得た吏員は全部首にする、（略）そういうことを宣伝したというんだな。

こうした動きに対して、市吏員の側も、十二月二日緊急部課長会議を開いて勝田市長三選の要望を決議、以後関係官庁および市会への陳情活動を展開するにいった。選挙の結果は、勝田市長の三選は本人の要望もあり見送られ、かわって市長支持派の擁立する野田文一郎（代議士）が当選した。昭和十七年一月野田市政の誕生である。ここでは、当初市人事の刷新が表明されたが、従来の守屋・八木両助役の内、八木助役

の留任が図られるなど、勝田市政を引き継ぐ姿勢が示された。これがもとで、市会では、再び市長支持派の翼賛市政同盟（二月二十五日結成）と、不支持派との二派分裂状態を生み出すことになった。こうして、同年六月の市議選に突入したのである。

このように、市会内の派閥抗争は、もはや議員間の対立のみにとどまるものではなく、行政当局をも巻きこんだものとなっていた。したがって、翼賛体制下とはいえ、市会のみの手を加えて「一市一党」を実現しようとしても、その根本的な解決は望めなかったのである。

市議員選挙を終えた十七年六月二十八日、再び全議員組織をめざした翼賛市政会が発足した。当日発表された規約には、同会は「大東亜戦争完遂の目的に副ひ、明朗堅実なる市会を確立し、市政の研究並に会員相互の協和を図り、以て市政の進展を期するもの」（第二条）とされていた。この翼賛市政会では、従来の市会役員選出における争奪戦を回避するため、議員中より選出された幹事より構成される幹事会を設置、これにより役員の詮衡を行なうものとした。しかし、肝心の幹事の選出方法がなんら明示されていないことに問題があった。初代の幹事長に就任する永江一夫の説明によれば、「お互いが協議して幹事を選ぶ」とし、「天下的指導者原理でなく、親しみある指導者原理によつて多数決を避けて議員団の円満な運営を図」るものとされたが（『神戸』昭和十七年六月二十九日）、このことは、逆に幹事選出の明朗さを欠き、以後はもっぱら各派の談合にゆだねられることを示したにほかならなかった。

戦時体制下に入って、住民組織も行政組織も、このように大きな変容を遂げ、市政もそれに大きく左右されたが、新たな矛盾も発生したのである。

第五節 戦争への国民動員と敗戦

1 阪神大水害とその影響

昭和十三年大 昭和十三（一九三八）年六月の神戸地方は長雨が続き、「雨をみざる日なし」といった日々
水害の発生 が続いていた。また、六月下旬には台風の接近もあって関東地方や東海地方も豪雨に見舞

われていたが、七月に入り、近畿地方一帯は梅雨期豪雨の典型的な気候形態を示すようになった。

こうした状況のもとで、七月三日の午後六時ごろに至り風雨が強まった。この雨は七月四日の午後五時ごろから夜にかけていったんおさまったが、深夜に至り再び風雨が強まり、七月五日の午前一時から午後一時二三分にかけて集中豪雨となった。すなわち、五日の降雨量について『神戸市水害誌』は次のように述べている。

此の五日午前一時よりの毎時間の雨量を見るに、三・四兩日の雨量とは全く其量を異にし、午前四時（第四時）には二三・九耗と（を）測り、第五時には六・二耗に減じ、第六・第七・第八時には夫々一一・〇耗、一四・五耗、一二・二耗であつたが、第九時には俄然増加して三一・八耗となり、十時には実に

四四・八耗を算して更に猛威を加へ、第十一時には四七・六耗なる大記録を残し、第十二時には稍々減じたが尚四二・〇耗の多さを示した。従つて十時乃至十二時には晦々濛々として四辺暗澹凄惨を極めたのであつた。即ち五日に降らした雨量は実に合計二六八・七耗に及び、累計四六〇耗を越え、幾多の施設も為に瓦餅に帰するに至つたのであつた。

このように七月五日の雨量は一日の降雨量としては観測史上記録的なものであつたが、七月三日から五日にかけての三日間の降雨量も四六〇ミリメートルを超すに至つたのである。特に六甲山ではこの三日間に六一五ミリメートルを超す豪雨を記録したのであつた。

その結果、市域の各所の急斜面で地滑りや崖崩れが発生し、大量の土砂が流出した。また、大小の河川が増水・氾濫して、大災害をもたらすことになつたのである。前掲の『神戸市水害誌』は水害直後の段階で神戸市が行つた被害調査について次のように述べている。

七月十七日に至り神戸市は被害調査を発表したが、之れに拠ると、市の全面積二、四六〇万坪中六四九万坪即ち二六・四〇％は被害を蒙り、其中の平地部九六〇万坪中五九・三〇％即ち五六九万坪、山地部一、五〇〇万坪中の五・三〇％即ち八〇万坪は被害を蒙り、昭和十二年十月の推計人口九六五、九八五人中七二・二〇％、即ち六九五、九八五人が災害を受けたのであつた。更に家屋について見ると全戸数二〇九、一一〇戸中、之も七二・一〇％即ち一五〇、九七三戸が流失、全壊、半壊若しくは床上床下の浸水を見たのであつた。戸口共に七二％を越ゆる被害と見積もられたことは、全市がほとんど災害の禍中に入つたと言ふも敢て過言ではなく、如何に損害の甚大であつたか判る。従つて神戸市公私の被害

総額実に一億四千三百九十九万四千円を超え、之を昭和九年九月本市の風水害による被害額二千二百十八万八千余円に比すれば正に六倍に達してゐる。

ここにみられるように、この大水害は神戸市の面積の二六・四％、なかでも平地部の五九・三％、山地部の五・三％に被害を与えた。その結果、全市の七二％を超える戸数や人口が災害を受け、死亡した者と行方不明になった者は、現在の市域でみようとそれぞれ四四三名と七四名に達した。そして被害総額も一億四〇〇〇万円を超すに至ったのである。昭和十三年度の神戸市の市財政の総歳出額がおよそ七三〇〇万円であつたことを考えると、この大水害の神戸市に与えた損害がいかに大きかつたかをうかがい知ることができよう。

神戸市当 局の対応 このような「未曾有ノ大災厄」に直面した神戸市当局では、七月五日午前九時に勝田市長以下市首脳部が会合し、警備本部の設置を決めた。警備本部は庶務部、経理部、救済部、警防部、

衛生部、慰問部、会計部の七部からなり、その後の神戸市の災害対策の中心機関となった。そして七月六日、勝田市長は以下のような市長告諭を発して神戸市民に奮起と協力を要請した。

我等突如トシテ未タ曾テ古老ニモ聞クヲ得サリシ一大変災ニ遭遇シ、骨肉ニ別レ更ニ營々辛苦ノ結晶ヲモ一瞬ニシテ崩壊ヲ見タルモノアルハ真ニ痛恨ノ極ニシテ謂フ所ヲ知ラス、然リト雖モ東洋ニ冠タル港都神戸市民ハ何ソ如斯ニ神氣ヲ阻喪シ其ノ英氣ヲ挫折センヤ、此ノ時局重大ノ機ニ此ノ一大試験ニ会シ凡ル困苦欠乏ニ堪ヘ克ク秩序ト品位トヲ堅持シテ益々其ノ繁榮興隆ニ倍加ノ力ヲ致シ、由テ以テ尊キ犠牲者ノ為明日ノ隆盛ニ精進セサルヘカラス

我が親愛ナル市民各位ハ隣保相牽テ立ち当局ノ措置ニ協力ト信頼ヲ寄せ、以テ其ノ成果ヲ修ムルニ尽瘁セ
ラレンコトヲ望ム

右告諭ス

昭和十三年七月六日

神戸市長 勝田銀次郎

(『神戸市水害誌』)

前年に勃発した盧溝橋事件を契機に日中全面戦争に突入し、「時局重大ノ機」に直面していた神戸市の当局者としての市長の苦悩がよく示されているといえよう。

しかしながら、被害が広範に及び、その深刻さが明らかに becoming つれて、さらに根本的な対策の必要に迫られた。そこで、七月十二日には警備本部を改組して本庁に臨時水害応急措置部を、電気局には臨時水害電気局応急措置部を置いて罹災者の救済と災害の復旧に全力を挙げることになった。

七月十四日の緊急神戸市会において、市当局は災害応急措置費として一般会計から二五〇万円、水道費会計から七〇万円、電気事業費から九〇万五千円の合計四一〇万五千円の支出を決め、予算案を提出した。この予算案は満場一致で承認され、当面の災害対策費に充当されることになった。

一方、災害復旧に要する膨大な資金は国家補助に依存せざるをえず、巨額な災害復興費の国費による高額補助と工事の国営化のための陳情活動がその後の兵庫県及び神戸市政の最大の課題となった。神戸市が政府に対し国庫助成を陳情した応急措置費は一四三六万円を超えていたが、その内訳は土木費一〇〇一万九千円、

水道費一四二万一千円、電気事業費九〇万円、教育費四四万六千円、社会事業費一万五千元、公園費七万六千円であった。このことは災害の中心が河川・道路、山地、水道、電気、衛生、教育関係にあったことを示していた。神戸市当局としては、膨大な復興資金の国庫補助と、復旧工事を国の直轄工事として実現することに全力を挙げるようになったのである。

神戸市政財界を挙げてのこのような政府への陳情活動については後に触れることにして、ここでは市長の諮問機関として重要事項を調査・審議するために七月二十七日に設置された神戸市復興委員会の活動についてみておこう。

神戸市復興委員会の活動

この「未曾有ノ大災厄」に直面した神戸市当局は応急措置に全力を挙げるとともに、将来再びこのような災禍に襲われないために「神戸市百年ノ大計」を樹立する必要性に迫られた。そのために神戸市では市独自の組織として神戸市復興委員会の設置を決定したのである。神戸市復興委員会には市長を会長とし、関屋兵庫県知事をはじめ大阪通信局長、大阪営林局長、大阪鉄道局長、兵庫県総務部長、兵庫県土木部長、兵庫県経済部長の七人を顧問とし、委員には学識経験者、国の出先機関の長、神戸市選出の貴・衆両院議員、財界人、新聞社などのマスコミ関係者、神戸市選出の県会議員及び神戸市会議員、神戸市当局者ら七〇人を委嘱して発足した。そして幹事には神戸市の部課長一五人が任命された。この委員会の目的は「市長ノ諮問ニ応シ神戸市復興ニ関スル重要事項ヲ調査審議」することにあつた（「神戸市復興委員会規程」第一条）。こうして神戸市は当時の市や県の政界・財界・官界・言論界・有識者を網羅する復興委員会を通じて大被害からの復旧・復興事業に当たることになったのである。

この復興委員会は八月十六日に神戸商工会議所において第一回の会議が開かれ、席上、勝田市長は七月五日の災害当日の状況を説明するとともに、その後の経過の概要について次のように述べた。

市内ニ於キマシテハ、何分ニ背山ノ崩壊に因リテ流出シマシタ夥シキ土砂ノ為ニ人畜、家屋ノ埋没數知レヌ有様デアリマシタノデ、水ガ引キマスルト同時ニ、先ヅ此ノ土砂ヲ取除クコトガ市民ノ保健衛生上ハ勿論日常生活上何ヨリモ先決問題ト考ヘマシテ、急遽是ガ対策ヲ整ヘ実行ニ移シタノデアリマス、続イテ一方氾濫河川に付キマシテハ、決壊箇所ノ修理ヤ、仮堤防ノ築造暗渠取入口ノ掘鑿等ニ従事セシメマスルト共ニ、河床ノ浚渫ニ努メ来ツタノデアリマス、而シテ他方七月十四日ニハ緊急市会ヲ開キマシテ、取敢ヘズ応急措置費ト致シマシテ以上ノ諸費用總額四百拾万余円ノ予算ノ即決ヲ願ヒマシテ、目下鋭意当面ノ措置ニ邁進シテ居ル次第ゴザイマス、之ト共ニ政府ニ対シマシテハ、応急的復興費ニ対シマシテ国庫補助ヲ要求致シ、即時背山ノ保護及ビ砂防ニ付キマシテハ国ニ於テ施行方ヲ要望シテ居ル次第デアリマシテ、是ガ為ニハ過般陳情其ノ他ノ方法ヲ以テ一意運動致シテ居ルノデアリマス

すなわち、災害発生後、神戸市当局は土砂の除去、河川決壊箇所の修理や仮堤防の築造・暗渠取り入れ口の掘鑿や河床の浚渫、応急措置費の決定、応急措置費への国庫補助・工事の国直轄化への陳情等の対応策を進めていたのであるが、勝田市長は「本市百年ノ大計樹立ノ為、具ニ御検討御考究ヲ賜リ、大神戸復興ノ為ニ寄与」することを神戸市復興委員会に期待したのである。

その後、委員会は七月十九日、二十二日、二十五日に開かれ、復興計画をめぐって検討されたが、他方で災害の実地調査も行った。ところで、七月二十五日の第三回復興委員会において勝田市長は兵庫県水害復興

専門委員会が作成した「神戸市復興計画参考案」を配布し、これをもとに政府からの援助を引き出すための神戸市独自の答申案の検討を要請した。その結果、復興委員会のなかに復興小委員会を設けて、具体案の作成を行うことになり、そのメンバーの選出は市長に一任された。こうして三四人の委員からなる小委員会が発足した。小委員会は四回にわたって検討を重ね、九月十九日の会議で答申案を決定した。この答申案は九月二十一日の復興委員会に提出され、審議の結果、承認された。それは山地関係事項（砂防施設、山地の現況改良希望事項）、河川関係事項、道路ならびに都市計画関係事項、橋梁関係事項の四つの柱からなる神戸市独自の復興計画であった。こうしてこの「神戸市復興計画案」に基づいて神戸市の政府折衝が行われるとともに、その後、基本的にこの計画案に沿って神戸市の復興事業が展開して行くことになったのである。

ところで、この神戸市復興委員会や復興小委員会の議論のなかにはいくつかの注目される問題が含まれていた。例えば、災害の原因をめぐる問題がその一つである。大災害の原因は背山の「特異性ナル地質ト、異常ナル豪雨」であることはいくまでもなかったが、その他にもいろいろな原因があり、その一つとして新生田川の暗渠化問題があった。すなわち、新生田川を暗渠とし、その暗渠上を遊歩道としたことが「今次の水害に会して大氾濫の主因となれりとて、非難轟々たるものがあつた」のである。また、山地の開発をやり過ぎたことや川幅を狭め過ぎたことが大水害の原因の一つとして指摘されていたのである。また、復興計画のなかの「山地関係事項」の「二、山地ノ現況改良」のなかに部落有財産の神戸市への統一が盛り込まれていたが、これは植栽による防災を市の主導のもとに推進するためであった。また、同じく復興計画のなかの「道路竝ニ都市計画関係事項」のなかの「二、都市計画」において防空・防火の上から都市計画や建築計画

を考へることの必要性が指摘されており、すでにこの段階において戦時体制の防空問題が考慮されていたことは注目されることである。

大水害と神戸市会の対応 次に、神戸市会の動向についてみておこう。七月五日の大水害に直面した神戸市会では翌六日に水害対策各派交渉委員会を、七日に市会協議会をそれぞれ開催し、水害対策委員会の設置を決定した。この委員会は七月八日に発足したが、市会議員全員を構成メンバーとし、第一班（土木・水道）、第二班（慰問・救援）、第三班（衛生・交通）の三班からなっていた。そして各班は七月八日以降、被災地の視察を行うとともに、班会を開催して「市長進言事項」をまとめ、勝田市長に提出したのである。このなかで、七月九日開かれた第一班の会議では、水害対策において兵庫県と神戸市との間に「兎角疎通を欠く様聞く、円滑に運ぶ様市部県会議員努力を乞ふ」ことが提言されており、また、第二班の七月十五日での会議で決定された「市長進言事項」でも、「県より配給せらるゝ物資と市より配給する物資との数量は均衡を保ち、一方が過多若しくは過少とならざる様に注意されたし」と指摘されているが、このことは三部経済制や特別市制をめぐって対立を深めていた当時の兵庫県と神戸市の微妙な関係を示すものとして注目されることである。

神戸市会ではその後、復旧が緒につき復興計画の具体化が問題になると、七月二十九日には全市会議員を構成メンバーとする災害復興委員会を発足させた。さらにそのうちから、正副議長を含む二人をもつて特別委員会を設けた。その後、神戸市会はこの特別委員会を中心に神戸市当局とも協力して災害復興の具体策や予算の審議、政府への陳情や意見書の提出を行ったのである。すなわち、「かくて神戸市会は、水害応急

復旧関係の議案を議決するかために、屢々市会を開いて討議議決し、又復興計画に参与し、更に国庫補助運動に尽瘁する等、全員を挙げて活躍する所があつた」(『神戸市水害誌』)のである。

政府への ところで、大水害が神戸市政にもたらした最大の問題は、巨額の災害復興費にたいする国庫からの高率補助の確保と復興工事の国営化の認可を得ることであつた。そのために神戸市では兵庫

陳情活動 庫庫当局の協力を得て、政府の関係省庁への陳情活動を繰り返した。すなわち、この陳情活動は水害直後の昭和十四年七月二十日の勝田市長の内務・大蔵・文部・商工の各省にたいする陳情に始まり、翌年三月十一日の大蔵省の災害復興費の承認に対する回礼に至るまで、およそ七カ月にわたって積極的に展開された。この陳情活動は勝田神戸市長を先頭とする神戸市当局、神戸市会、商工会議所を中心とする神戸財界、兵庫県当局、兵庫県会、兵庫県選出貴・衆両院議員など兵庫県及び神戸市の政・財・官界が総力を挙げて取り組んだものであつた。

この復興費の国庫補助については土木予算の査定権を握っていた内務省は当初からかなり好意的であつたが、財政当局の大蔵省が強硬であり、神戸市や内務省のたてた復興予算の削減を主張して譲らなかつた。そのため内務省と大蔵省との対立にまで発展したのである。災害復興費については神戸市や兵庫県陳情によつて、内務省から約六〇〇〇万円の承認を得ていたが、内務省と大蔵省の折衝が暗礁に乗り上げてしまつたのである。その背景には六甲山砂防工事費一〇〇〇万円が大蔵大臣と内務大臣の政治折衝によつて決着がついたことに対し、大蔵省当局が反発し、災害復興費については大ナタを振るおうとしたためであつた。

そのため、勝田神戸市長は昭和十四年一月三十日に上京し、二月六日まで滞京して、懸命に陳情活動を展

開したのであった。前掲『神戸市水害誌』はこの間の勝田神戸市長の活動について次のように述べている。

勝田市長は三十一日東京到着後午前十時より先づ内務省を訪ね、ついで復興案に関し同省の情報を交換し、関屋知事を始め県土木部長・市土木部長・同土木課長と共に終日対策を講じ、二月一日中井（一夫）参与官を宿舎に訪問し、内務省議決定の促進方を依頼し、更に同省に於て知事と情報を交換して対策を協議し、ついで貴衆両院議員の運動の為、県下選出九代議士に鉄道ホテルに参集方を依頼の電報を發し、二日午前九時三十分より河上・永江・前田・野田・米窪・小林（房）・河合・立川・若宮各代議士参集し、知事・県市土木部長・市水道部長列席し、市長より復興の経過を説明し、議会方面よりの運動に付依頼したる所、其快諾を得、今後の予算分科会其他の機会に災害復興の決して時局便乗にあらざる所以を強調力説することとなり、之が為め世話人として永江・野田・小林（房）・山川・立川五代議士が推薦せられた。ついで午前十一時三十分知事と共に内務省を訪ね、同省の空氣の打診に当り、午後六時中井参与官と会合し、知事・部長等と共に対策につき協議した。翌三日午前八時砂田代議士を訪問し、同九時には内務省に於て知事と情報の交換したが、午後五時永江代議士の来訪を鉄道ホテルへ迎へ、市長は知事と協議の結果、昨年に於ける災害地関係代議士会を来る七日衆議院議長室に開催することを申合せ、案内状を送付した。先之神戸市会の災害復興特別委員会も事態を重視し、上田・松岡正副議長を加へたる十二名の委員東上して、大蔵省に陳情することとなり、四日着京するや、市長は鉄道ホテルに於て運動方法を協議して直に之に着手し、午前十一時市長は内務省に於て知事と情報を交換し、委員は中井参与官本県選出各代議士に陳情運動を為し、更に各自各方面の有力者に対して充分協力方を依頼し、其諒解

を得て七日帰庁した。

このような神戸市や兵庫県当局の活発な陳情活動が功を奏して、二月六日に内務省は兵庫県災害復興予算を省議決定したが、それは五年継続事業で、予算六七〇七万六千円とするものであった。これにすでに決定されていた砂防費一〇〇〇万円を加えれば総額七七〇七万六千円となり、その他の復旧費約三〇〇〇万円も認められた。こうして兵庫県・神戸市の復興計画は予算措置も含めて内務省によってほぼ認められることになったのである。こうしてその後の復興予算問題は内務省と大蔵省の折衝に移行した。それにもなつて県市の陳情活動の目標も大蔵省に移つたのである。しかし、兵庫県や神戸市を挙げての陳情活動にもかかわらず、大蔵省の査定は厳しく、三月八日に大蔵省から内務省に提示された第一次査定額は河川関係四七〇万円に過ぎなかった。この結果に驚愕した県市では首脳が三月八日に上京し、復活のために「最後の猛運動に着手した」のであった。また、神戸市の地元でもこの厳しい査定に対し、「商工会議所は固より、会社・商店・サラリーマン其他あらゆる階級を網羅した陳情電報」（『神戸市水害誌』）が大蔵大臣あてに打たれたのであった。こうした兵庫県・神戸市を挙げての陳情活動の結果、三月十一日に出された大蔵省の最後の内示では、総額六七八三万円（既定の砂防費一〇〇〇万円を含む）の兵庫県災害復興費が承認されたのであった（内、国庫補助額は河川関係一七二三万円、道路関係六一九万円、水道関係九三万円の合計二四三三万円）。

以上のように、兵庫県及び神戸市の総力を挙げての災害復興をめぐる政府への陳情活動は大蔵省の厳しい査定をも変更させることになり、二四三五万円という多額の国庫補助金を引き出すことに成功したのである。そして、このような昭和十三年の大水害がその後の神戸市政にもたらした政治的意義の一つは、十三年の大

水害がその後の神戸市の都市計画に水害問題への対策を不可欠とさせたことにあった。すなわち、神戸市は「水害ノ影響並ビニ防空ノ見地ヨリ既定都市計画(道路網ノ再検討ヲ行)う必要に迫られることになったのである(『神戸市会史 第三巻』)。さらに二つめの政治的意義として、神戸市を挙げての災害復興問題への陳情運動が、戦争への市民動員の契機となったことを指摘しておかなければならないだろう。すでに、前年の日中全面戦争の本格化とともに神戸市においても戦時色が強まり、戦時体制への市民統合をいかに構築するかという問題に直面していたのである。しかしながら、昭和十二年の神戸市会は勝田市長の再選をめぐって大量の批判票が出るなど、市長批判の声が強まり、また、市会会派の対立が激化していた。そして、翌十三年の市会では神戸市営の火力発電所の拡張問題をめぐって勝田市長批判が噴出し、市会は大混乱に陥ったのである。このような市政の混乱を收拾し、合わせて戦時体制への市民統合を実現するという点においても、十三年の災害復興事業をめぐる政府への全市を挙げての陳情活動は有効な政治的意義をもつことになったのである。

2 神戸市における排英運動の高揚

排英運動台頭 日中全面戦争が行き詰まりをみせていた昭和十四年から十五年にかけて、日本では全国的に激しい排英運動が展開された。このうち、昭和十四年七月八月の二カ月間だけでも反英集会は一九二件、参加人員一五二万余、反英デモは一六四件、参加人員六二万余に達したといわれている。この

時期の日本においてこのような激しい反英運動が行われた背景には次のような問題があったのである。すなわち、第一にはイギリスのいわゆる「援蔣ルート」による中国蔣介石政権への支援に対する反発である。ここには日中全面戦争の長期化の原因が日本の無原則的な中国戦線の拡大にあることを隠蔽し、イギリスの「援蔣ルート」に問題をすり替えようとした当時の軍部・支配層の意図があった。第二には昭和十四年四月に発生した日本の北支那派遣軍による天津英国租界封鎖問題の処理をめぐって同年七月十五日から東京で開かれた日英会談への支援という問題である。第三は日中全面戦争の長期化にともなう国内民心の引き締めを狙うという問題、第四には戦争への国民動員のための手段としての排外主義の一環としての排英問題である。例えば、昭和十四年七月二十七日付けの『大阪朝日』神戸版は「英官憲の暴状 シンガポールの邦人を圧迫」と、シンガポールに移民した日本人漁民が英国官憲によって営業を妨害され、帰国を余儀なくされたことを報じ、国民の反英感情を煽っている。そしてこのような排英運動の根本には、国内の親英派を抑え、当時ヨーロッパ戦線において急速に勢力を拡大していたドイツ・イタリアとの提携（三国軍事同盟）を図ろうとする軍部を中心とする支配層の意図があったのである。

このような排外主義の現れの一つとして、政府が五月一日に従来の入国令を改定し、新たに外国人入国・滞在・退去に関する内務省令を制定したことがあげられる。それは八種類の必要書類をすべて日本語で書くことを義務づける、通過期限の短縮や滞在条件の強化、申告書の記入項目を増やして宗教、民族、陸海空軍における階級と兵科を新たに付け加える、入国特許の有料化など、より厳しい内容となり、「興亜の盟主らしいわが国の自主的態度を明らかにし」（『大朝』神戸版 昭和十四年三月四日）ものといわれているが、政府

の排外主義的な姿勢が如実に示されたものであった。また、このような政府の対外政策は府県の外事政策にも反映し、兵庫県外事課では「あまりにも度を越えた外国模倣者や、欧米心酔者、不良外人の存在は面白くないといふので、(略)断乎これが取締まりに乘出すこととなつた」(同 昭和十四年六月二日)のである。

昭和十四年の神

戸市の排英運動

このような全国的な排英運動が高まるなかで、昭和十四年六月二十三日、神戸市においても国策遂行神戸区民大会が開かれた。この神戸区民大会は区内の町会連合会、小学校、青年学校、郷軍連合分会、連合青年団、愛国婦人会、国防婦人会などの合同主催で行われたもので、午後七時から神戸小学校校庭で開かれた。この大会には華僑新興会の会長をはじめ多数の華僑も出席した。大会は修祓、遙拝、黙禱、君が代斉唱があつて中村区長の挨拶の後、区連合町会長西川莊三が起つて、出征遺家族の援護に努めること、百億貯蓄の実現を期するために貯蓄組合員と貯蓄の倍加をはかること、金製品を挙つて売却することの「申し合わせ事項」および「イギリスを膺懲せよ」の決議文を提案、満場の拍手裡に可決した。そして陸軍・海軍・内務・外務の各相および杉山北支最高軍司令官、天津市長に激励電報を打ち、知事代理大内社会教育主事の訓示、勝田市長の告辞があつて解散した。その後、各団体は高張提灯、ラッパ鼓隊を先頭に、「興亜の敵イギリスを撃て」の長旗を押し立てて市中行進に入り、元町通を大丸前からトア・ロードを北進して、生田神社に参拝、皇軍の武運長久と国策遂行を神前に誓つて、九時すぎに解散したのである(『大朝』神戸版 昭和十四年六月二十四日)。ただ、この神戸区民大会では「イギリスを膺懲せよ」のスローガンが掲げられていたが、この反英運動はいまだ諸国策遂行の一環としての色彩を強くもっていた。

ところがこれが七月九日に湊川公園で開催された援蔭根絶排英大会になると様相が変わってくる。すなわ

ち、この大会は神戸商工会議所、大亜細亜協会神戸支部、神戸市連合町会の共催で行われ、五万の市民とイギリスを除く市内在住の外国人が参加したといわれているが、政府への激励電報を決議、イギリス首相チェンバレン、イギリスの駐支（中国）大使カーへの決議文を採決し、「打倒蔣介石」「排英」の氣勢をあげ（『大朝』神戸版 昭和十四年七月九日）るなど、運動の内容が排英一色となってくるのである。

さらに、七月十六日には大阪朝日新聞社主催、中部防衛司令部後援の対英時局大講演会が神戸海員会館で開催され、中部防衛司令部高級参謀兼外事部長歩兵大佐川口清健、大阪朝日新聞社論説委員武藤貞一、同顧問法学博士米田実らの講演が行われた。川口は「イギリスなんぞ怖るゝに足らんや、彼の軍備も大したことはない、殊に近代戦にもつとも肝要な飛行機は独伊よりはるかに劣勢である、ただうまいのは口先と愛嬌とである、わが国は支那とソウエトを左手で戦つてゐる、右手が空いてゐるのだ、イギリスのごときまさに鎧袖一触である、わが国民には不屈の魂と降魔の剣がある、我らは世界新秩序を建設しなければならぬ、それにはまづ東洋新秩序の建設からだ」（同 昭和十四年七月十七日）と聴衆を煽った。ここでは軍部が排英運動に直接乗り出したことと、その後の軍部の主張を特徴づける抽象的で観念的な対英政策が吐露されていることが注目される。

また、翌七月十七日には社会大衆党兵庫支部が湊川勸業館において排英国民大会を開き、河上、米窪、永江、野淵の四代議士が「熱弁を振ひ」、決議文を外務大臣とイギリス大使に手交することとなった。そして十八日には神戸駐在イギリス領事を代表者が訪れ、決議文を手渡すことになったのである。

続いて七月二十七日には海員協会、日本海員組合主催、大阪毎日新聞神戸支局、神戸新聞、大阪朝日新聞

神戸支局後援の排英神戸市民大会が湊川公園広場で開催された。ここでは神戸市を拠点とする新聞社が排英運動に積極的な役割を果たしていることに注意しなければならない。また、国家主義的政治団体である明倫会神戸支部も排英決議を行い、各租界の軍事占領を断行することを主張したのである。

**排英同盟の結成と
県会・市会の動向** このような神戸市における排英運動が高まるなかで、運動を中核となって担う組織の結成が計られるようになる。それが七月三十一日に県会議員、市会議員および商工会議所

議員一五〇余人によって結成された反英同盟であった。この日、商工会議所ホールではまず、宮城遙拝、皇軍将兵の武運長久と戦没将士の英霊に黙禱を捧げた後、松岡神戸市会副議長が挨拶し、西岡県会議長を座長に選出した。そして同盟結成の宣言を決議した後、座長の指名によって常任幹事四十名を決めた。続いて常任幹事会を開催し、八月六日午後六時から湊川公園、東遊園地の二会場において排英大会を開催することが決定されたのである。こうして八月六日には一五万とも二〇万ともいわれる市民が参加して第二次排英神戸市民大会が開かれたのであった。この反英同盟は八月十日午後五時から勸業館において各区各種団体代表者を集め、八月六日の排英大会でのスローガンその他についての批判意見を求め、その後の反英運動について懇談し、「反英ポスターを作製、全市商店街のウインドに掲げ全市を反英一色にぬりつづ」す計画をたてた。

一方、兵庫県会や神戸市会においても、全員協議会や議員協議会を開催して、反英決議などを行ない、排英運動を積極的に展開した。すなわち、兵庫県会では七月十八日に県会議事堂で全員協議会を開き、「興亜の大業達成のため迷朦英國の援蔭政策を粉碎し断乎として帝国の正義を貫徹すべし」とする決議文を採択し、平沼首相、有田外相、板垣陸相、米内海相、加藤駐中国公使、田代天津総領事、田中天津領事、現地陸軍代

表武藤少将宛て打電した。また、「三百万兵庫県民の総意を体し援蔣政策に終始没頭して興亜の大業を阻止せんとする迷朦英国を断乎排撃す」(『神戸』昭和十四年七月十八日)という抗議文をクレイギー駐日イギリス大使、ハーバート駐天津イギリス領事、カー駐支イギリス大使、チェンバレンイギリス首相、ハリファックスイギリス外相、神戸駐在イギリス領事ら英国関係者宛て打電したのである。この会議では日英東京会談の様様によっては県民大会を開催することも提案されている。

また、これに先立つ七月十二日、神戸市会では議員協議会を開催して、七月十五日から開催されることになっていた日英東京会談を控えて、「興亜建設完成のため政府は日英東京会談に当り国民の総意を体し不退换の決意を以て英国の援蔣反日政策を粉碎すべし」という決議を政府や軍関係者に打電した。そして英国関係者にもこの決議にさらに「反省すべし」(同 昭和十四年七月十二日〈夕〉)の語を加えて打電したのである。

反英ムー このように昭和十四年の六月から八月にかけて展開した神戸市における排英運動は兵庫県や神戸の醸成 戸市の当局、兵庫県会、神戸市会、商工会議所を中心とする財界、新聞社、各種の社会的諸団体を巻き込んだ排外運動として激しく展開したのであったが、同時に市民の間に存在した反英感情が市民をしてその運動の積極的な担い手に仕立て上げて行ったことにも注目しなければならない。

昭和十四年七月二十一日付けの『神戸新聞』は「神戸の英総領事に六甲避暑を引払へ」と題して、次のような記事を掲載した。

日英関係逼迫の折から本月初旬以来六甲山に避暑中のオーブンス神戸総領事に対し国土防衛の立場から六甲山上居住の町民の間に「山を守らう」との機運が醸成され町会長下村広治氏の肝煎で、この際オー

ブンス総領事に下山して貰はうとの議が持上がり

去る十五日夜六甲町会役員、愛婦（愛国婦人会）、国婦（国防婦人会）幹部十数氏が六甲山公会堂に集合、種々協議した結果、「下山勧告」の決議文をもつてオーブンス氏の決意を促すこととなり、更に明二十二日ごろ最後の打合わせを行ひ、場合によっては直に全町民総意になる決議文を作成、オーブンス総領事に手交する模様である

「国土防衛の立場」ということを口実とした市民の反英感情がこのような「下山勧告」をなさしめたのであるが、このような市民の反英行為は後述するように翌十五年の排英運動のなかでより激しい形で展開することになる。

また、八月五日の『神戸新聞』は元町の某料亭が「敵国英人お断り」の看板を店の前に掲げたが、それは「国際都市百万市民の総意」だと述べている。さらに八月十日には元町三丁目に「日の丸感激、排英促進」の懸垂幕が長々と掛けられ、「国際港都にも排英気分はいよいよよさかん」（『大朝』神戸版 昭和十四年八月十一日）と報じられている。

こうして援蔣ルート問題や天津英国租界封鎖問題を契機に昭和十四年六月から八月にかけて燃え盛った排英運動は、しかし同年八月二十三日の独ソ不可侵条約の締結によって冷水を浴びせられ、頓挫を来すことになった。すでに述べたように排英運動を通しての軍部や政府の基本的狙いは日独伊三国同盟の締結にあったのであるが、その当の相手国であるドイツがソ連との間に不可侵条約を結んでしまったのである。政府は混乱し、平沼内閣は「欧州の天地は複雑怪奇なる新情勢を生じた」という言葉を残して総辞職したのである。

こうして昭和十四年九月以降、排英運動は次第に沈静化して行くことになった。排英運動を率先して煽った新聞も論調を変え、『大阪朝日新聞』神戸版が「港都の友人と友情の復活を」という記事を載せ、クレイギー大使の神戸訪問を好意的に伝えたり、「時の人時の話」欄に前神戸外人商業会議所会頭のイギリス人ゼームスを登場させ、「イギリスの立場」について述べさせたりしているのである。こうして、昭和十四年九月から十五年六月にかけて神戸市における排英熱は一時沈静化して行ったのであった。

昭和十五年の神戸市の排英運動

昭和十四年の六月から八月にかけて激しく展開した神戸市の排英運動はしかしながら、九月以降、沈静化したとはいえ決して消滅したわけではなかった。例えば、昭和十五年一月二十一日に起こった「浅間丸事件」(イギリス艦が千葉県野島崎沖で浅間丸を臨検し、ドイツ人船客二人を拉致した事件)に対し、神戸の日本海員組合本部は横浜支部と呼応して、両市で浅間丸事件批判・排英演説会を開催することになったのである。

神戸市において排英運動が復活の兆しをみせ始めたのは昭和十五年七月のことであった。すなわち、七月二十日、神戸大亜細亜協会と神戸市町会連合会は「市民の与論を映じて」、外交大転換神戸市民大会を湊川公園において開催した。当日は協会本部から松井石根陸軍大將が参加し、協会の今井嘉幸が外交大転換について講演した。また、インド独立運動の巨頭ボース・ラスビハリが所懐を述べ法橋広三郎(元市会議員)らの演説の後、決議と皇軍への感謝電報が拍手裡に朗読された。

その決議は「一、吾人は東亜建設のためわが国対外政策を根本的に大転換し、世界新秩序建設に協力せんことを期す、二、吾人は右の国策完遂のため強度国防国家完成を期すすみやかに新体制の確立を期す」(『大

朝』神戸版 昭和十五年七月二十一日」というものであった。ここにはまだ明確には排英の文言は現れていないが、「わが国対外政策を根本的に大転換し、世界新秩序建設に協力」するということにその徴候が現れていた。その背景には当時のヨーロッパ情勢の推移があった。すなわち、十五年四月九日にドイツは中立国デンマーク、ノルウェーに侵入を開始し、ヨーロッパの西部戦線の均衡は一気に破れた。さらに五月以降、ドイツはオランダ、ルクセンブルク、ベルギーにも進軍し、ドイツとの国境に設けられたフランスの要塞マジノ線を突破して、六月十四日にはパリを占領したのである。パリ陥落後、フランスはドイツに降伏した。そして、六月十日にはイタリアも英仏に宣戦を布告した。

このようなヨーロッパ戦線におけるドイツの電撃的な勝利は、独ソ不可侵条約の締結以来、沈潜していた日本国内の親独派（三国同盟派）の勢いを盛り返させるとともに、英仏蘭などの植民地であった東南アジアへの進出論（南進政策）が各方面で主張されるようになったのである。一方、こうした世界情勢の急激な変化にもかかわらず、国内では短期間に内閣が三度も代わるなど（平沼内閣、阿部内閣、米内内閣）、政情不安が続いていた。こうしたなかで、軍部や政党の期待は新体制運動を提唱していた近衛文麿に注がれ、近衛は組閣を引き受け、七月二十二日、第二次近衛内閣が発足した。そしてこの内閣の外相松岡洋右のもとで日独伊三国同盟の締結が促進されることになったのである。こうして、昭和十五年の半ば以降、国内外の情勢は急激な変化をみせ、再び排英運動が激しく行われる条件が醸成されてきたのである。

神戸市では八月に入って神戸新聞社が中心となって「暴英撃滅市民大会」の開催を計画していたところ、神戸市会においても過般の「英人スパイ事件」（昭和十五年一月十七日、ロイター通信員のイギリス人ピーターズが

軍機保護法違反で逮捕されたことをきっかけとして起こった事件」をはじめ、ロンドンやシンガポールにおける「邦人不法逮捕事件」など、「度重なる英の敵性行動に痛憤し急遽、市民大会を開いて撃英運動と且つ対英外交を鞭撻せよ」という声が強まり、ここに両者が共同して英国撃滅市民大会を開催することについて協議することになった。その結果、八日午後七時から湊川公園音楽堂と東遊園地の二カ所で「暴英撃滅の烽火」を挙げ、「町会連合会を通じ百万市民に呼びかけ、撃英宣言決議を行ひ港都をあげて英撃滅の一色に塗りつぶすこととなつた」（『神戸』昭和十五年八月七日）のである。

こうして神戸新聞社主催のこの暴英英国排撃大会は当初の予定より三日遅れて、八月十一日午後七時から湊川公園広場において開催された。市民三万、一七団体の参加があつたといわれているが、冒頭、山沢神戸新聞社主筆は主催者を代表して次のような開会挨拶を行った。

維新開国当時我が国に加へられた老獪英国の脅迫的外交は我等の絶対に忘れることの出来ぬ事柄で戦ひにはじまつた日英関係は戦ひによつて解決するほかない、今日蔣介石の長期抗戦を操る巨魁英国のスパイが検挙された報復手段として理由なく我が同胞を不法逮捕するが如きは暴戻極まる態度である、こゝに百万市民の総意を以て英国の反省を促すとともに政府を鞭撻する所以である

山沢は英国の援蔣ルートとスパイ容疑による英国の日本人逮捕問題を口実として民衆の反英感情を煽つたのである。続いて、丸岡市会議長が宣言文を、福島商工会議所総務課長が首相、陸・海・外相宛て決議文を、吉川町会連合会副会長がクレーギーイギリス大使への抗議文をそれぞれ朗読し、満場の拍手で可決した。その後、各界代表の演説に移り、大越兵蔵（市議員）、中野文門（県議員）、山川宗彬（日本海員組合）、阿倍八

郎（東方会）、小松三郎（愛国大同団結）、高田定伸（大日本青年党）、丹治剛太郎（青年党連盟）、細見達蔵（県会議員）らが起って演説をした。それは「あくまで日本独自の力をもつて人類の敵英国を世界の地図から葬り去るべき」（大越）、「いまこそ東洋民族を率ゐて傲慢無礼な英国打倒に進軍すべき秋である」（中野）、「こんどこそ声のみに終らず実行にまで食ひ下らねば英靈に対し何の応へるべき言葉があるか」（山川）、「松岡外相をして勇敢、率直に強硬外交を行はせ暴英を叩き潰さねばならぬ」（阿倍）、「極悪の英国が独逸にあんな目に遭つてゐるのは全く天運でこの千載一遇の好機を逸せず、英国をぶつ倒さねばならぬ」（小松）、「英国打倒の最捷徑は英の宝庫印度を衝くにある」（高田）、「東亜の天地においても日本を中心に支那四億、印度三億五千の民衆が固く手を握つて英国を駆逐すべし」（丹治）、「いまこそ剣を抜いて英国撃つべし、宣戦を布告すべし、打倒英国の絶好のチャンスを逸すべからず」（細見）『神戸』昭和十五年八月十二日」といった激越な反英演説であつた。また、中井一夫代議士、南陽二郎市会副議長の祝電も披露された。こうして、この暴戻英国家撃大会を契機に、神戸市では再び排英運動が激化することになったのである。

兵庫県会・神戸

市会の排英運動

まず、兵庫県の動きについてみてみよう。県会では八月七日に県会議事堂で全員協議会を開き、金光議長から「イギリスの暴戻に対し反英決議をなしたき旨」を諮った結果、満場一致で政府への反英決議文の提出とクレイギーイギリス大使とグレープス神戸駐在イギリス総領事代理に抗議文を提出することが決定された。政府への決議文とクレイギー大使への抗議文は直ちに打電され、グレープス総領事代理には金光議長ら代表者が面会して直接手交したが、その抗議文では「三百万兵庫県民の総意を体し貴官並在留英人に対し速かに我国より退去すべきことを要求」していたのである（同 昭和十五年

八月八日)。

また、神戸市会では八月八日の午前九時から撃英緊急市会協議会を開き、全員出席のもとに「撃英強硬外交鞭撻の決議文と敵性英国への抗議文」の二つを可決し、撃英決議文は直ちに首相、陸・海・外相に打電し、敵性抗議文はクレギー大使に打電されるとともに、丸岡市会議長をはじめ市会議員代表はイギリス神戸総領事館を訪れ、ビッグス代理副領事に手渡したのである。その際、領事館の秘書官井上秀夫と一行との間に、領事への面会をめぐって一悶着が起こり、これもまた、市会一行の反英感情を刺激することとなった(同昭和十五年八月九日)。

このように兵庫県会や神戸市会の反英行動は決議文や抗議文の関係者への打電という形をとって行われ、神戸市における排英運動を一そう激しく燃え上がらせることになったのであった。



写真 68 排英運動を伝える地元紙
(『神戸新聞』昭和15年8月11日)

広がる反 このように排英運動が高揚するなかで、さ

英感情

まざまな形で英国攻撃が強められ、官憲や新聞を通して市民のなかに反英感情が広められて行った。例えば、七月十五日付けの『大阪朝日』神戸版は「氣勢揚らぬ英語研究」なる記事を掲げ、国立神戸商大、神戸高工、県立神戸高商や神戸YMCAなどにおいてドイツ語熱が高まって、英語の履修者が減っていると親独・排英感情を煽っている。また八月十一日の『神戸新聞』は

次のような記事を載せた。

燃えさかる排英の焰　英人散髪お断り

結髪、理容も拒絶の決議なる　「英商館は叩き出せ」

暴戾英国を撃つべしの烽火は今や紅蓮の焰と化し全国津々浦々に憤懣の排撃運動が展開され吸血鬼英国の正体を衝かんとしてゐるが(略)、その折も折バアバー(散髪屋)からイギリス人が閉出しを喰ふ、レデーも勿論、バーマネット屋でおことわりとなつた

兵庫県理髪業組合連合会が県下の理髪、結髪、美容業者五千七百余名の代表を集め、去る九日緊急会議を開催、その席上非道なる英人の頭を刈る事は日本人業者の恥辱であると英人に限り理髪、美容の手入れ一切を拒絶する事を提議した所満場一致これが決議され十二日(日曜日)より一斉に業者の店頭へ横文字の貼紙を行ひ英人をボイコットする事となつた、神戸市内の理髪業者は約二千その全部が組合員である以上イギリス人はどの店へも頭のもつて行きようがなく延頭となつて紳士の体面まるつぶれになると言ふ苦肉の計略である

また十日早朝三宮元居留地一帯にかけては「スパイの巢窟英人商館を叩き出せ」と半紙に書かれた排英ビラが電撃的に貼付された、バーマネット撲滅の地上宣伝に奇襲された商館街ではこんどは空を仰いで「やつたな」「当然だ」と社員たちも女事務員も百パーセントの賛意を表して英人商館を睨みつけながらオフィスへ出勤していた

いささか長文の引用をしたのは、このような扇動的な記事のなかに当時の神戸市民の間に存在したヒステ

リックな反英感情の一端が赤裸々に示されていると考えられるからに外ならない。

また、こうした市民のなかに反英感情を広めるうえで知識人の果たした役割も大きい。『神戸新聞』は「聴け・打倒英国の叫び」（昭和十五年八月七日・八日）と題する二回の連載を行い、神戸商大学長田崎慎治と弁護士福井文雄が意見を述べている。田崎は「英国は本当に日本と戦ふ気だらうか、自分の力を知らぬも甚だしい」、「支那事変を起こしたのは蔣介石だ、しかし戦争をこんなに永びかしたのは英国の責任だ、日本の東亜新秩序建設に異議があるなら立派な人をこちらによこして堂々と交渉すればよい、蔭にかくれて蔣を助けるなど卑劣至極である」、「日本は国を挙げ精魂をつくして東亜の新秩序を樹立せねばならんのだ、英国が妨害する理由が何処にある、かうなれば日本は独伊と手を握って身辺を保護し、進んで世界に新秩序を立てるまでだ」、「英国は潔く退却すべし、そのあとに日本の新秩序が温かい光明をもたらすだらう」と激しく英国を攻撃し、独伊と手を結んで日本が東亜新秩序の建設に邁進することの必要を主張したのである。また、福井は「英国は必然に滅亡し、また撃滅さるべき運命にある、その理由は第一、世界は滔々として全体主義に進みつゝある時英国自体が自由主義、個人主義、功利主義の幻影を脱却し得ない、今回の邦人逮捕事件もその証左ではないか、第二には過去数世紀に亘り世界を蹂躪し世界の富を壟断した、その罪劫は深く今やまさに天誅を受くべき時期に到達した」と、激越な反英論を展開したのである。

田崎は明治三十六年から三年間、英国のバーミンガム大学やロンドン大学に留学し、その後も度々訪英している。「英国の裏表を知りつくして」いる代表的な知英派であり、しかも神戸商大の学長であった。また、福井は昭和十二年の日華事変が始まると間もなく、「同志を糾合して排英の声を真先に神戸であげた」経歴

をもっていた。田崎や福井のような立場にある人物の反英攻撃が神戸市民に大きな影響を与えたことは想像に難くない。

「英国人スパイ事 前年の排英運動に比べて昭和十五年の排英運動がもつ特徴はその背景に防諜・スパイ問題」と排英運動 題があつたことである。すなわち、昭和十五年の排英運動では、とくに英国人に対する

防諜・スパイ問題が喧伝されたのである。十五年一月十七日、兵庫県当局は英国人ピーターズらを軍機保護法違反事件で摘発し、神戸在住の旧ロシア人一人、英国人三人、フランス人一人、中国人一人、日本人一人を逮捕したが、事件そのものはスパイ事件としては曖昧なものであつた。しかし、七月二十七日に陸軍憲兵隊によって摘発された「英国人スパイ事件」では多数の英国人が検挙され、そのうちロイター通信員の英国人コックスが収容中に自殺するなど、この事件は排英運動に大々的に利用されることになったのである。事件が起こつて四日後の『大阪朝日』神戸版(昭和十五年七月三十一日(夕))は次のようにセンセーショナルにこの事件を報じた。

恐怖の坐礁戦術 要塞の写真や水深を測る 這ひ寄る外人の群れ

自殺したロイター記者イギリス人コックスをはじめ外人スパイの一斉検挙が陸軍省から発表されるや思想国防の上から非常な注目をひいてゐるが、これら国際スパイ陣が冒した実例には次のごとき恐るべきものが挙げられてゐる——今次事変および欧州大戦の勃発以来のわが要塞地帯に這ひ寄る外人の数はちやうど甘いものを捜しあてた蟻のやうにぐんと増加し、すでに外国人の軍機保護法違反事件だけでも数十件に達してゐる、殊に注意を要するのはこの数十件のうち十件はイギリス人関係である事、その大部

分は貨物船などが要塞地帯内あるひは軍機保護法によつて出入を禁止されてゐる区域に入り込み坐礁戦術を用ひて水深を測り、あるひは恐るべき優秀なカメラ望遠鏡を用ひて十分にかねらの任務を果してゐたことで、その一例として

去る数ヶ月前イギリス貨物船〇〇〇〇号船長はセメントを積込むため大分県津久見港に許可なく入港、軍機保護法違反として取調べを受けた上写真機二個を押収、事件を検事局に送致した(略)、

最近一ヶ年半における外国人の軍情、国情調査は千七十二件といふ驚くべき数字を示してゐるが、直接調査、隠密調査、文書調査などとあらゆる巧妙な手段で軍情、国情を調査、たゞちにかれらの本国に報告されてゐる、そのうちでも観光旅行と称して直接現状を調査する方法が最も多く、新聞、雑誌などで国情を調査、なかにはこの魔手は邦人の中にも伸ばされて、つひに国を売つた憎むべき邦人も検挙されてゐる、さうして前記件数の約三割はイギリス人が占めてゐる(略)

こうした英国人に焦点を絞つたスパイ攻撃がなされる一方、神戸在住の外国人の住居や商館そのものが防諜問題と関係するとして排英運動の標的となつた。すなわち、神戸の山の手の外国人住宅から外国人は「居ながらにして神戸の軍需工場や重要建築物を俯瞰し、望遠レンズを向けて写真撮影が出来」るのであり、また、「海岸通に聳える外人商社の高い屋根からは港の出入りが手にとる」ように分かるとして、「外人を山から引きづり下せ、ビルの窓を閉ぢよ」との世論が「猛然と巻き起つた」のである。こうして、六甲山上の外国人の別荘、神戸区北野町の外国人住宅街、垂水町塩屋の外国人村、海岸通りの英国領事館や外国商社が「槍玉にあげられ」たのである。このような神戸市民の排英運動に対して、神戸憲兵分隊では市民の積極的

な協力を歓迎し、「適切有効な対策を考慮中」(『神戸』昭和十五年七月十三日)であった。

六甲開祖之碑

の撤去運動

こうしてスパイ事件を契機にますます激しくなった神戸市の排英運動は十五年八月に入る
と、意外な方向に展開し始めた。当時、六甲山頂には六甲山の開拓者といわれる英国人グルームの石碑が建てられていた。この「六甲開祖之碑」は明治四十五年五月、六甲山開拓創始者グルームを顕彰するために、時の服部兵庫県知事の題字を得て、有馬郡長有留清の名をもって建立されたものであった。この石碑に対し、神戸史談会の木村昇三がクレームをつけ、その撤去運動に乗り出したのであった。木村の主張は次のようなものであった。すなわち、グルームが六甲山上の開拓に手を入れた明治二十八年は、いまだ日英修好通商条約は改正されておらず(改正は明治三十二年七月十七日)、旧条約中であり、土地に関しては貸借もしくは建物構築などは居留地及び雑居地に限られていた。神戸では西は宇治川限り、東は生田川限りであり、「入用に従ひ山辺または海岸へ拡張する」という取り決め以外何らの特権はなかった。しかしながらグルームは日本人の名義をもって遊園地設置の契約で山頂に借地し、契約に反して開拓建築を行ったものであり、違法である、というものであった。こうして木村は八月六日、石碑を撤去してその跡地に紀元二千六百年記念塔「聖蹟遙拝方向指導標」(『大朝』神戸版 昭和十五年八月七日)建設の請願書を有馬郡有野村村長宛てに発送したのであった。ちなみに、木村の記念塔建設の趣旨は「永く皇祖の偉業を仰ぎかつ祖先の忠烈を偲び日本精神の涵養に資する」(『神戸』昭和十五年八月七日)というものであった。こうした「港都の一郷土史研究家」(同)の建議は石碑の所有者である有野村村会で満場一致で承認され、昭和十五年十一月十九日に撤去工事が実施されたのであった。翌日の『神戸新聞』は「偽善碑ぶつ倒し 六甲山上英人開祖碑消ゆ」の見

出しで、これを伝えたのであった。「六甲開祖之碑」の撤去は昭和十四年から十五年にかけて神戸市で吹き荒れた排英運動の内実を象徴的に示すものであったのである。

排英運動 の意義

以上のようにここでは昭和十四年から十五年に激しく展開した神戸市の排英運動について明らかにしたのであるが、最後にこの運動のもった歴史的な意義について考えてみよう。

まず、第一に全国的にみても神戸市における排英運動は極めて激しいものであったといえよう。その理由についてはいくつか考えられるが、なによりも国際海港都市としての神戸市の特徴に根ざしていたものであったことがあげられる。すなわち、昭和十四年における神戸市在住の外国人は欧米人約四千五百人、中国人三千五百人で、「興亜建設の大躍進とともに次第に在住外国人の増加を見てゐる」(『大朝』神戸版 昭和十四年四月三十日)といわれているが、これら外国人商館、その他外国人関係筋に働いている日本人の数も五千五百人に達していたのである。このように外国人が多く、また、彼らに雇用されている日本人が多数いたという国際海港都市神戸の特徴は、ひと度矛盾の焦点が対外問題に向けられると容易に排外主義が蔓延しうる客観的条件を内在させていたともいえるのである。排英運動が激化した昭和十四～十五年の世界情勢は劇的な変化を遂げていた時であり、独伊の台頭による英米との対立が抜き差しならぬところまできている段階であった。こうしたなかで、日本は日独伊三国同盟結成への傾斜をいっそう強めていた時期であったのである。これに加えて、日中戦争は蒋介石政権のねばりの前に、当初の日本側の予想に反して長期化し、日本はその原因を英国による援蔣ルートにあるとみていたのである。こうして政府・軍部の援蔣ルート遮断＝南進政策の採用と三国同盟結成への傾斜は、国際海港都市神戸の市民を容易に排英運動に追い込む対外的条件となつて

いたのである。

また、開港以来、国際的な貿易港として発展した神戸には単に欧米人の居住者が多かったのみならず、彼らは独自の住宅街や別荘地をもち、外国人社会を形成し、神戸の対外貿易を支配してきた。このような欧米人による神戸経済の支配や排他的社会の形成に対する神戸市民の反感は伏在していたと考えられる（六甲開祖之碑撤去問題はその象徴的な現れ）。こうした神戸のもつ歴史的条件も神戸市における排英運動を激しくした原因の一つと考えられる。

次に、排英運動のもつ歴史的な意味について考えてみよう。まず、この排英運動がその後の日本の進路に与えた最も大きな影響は、単にその後の日英関係を悪化させたのみに止まらず、日米関係を決定的に悪化させ、敢えていえば日米戦争（太平洋戦争）への引き金の一つとなったということである。すなわち、アメリカは日本の中国侵略や三国同盟推進への批判を強めていたが、天津英租界封鎖問題をめぐる英国の弱腰への反発などから昭和十四年七月二十六日、日米通商航海条約の廃棄を通告し（翌年一月に発効）、翌十五年七月には国防強化法を制定して、軍需物資の輸出許可制をとった。その結果、航空機用ガソリンの対日輸出は禁止され、翌年九月には屑鉄の禁輸も実施されたのである。こうして日米関係は決定的に悪化し、緊迫の度を加えて行くことになったのである。

また、排英運動の激化は日本外交を日独伊三国同盟締結促進に方向づけ、日本をファシズム陣営に押しやる大きな契機になったことである。そしてその過程で軍部とくに陸軍の強い反英気運が表面化することになったのである。

第三には、排英運動の展開は日中戦争の長期化にもなって深刻化してきた国民の経済的・思想的・精神的フラストレーションを排外主義によって封じ込め、戦争に向けての国民の引き締め策としての意味をもっていたのである。

第四には、神戸市の排英運動は援蔣爆碎排英大会や排英市民大会にみられるように、兵庫県・神戸市の当局、兵庫県会・神戸市会や政党、商工会議所、連合町会、軍部・在郷軍人分会、連合青年団、青年学校、愛国婦人会・国防婦人会、新聞社など、いわば「上から下まで」一体となって市民を動員する形で展開したのであり、それはまさに戦争への国民動員への「予行演習」としての意味をもつものであったのである。

そして最後に、神戸市の排英運動に典型的にみられるように、運動の主人公は市民であり、市民自身が主体的に参加し、排外主義の積極的な担い手と化していったところに深刻な問題が含まれていたのである。その意味で国際化が叫ばれる今日、排英運動のもつ意味を改めて検討してみることは意義のあることであろう。

3 神戸市域における朝鮮人労働

神戸市における朝鮮人強制連行問題 平成五年八月一日の『毎日新聞』は、戦前・戦中に朝鮮から日本に強制連行された朝鮮人六万七千人分の名簿が公開されたことを報じた。これらの人々は昭和十四年七月から

二十年までの間に日本の鉱山や軍需工場などに強制連行され、強制労働につかされた労働者たちで、その総数は一説に約一一三万人に達するといわれている（その内訳は金属鉱山約一二万三千人、石炭鉱山約四九万三千人、

土建約一七万六千人、港湾荷役約三万九千人、工場その他約三〇万四千人。こうした強制連行問題に止まらず、従軍慰安婦問題、浮島丸事件（敗戦直後の昭和二十年八月二十四日、京都府の舞鶴湾で日本海軍の特設輸送船浮島丸が爆発、沈没し、朝鮮人労働者ら約五百五十人が犠牲となった事件）など、いまだ日本と韓国・北朝鮮との間には未解明の問題が残されている。これらの問題の解明を図るためにもまず、それらの問題の事実関係を明確にすることが求められているのである。しかしながら、敗戦時の混乱によって、それらの資料が散逸したり、消滅されたりしたためその実態を解明することは容易ではない。先にみた朝鮮人強制連行の実数さえも確定していない状況である。神戸市に限ってみても、いまだ強制連行された朝鮮人の正確な数さえ明らかになっていない状況である。しかも、神戸市においては史料を欠くため、戦前・戦中に神戸市に在住した朝鮮人の総数さえ一部の年を除いて明らかではない。このような状況に鑑み、ここでは限られた史料をもとに、戦前・戦中の神戸市における朝鮮人労働者の実態を簡単にみておくことに止めざるを得ない。

強制連行以前の神戸

市域の朝鮮人労働

管見の限りで、昭和五年から二十年に至る間の神戸市在住朝鮮人の総数が分かるのは、昭和五年の国勢調査と昭和十七年のものである。前者によれば、その総数は一万九千一二二人であり、おもに林田区、葺合区、灘区、須磨区に集住していた。また、後者では三万三四〇七人となっている（敗戦後の昭和二十二年の朝鮮人在住者は一万四八二七人に減少している）。すなわち、昭和五年と十七年の十二年間に二万一四九五人の増加をみていることになる。ところで、昭和五年八月、神戸市役所社会課は『神戸市在住朝鮮人の現状』を発行し、昭和四年十一月～十二月現在における神戸市在住朝鮮人の実態調査の結果を明らかにしている。以下この調査報告によりながら当時の神戸市における朝鮮人の実態についてみ

てみよう。この調査は神戸市在住朝鮮人一九名に調査員を委嘱し、「市内を十個の行政区に別ち、各調査員の住居に近く、最も通曉せる地域を責任を以て分担し個別的に調査を依頼した」ものである。

まず、神戸市在住の朝鮮人の総数についてみてみると、明治四十三年の韓国併合時の神戸市在住者は二一人に過ぎなかったが、昭和四年には六〇五一人(男四〇三九人、女二〇二人)となり、一九年間に六〇〇〇人余りが増加している。このうち、林田区に二七九六六人(四六%)、葺合区に一七二二人(二八%)が住み、この両区に全体の七〇%余りが集住していた。この両区はいずれも神戸市の東西の工業地帯である。このことは神戸市在住の朝鮮人の多くが労働者であったことを示している。また、これらの朝鮮人の出生地は慶尚南道、慶尚北道、全羅南道がほとんどで、男女ともほぼ八〇%がこの地域の出身者で占められていた。すなわち、神戸市在住朝鮮人は朝鮮半島の南部諸地方の出身者が大半で、なかでも慶尚南道(釜山近郊)の出身者が半数に達していた。これらの人々の渡来は昭和元年以降に急激に増加した。すなわち、大正十四年が一一七人であったものが、昭和元年に四八五人、昭和二年四八九人、昭和三年六〇〇人、昭和四年六四四人へと急増しているのである。その背景には、経済的困窮に加え釜山から神戸までが二四時間を要するのみという地理的な条件と、朝鮮総督府の内地渡航許可条件が「比較的寛大となつた」こともあった。

次に職業についてみると、まず、男子では四〇三九人のうち、職工八一九人(二〇%)、土木労働者六〇九人(一五%)、手伝い五五八人(一五%)、仲仕三二一人(八%)、商人三〇九人(八%)、「人夫」九三人(二%)、その他二二二人(六%)、不明一八六人(五%)のほか、失業者一四五人、無業者七九〇人であった。職工のうち、ゴム職工は二四二人、川崎造船所職工九五五人、鉄工場職工八六人で、製油、印刷、ガスの雑工がこれに

次いだ。また、仲仕、手伝い、「人夫」、土木労働者の力役労働者の合計は一五七二人であり、有業者三〇四人の五〇%を占めていた。また、女子では総数一九九五人のうち、無業者が一八三〇人で全体の九二%が職業についていなかった。有業者中、職工四八人、商人二五人、「人夫」四人、その他六〇人、不明一八人であり、失業者は一〇人であった。このうち、その他に属する婦女子の仕事は「仲居と称する職業婦人」であった。

これらのうち、神戸市内や近郊の工場や店舗に勤める朝鮮人労働者の労働の実態について次にみてみよう。朝鮮人労働者を雇った工場や店舗の代表的なものは、大阪鉄道局鷹取工場（雇用者一三人）、川崎製鋳工場（同一二〇人）、三菱神戸造船所（同一三一人）、川崎造船所（同一三一人）、三菱電機神戸製作所（同一二人）、神戸製鋼所（同一二五人）、ダンロップゴム会社（同一六人）、井上豆糟製造所（同一八人）、川崎車両工場（同一〇人）、兵庫リム工場（同一一人）、光村印刷所（同一二人）、神戸大丸（同一四人）、オリエンタルホテル（同一五人）であり、その職種はほとんど職工や雑役夫であった。労働時間はほぼ八時間から一〇時間が通常であった。日本人と朝鮮人との間には賃金格差があり、例えば神戸製鋼所の平均月収は日本人八三円、朝鮮人六七円であり、川崎車両工場の平均日給は日本人一元九七銭、朝鮮人一元六九銭であった。さらに、この調査ではこれらの神戸在住朝鮮人の渡来理由について生活難、労働目的、金融、勉学の四つを上げている。

以上のように昭和初期の神戸市域における在住朝鮮人は急激な増加傾向をみせており、それは昭和恐慌期の神戸経済の悪化のもとで、失業という新たな社会問題を惹起することになったのである。いづれにしてもこの段階の朝鮮人の神戸市域への渡来は強制という要素は少なく、彼らの意志によって行われたものが中心

であったのである。

強制連行実施後の神戸市域の朝鮮人労働 しかしながら、このような神戸市域における朝鮮人の状況は、昭和十四年七月の内務次官通達「朝鮮人内地移住に関する件」以降、大きく変化することになる。すなわち、この通達によって朝鮮人の日本への強制連行が実施されることになったためである。

当初、朝鮮人強制連行者に対する契約期間は二年間となっていたが、その後その延長が図られ、兵庫県では昭和十九年四月の厚生省勤労局長・内務省警保局長等から地方長官・鉱山監督局長等に通達した「移入朝鮮人労働者の契約期間延長の件」以降、強制連行者に対する契約期間の延長が強制されて行くことになった。しかもそれは官民が一体となって推進されたのである。昭和十九年五月十八日の『神戸新聞』は朝鮮人労働者の「定着指導」に関する社説を掲げたが、それは次のように主張していた。すなわち、軍需生産を飛躍的に増強するためには、労働動員を積極的に進めて行かなければならないが、国内における「労働給源が窮屈」となっており、そのために朝鮮人労働者の動員が「非常に有力なるもの」となっている。しかし、朝鮮における「重要産業もあげて戦力増強のために動員されて」いる状況であり、今後、多数の朝鮮人労働者を日本国内に移入することは困難であるから、契約期間二カ年延長の決定にともない、その定着化を図るべきだといっているのである。

ここにも述べられているように、戦争の勝敗が生産戦の如何にかかってきたのであるが、日本国内では戦時体制のもとで労働力不足が深刻化してきた。そのため、朝鮮人労働者の契約期間の二カ年延長と日本国内への定住化が積極的に図られていくことになったのである。また、昭和十九年六月十三日・十四日の『神戸

新聞』は、朝鮮労働者慰問団と県下二五の主要工場代表者との懇談会の記事を掲載しているが、そこでは朝鮮人労働者受け入れ促進のための方策が検討されている。しかし、このような強制連行による苛酷な労働の強制は朝鮮人労働者の反抗や抵抗を激化させることになった。そのために政府は在日朝鮮人の治安対策と皇民化を図ることを目的に協和会の結成を促進したのである。その結果、兵庫県では強制連行が始まった昭和十四年六月に兵庫県協和会が結成されたが、その後、鉱山を中心に協和会支会が各地に設置されたのであった。

平成二（一九九〇）年八月七日に労働省が発表した「いわゆる朝鮮人徴用者等に関する名簿の調査について」では、昭和二十一年に厚生省の通達にもとづき、県が行った調査では、県下に一二二作業所、一万三四七七人が確認されており、うち徴用Ⅱ六九九五人、「官幹旋」Ⅱ三六九八人、そのどちらかに属するものを含めると一万一七二七人となり、少なく見積ってもこれだけの朝鮮人が強制連行されたことになる。残りの約一七〇〇人にも、事実上強制が働いた可能性もある（全国では計六万六九一四人、うち「官幹旋及び徴用」は四万九一八二人とされている）。神戸市域では、徴用Ⅱ三三九二人、「官幹旋」Ⅱ一二九三人で両者合せて四五八五人、「募集」その他、不明も合計すると四六四五人となっている。この合計の数値を産業別・企業別に分類すると、工場関係は四四九七人、うち三菱重工業Ⅱ一九八四人、川崎重工業Ⅱ一六一九人、神戸製鋼所Ⅱ四一三人などとなっており、三菱重工業はすべて徴用、川崎重工業も、一人を除き徴用と「官幹旋」、神戸製鋼所はすべて徴用であった。その他に神戸船舶荷役株式会社に一四八人がおり、これはすべて徴用であった。これらの他にも北区山田町にあった銅鉱山帝釈鉱山にも数十人の朝鮮人労働者が働いていた。（この箇所は、

朝鮮人強制連行真相調査団編著『朝鮮人強制連行調査の記録』兵庫編 一九九三年刊、所収の資料等を参考にした。同書は、他の史料を総合して、県下に連行された総数は広く一万八三五二人、一三九作業所としている。

また、すでにみたように敗戦時の兵庫県在住の中国人は二一四四人、台湾人は二四〇〇人とされており、その多くは神戸市域に集住していたと思われるが、これらの人々の実態については明らかとなっていない。

4 空襲の激化と敗戦

戦時下の神戸 昭和十二年七月の日中全面戦争への突入、十六年十二月の太平洋戦争の勃発という状況の

市政の動向

もとで、日本は戦時色一色に覆われて行くことになったが、それはまた、地方政治をも戦時体制に巻き込んで行くことになった。ここではこの時期の神戸市政の動向とその特徴を神戸市会動きを中心に見ておこう。

昭和十七年五月の神戸市会で丸岡茂吉議長は、昭和十二年五月二十二日から十七年五月二十日までの市会任期中の市政についての次のような総括を行った。

本市会ハ昭和十二年五月二十二日ノ改選ニヨツテ成立シ今日ニ及ンダ、其間支那事変ノ勃発、本市未曾有ノ水害、更ニ米英ニ対スル宣戦ノ布告等、重大事件相ツイデ起リ、国内情勢ハ極メテ多事、時局日ト共ニ重大トナツタ、カカル情勢下ニ於テ総テ国策ニ順応シ、市当局ト協力シ、戦時下態勢ノ強化ニ邁進スルトトモニ、本市未曾有ノ大水害復興ノ大事業完成ニ精進シ、躍進神戸ノ礎ヲ確立スル等、多事多

端真ニ記念スベキ五ヶ年デアツタ(略)

今期ニ本市会ヲ開クコト九七回、協議会一三回、市長提案単行議案ハ六九六件、予算案は五八九件、総金額六億八三〇〇万円ヲ超エタリ、市長報告二九件、知事諮問一五件、議員提出議案一九件、実行委員会及ビ予算調査委員会ハ四九件ノ多キニ上リ、特ニ神戸港拡築並ビニ内国貿易地帯造成、三部制存続並ビニ之ガ廃止ニ伴フ善後措置、火力発電拡張、市長銓衡、水害復旧、紀元二千六百年記念事業、市内準用河川浚渫、砂防工事促進、市域拡張、水道増設工事、配電統制対策、共葬墓地新設、不良住宅地区改良、防空対策、税制改革関係ノ各種対策等ハ特ニ論議セラレタ重大案件デアツタ(『神戸市会議事録』)

準戦時体制から戦時体制への移行期における神戸市政の「多事多端」の様相が如実に示されているといえよう。

神戸市において翼賛市政会が結成され、市政革新運動が進められるようになるのは、昭和十七年二月以降のことであり、「百万市民総蹶起ニ関スル決議案」が市会で可決され、戦争への百万市民の動員が喧伝されるようになるのは、昭和十九年三月のことである。しかし、市政の動きはまだ市会が一九となった戦時協力色一色というわけでもなかった。こうしたなかで、神戸市会では市政をめぐる政争が繰り返された。その大きな原因となったのが、昭和十六年十二月二十日に任期切れを迎えた勝田銀次郎市長の後任問題であった。このときの市長選では当初、勝田三選が有力とされたが、勝田市長の勇退声明があり、事態は混迷することになった。最終的に市会に設けられた市長候補選考委員会は野田文一郎衆議院議員、中亥歳男市会議員、勝田銀次郎前市長の三人に候補者を絞り、昭和十七年一月八日に市会での選挙が実施されることになった。そ

の過程で、候補者の一本化について協議されたが、野田、中両候補の対立は厳しく、結局、決選投票に持ち込まれた。

そして投票総数六二のうち、野田三一票、中三〇票、無効一票で、激戦の末、野田文一郎が一票差で第九代市長に当選した。しかし、この市長選挙の結果はその後の野田市政の制約条件となり、市会に確固とした支持基盤を持たない野田市長のもとで、戦時下の神戸市政は混乱を深めることになったのである。そしてこうした神戸市会の混乱は『神戸新聞』（昭和十七年二月二十五日）によって次のような厳しい批判を受けることにもなったのである。

無軌道な神戸市会 一部議員の闇取引的言動に翼賛逆行の醜態さらす

市長改選後の神戸市会は野田市長支持派の翼賛市政同盟の結成等一面には永年の対立抗争を脱却して明朗市政を再建せんとする気運に向かひつつあるが、いまだに党派的对立感情にとらはれて末梢的な反動行動をくり返し、市会を紛糾に導く一部議員の執拗な策謀がくり返され、その旧体制よりは依然たるもので、二三日の市会の如きは勝田前市長らの慰労金および電気局の給電事業引継費をめぐる醜悪な闇取引的策謀にごたごたを重ねて本会議を流会の危機におとし入れ、間一髪のところでは議長が散会を宣して流会の醜態をまぬがれた。およそ翼賛市会とは正反対の陋劣な行動は心ある市民の蹙蹙を買っている……市会総改選を目前にひかへて一部議員の大胆不敵な利己的策謀は神戸市会の旧体制ぶりを完全に暴露したもので、百万市民の間に力強く擡頭しつつある市会革新の烽火をますます勢ひづけることとならう

このような市会における反野田派の動きはその後もことあるごとに顕在化し、戦時下の神戸市政の停滞をもたらす大きな原因となっていた。また、こうした市会の混乱は野田市長を辞任に追い込む原因ともなり、昭和十九年七月、任期を半年残して野田市長は辞職したのであった。そしてこのような戦時下の神戸市における市理事者と市会の関係は神戸市の時局対策の遂行上、ネックとなるものであった。その点での問題がもっとも典型的に現れたのが、昭和十七年六月二十日に行われた翼賛選挙の結果であった。すなわち、このときの市会選挙では翼賛市会確立期成会の推薦候補の当選率は六五・六％であったが（定員六四名中、推薦候補の当選者四二名、これは六大都市の最低の当選率であったのである）。

ところで、野田市政が展開した昭和十七年から十九年の時期は決戦非常時局の時代であり、とくに十八年に入ると次第に戦時色が深まってきた。そうしたなかで、神戸市も地方自治本来の行政活動よりも、国家政策の遂行を図るための下部機関（翼賛機関）としての仕事に忙殺されることを余儀なくされた。こうした状況のもとで、野田市政が重点政策として展開したものに大港都建設構想がある。これは東播の明石平野に理想的な新しい都市を造ろうとする構想であった。対象地域は明石郡の神出、押部谷、伊川谷、平野、櫛谷、岩岡の六カ村にまたがる地域であった。そのために、神戸市は昭和十七年五月に市の機構改革を行い、局制を採用して九部二局を設置し、そのなかに港都局を設けた。そして同年六月には大港都建設調査委員会を発足させ、計画区域を東は尼崎から西は加古川までとしたのである。そして十七年九月には市会において市営郊外電車施設計画の承認を受け、同年十一月には、対象地域の明石郡六カ村との間に合併仮調印を結んだのであった。このような野田市長の掲げた大港都建設構想は、それまでの大港都計画が阪神運河建設や東部町村

編入問題に示されるように神戸市の東部を中心においた都市計画であったものを神戸西部の都市計画に転換したものであった。しかしながら、この大港都建設構想は昭和十九年に入り、戦時非常体制が強化されるなかで頓挫をきたした。その原因は政府が十九年三月、決戦非常措置令として町村合併の禁止を全国に指令したことから、市外郊外電車計画が着工できなくなったことにあった。その結果、この大港都建設構想は「幻の計画」に終わることになったのである。また、昭和十九年四月に神戸市会は激しい議論のすえ、神戸市特別不動産資金を特別会計として設けることを承認した。これは一千万円の範囲内で市の事業資金会計や運輸事業その他の会計から必要に応じて出資し、交通事業などに必要な不動産の取得、管理、利用、処分経費に充当しようとするものであった。この特別会計は市会や市参事会に諮ることなく市長に一任されたものであり、神戸市が土地経営を行うことを可能とするものであった。そしてこの特別不動産資金には昭和十九年に五百余万円、二十年に九百万余円が積み立てられた。このように戦時下では実現をみなかったとはいえ大港都建設構想と特別不動産資金の設置は戦後の神戸市の都市計画・開発政策の歴史的な先鞭をつけたものとして注目されるものであった。

戦後体制の整備とその矛盾

戦時体制が深まるなかで、政府はそれを下から支えるものとして町会、部落会、隣組、隣部組織としてつくられることによって、行政の徹底化が図られるとともに、国民の「自発的」協力が得られるこれらの組織をつうじて国民の実生活を直接掌握することが意図されたのである。物資配給、貯蓄・公債の割り当て、回覧板、戦勝祈願、出征兵士歓送、防空演習、廃品や金属回収、常会への出席など、国民の日

常生活はこれらの諸組織を通じて行われた。国民はこれらの行政補助機関を通して戦争に動員されて行くことになったのである。神戸市における公的機関としての町会組織は昭和八年八月公布の兵庫県令に基づいて、昭和九年四月にそれまでの衛生組合とは別組織として町会が設立されたことに始まる（第四節2参照）。こうして発足した神戸市の町会の任務は、「町内各種団体ノ中心トナリ相互連絡及び町村ノ揖睦ニ尽瘁ス」（「神戸市町会規約標準」）ることであるとされていた。しかしながら、神戸市においてはこのような町会の規定にもかかわらず、「事実ハ寧ロ反対ニシテ町会ト他ノ各種団体トハ稍モスレバ相反目スル傾向アリ」（「東京市監査局市政課『大阪市・京都市・名古屋市・神戸市ニ於ケル町会制度』」）といわれる状況が生じていたのである。すなわち、神戸市においては上意下達の行政補助機関としての町会の機能は当初から必ずしも十分機能していたとはいえなかった。そのひとつの例として、昭和十三年から十四年にかけて神戸区加納町二丁目町会で起こった紛議があげられる。

昭和十四年七月二十四日、神戸市役所庶務部長から神戸区長に対し同区加納町二丁目町会からの投書につき調査をして報告するようにとの照会があった。神戸区長は加納町二丁目町会長兼衛生組合長にこれを回付したが、その照会の内容は、①昨昭和十三年七月五日水害当日以降加納町二丁目復興団に受納した各種寄付金その他の受け入れ金額とその収支明細、②厚生省下付金の収支明細、③町民有志の行事にかかるラジオ体操に対する圧迫等の事実の有無、④加納町二丁目町会、衛生組合役員中除名処分がなされた事実の有無と、もし除名処分があった場合はその経過及び氏名等の四点であった。これに対し、加納町二丁目町会長は八月七日、勝田市長と中村神戸区長に宛て、報告書を提出した。この報告書によれば、ことの発端は前年七月五

日の大水害からの復興作業にあった。すなわち、「其ノ被害最モ劇甚」であつた加納町二丁目町会では、滅水後直ちに復興団を組織し、「山ノ如ク堆積シタル土砂ノ取除ケニ着手シタ」のであるが、その過程で「町会ノ一部」から町会指導者に対する不満が噴出し、「僅カノ過誤ヲ捉ヘテ以テ当路者ヲ批難シ而カモ之ヲ執拗ニ攻撃スル」ことが行われたのである。その批難の理由は、「(一)町会役員ノ多数ハ裏通り許リノ復旧ヲ急ギ表(電車通)側ヲ等閑ニセリ、(二)各方面カラノ寄贈品ノ配分カ不公平デアツタ、(三)自分等(反対者側)カ罹災中ノ収容者ニ対シ町会長ヤ副会長カ御礼ニモ行カナカツタ、(四)復旧団ノ飲料ニスル飴湯ノ素ヲ他店ヨリ一本ニ付金二十銭モ高ク態々町会役員中ヨリ購入シ又ハビール等ヲ多量且ツ不必要ニ買入レンテ暴飲シ從ツテ之等ノ供給者タル役員ニ不正ノ利益ヲ与ヘタ、(五)復興団ノ幹部ノ一部分ノミガ不必要ナル慰労宴ヲ催フシタ、(六)厚生省ヨリ不正ニ人夫賃ヲ詐取セリ」というものであつた。こうして「町会ノ一部」は「如斯不徳義且ツ不親切ナル町会、衛生組合役員ハ須ラク排撃スベク吾等ハ吾等自ラガ揃ツテ相互扶援ヲ為スベシ」として、昭和十三年十一月三日に加納式親友会を結成したのである。その結果、親友会と町会役員との対立はますます激しくなつたのであつた。このような町会における両者の反目に対し、「町民中同憂ノ有志両参名」と受け持ち交番の警察官らが仲裁に乗り出し、十一月三十日には一旦妥協がなり、「一応ハ総親和ノ実ヲ挙げ得ルカノ氣運ニ向」かつたのであるが、その後も親友会と町会役員との間は「意思ノ疎通ヲ」欠く状態が続いたのである。こうした親友会の対応に業を煮やした町会側は昭和十四年四月二十八日に役員改選の選挙を実施したのである。激しい選挙運動が展開されたが、結局、親友会は三名の当選者を得たのみであつた。その後も親友会側の役員は町会役員会の招請にもかかわらず役員会へのボイコットを続けた。そこで、役員会で

は町会長名で親友会に属する二人の役員に七月十日付けで役員辞職勧告を発送したのである。さらに、七月十六日には町会評議員会が全員一致で、両役員の免黜を決定し、翌日兩人に通知したのであった。こうして町会役員と親友会との対立は抜き差しならない局面に至ったのである。しかしながら、非常時局下におけるこのような町会の内訌は行政当局のみならず、治安当局にとっても放置できない問題であった。そこで三宮警察署長富久敬元が仲介に乗り出した。その結果、次のような協定が結ばれ、この紛議は決着が図られることになったのである。

加納町式丁目町会内訌解決事項

時局ノ実相ヲ充分認識シ総親和ノ趣旨ヲ体シ挙町一致銃後ノ結束ヲ愈々鞏固ニシ東亜新秩序建設ニ邁進スベキ未曾有ノ転換期ニ際シ町政自治ノ円満遂行ヲ期スル為メ左記事項ヲ厳肅ニ実行スベキ事ヲ誓約ス

記

- 一、町政ノ円満遂行ノ為メ過去ニ於ケル対立的感情ヲ完全ニ一掃シ協力以テ明朗町会ノ出現ヲ期ス
- 二、町会役員補欠選挙ノ施行
- 三、親友会ハ即時解散ス

以上

昭和十四年八月十八日

立会人

三宮警察署長 富久敬元

諒解事項

(以下双方署名捺印略)

- 一、補欠選挙ノ施行ニ際シテハ町会ハ役員ヲ免黜シタル(略)兩名ノ当選ヲ期スベク善処ス
- 二、信仰ニ関スル行為ハ自由トス

- 三、ラジオ体操場ハ一元化シ適當ノ施設ハ町費ヲ以テ負担ス

この仲裁を受けて、加納町二丁目町会役員一同と親友会代表との間に妥協がなり、両者は連名で町会員に對し、「御通知」でこの事情を説明するとともに、九月十五日には市役所庶務部長に「紛議解決セルノ旨」を報告したのであった。

以上のようにこの加納町二丁目町会の紛議は、直接には昭和十三年の大水害の復興をめぐる地域利害の対立が感情的対立にまで発展したものであるが、その前提には衛生組合の活動をめぐる地域利害の対立があった。すなわち、加納町式親友会は会員が多数居住する地域の道路の清掃、小溝の浚えなど衛生組合の仕事を独自に行い、「町費、衛生費ヲ負担スルノ要ナシ」として、約二〇人が町会費の支払いを拒否していたのである。このような町会の二重構造は「非常時局ニ際シ非常対策又ハ非常ノ処置」の実施に直面していた町会にとって大きな障害要因をなすものであった。しかし町会内部にはこのような利害対立を解決する力はなかった。そこで、その解決を警察や役所などに依存せざるを得なかったのである。こうして神戸市においても自治組織としての衛生組合は戦時下という非常時局に直面して地域利害の対立を自ら解決する能力を失い、そこに新たな町会組織による上からの国民統合が入り込む余地があったのである。その意味で、ここにみた



写真 69 学 童 疎 開

加納町二丁目の紛議は自治組織としての衛生組合が上からの行政補助機関としての町会組織に再編される過程におこった矛盾の一つの現れともいえよう。

学童疎開の実施

政府は総力戦としての太平洋戦争の遂行のために全国民を根こそぎ戦争に動員することを図る一方で、「足手まとい」と考えられた国民学校児童を都市から農村へ集団疎開させる学童疎開を推進した。すなわち、昭和十九年六月三十日、政府は「国民学校初等科児童ノ疎開ヲ強度ニ促進スル」方針を閣議決定したが、これを受けて兵庫県では、同年七月八日に内政部長名で神戸市に対し学童疎開先の調査を依頼した。そして神戸市長は国民学校児童の保護者宛に次のような疎開勧奨文を配布したのである。

学童の縁故疎開促進について

学童疎開については、保護者各位におかれても、真剣にお考えになつて居られることと存じますが、戦局の現段階は空襲必至の情勢でありまして、相次ぐ警報下に吾々市民は強力な防空陣を築き、誓つて本市防衛の重責を全うする決意を固めて居る訳であります。

それにはまず、老幼者や必ずしも在神の要なき者が市外に疎開して、防空の備えを万全にすることが肝

要であり、殊に次代の国家を担う学童の生命を空襲の惨禍から救うことは真に緊急事であります。されば、疎開区域以外の地方に親戚や縁故者のある方は、この際進んで学童を疎開させて戴きたいと存じます。(略)

この大御戦を真に勝ち抜くため、学童の疎開に対する深き理解と率先協力する熱意を以て、これを急速に完了して戴くよう、切に要望する次第であります。

昭和十九年七月

神戸市長 野田文一郎

国民学校児童

保護者 各位

こうして昭和十九年七月から九月にかけて、神戸市内の国民学校では、学童疎開に関する保護者会、疎開状況調査、疎開付き添いに関する職員調査、縁故疎開不能者調べ、疎開に関する調査、縁故疎開児童の壮行会、集団疎開児童の身体検査、疎開付き添い教員講習会、集団疎開家庭調査、残留児童の名簿作成、集団疎開者組分け、校長・教頭・訓導らによる疎開先調査、疎開用荷作り・学校への集荷などの作業が精力的に進められ、八月から学童疎開が実施されたのである。学童疎開には縁故疎開と集団疎開の二つがあったが、縁故疎開が先行して実施された。そして神戸市の場合、一万七七〇九人(市会に提案された予算の説明では二万三七〇〇人)の児童の集団疎開が実施されることになったのである。兵庫県内に三六校、九八三一人、岡山県に一五校、五〇三五人、鳥取県に九校、二八四三人であり、合計六〇校、一万七七〇九人の児童が疎開した。宿

舎には寺院、旅館、公会堂、学校、教会、私宅など四六七カ所が当てられた。そして県内への学童疎開は昭和十九年八月二十一日から九月十六日にかけて、県外への学童疎開は十九年九月十日から十月一日にかけてそれぞれ実施されたのである。例えば、西須磨国民学校ではまず、十九年八月に縁故疎開が実施されたが、九月十一日から二十四日の間に四回に分けて岡山県への第一陣集団疎開が行われ、四五九人の児童が疎開した。同校では昭和二十年四月六日現在で、全校児童数七八五人のうち、縁故疎開児童数二七五人（全校児童総数の三五％）、集団疎開児童数三五二人（同四五％）、残留児童数一五八人（同二〇％）であり、ほぼ八割の児童が疎開した。また、空襲が激化した昭和二十年四月十三日には第二陣集団疎開が実施され、一六一人の児童が岡山県に疎開し、五月二十九日には第三陣一五一人が同じく岡山県に集団疎開したのである（疎開児童数が合わないのはこの間に集団疎開よりの帰着者があるため）。また、下山手国民学校では、昭和十九年八月二十六日には第一陣の集団疎開が実施され、八七人の児童が兵庫県加西郡北条町（現北条市）に疎開した。そして九月二日には第二陣七二人が兵庫県加古郡天満村（現稲美町）に、八一人が印南郡上荘村（現加古川市）に集団疎開したのである。

一方、神戸市ではこのような学童疎開実施のための予算七九七万八千円が昭和十九年八月十二日の臨時市会に提案された。神戸市当局の説明によれば、政府の指示により国民学校初等科三〇六年の学童中、二万三七〇〇人の集団疎開を実施するため、兵庫、鳥取、岡山の三県下二三七カ所に、一カ所一〇〇人ずつとして疎開所分教場を開設するための予算措置であった。その財源は国庫補助などの県の支出金五一万二千五百円、保護者負担金一八〇万一千円、神戸市の負担金一〇万五千二百円というものであった。しかし既にみたように

この予算ではその後の神戸市における集団疎開の展開からしても不十分なものであった。そこで翌二十年二月二十六日の市会で、野田市長は、引き続き学童集団疎開を実施するための経費として一一六万二千円の新規予算を提案し、市会はこれを承認したのである。

以上みてきたように戦局が急激に変化し、アメリカ軍による空襲が激しさを加えるなかで政府は銃後体制を固める一環として、「足手まとい」となる児童の集団疎開を全国の都市に指令した。国際的港都として幾多の軍需工場を抱え、アメリカ軍の空襲の恐れがあった神戸市では学童疎開が「異常なまでの早さ」で実施された。その結果、国民学校児童は親元を離れ、「空腹と寒さ」、「ノミとシラミ」に悩まされるつらい疎開生活を余儀なくされることになった。また、児童を送り出した保護者も月一〇円の負担金を負わなくてはならず、家庭の経済的負担も大きいものであった。市としても「集団疎開児童ニ対スル父兄ノ負担金ハ弊害ヲ生ゼザル様嚴重ニ監督指導」せざるをえない状況が生じていたのである。

こうしたなかで、政府は昭和二十年三月九日に、「学童疎開強化要綱」を閣議決定し、国民学校三年から六年の児童は全員を疎開させ、一〇二年の児童も極力疎開させるなど、学童疎開政策をより強力に推し進めることにしたが、それはまた、他方で学校での防空訓練、勤労奉仕などの強制とともに、学校教育の崩壊をもたらす一因ともなっていたのである。

神戸空襲 と敗戦

昭和十九年七月にサイパン島を攻略し、九月にはグアム、テニアン両島の日本軍を全滅させたアメリカ軍は、B 29 爆撃機の前進基地をマリアナ諸島に進めるとともに日本本土の空襲を開始した。すでに昭和十七年四月十八日に米空母ホーネットから発進したドゥリットル指揮下の B 25 爆撃機によ

って東京、川崎、横須賀、名古屋、四日市、神戸の諸都市が空襲を受けていたが、本格的なアメリカ軍による日本本土の空襲は、昭和十九年十一月二十四日のB 29八〇機による東京、名古屋、大阪の空襲以降のことであった。

こうしたなかでアメリカ軍による神戸空襲の準備が進められ、昭和十九年十二月十五日、B 29一機が神戸上空に飛来し、工場地帯の空中写真を撮り、十二月十八日にもB 29六〇七機が神戸上空に侵入して兵庫県下の偵察を行った。そして翌二十年一月三日にB 29一機が神戸市を初空襲した。この日の空襲はマリアナ基地を飛び立ったB 29九〇機のうち、主力が名古屋を攻撃し、その一部が大阪、神戸を空襲したものである。これまでの研究によれば、神戸市域に対するアメリカ軍の空襲は、昭和十七年四月十八日のいわゆる「ドゥリットル空襲」以降、昭和二十年八月十五日の敗戦までに、合計八三日、一二八回行われたとされているが、三回を除いてすべてが昭和二十年一月三日から八月十五日の間に実施された。一カ月当たりの空襲回数では二十年二月と七月がいずれも二七回で最多であったが、このうち、二月四日、三月十七日、五月十一日、六月五日の四回の空襲が神戸市にとって大きな意味をもつものであった。すなわち、二月四日の神戸空襲は、アメリカ軍の空襲がそれまでの軍事施設や軍需工業の精密爆撃から焼夷弾による市街地の無差別絨毯爆撃へと方法を転換するための「テスト空襲」の意味をもっていたのである。神戸がこのような「最初の火攻め目標都市」に選ばれたのは、海と山との間が狭く、東西に長く伸びた斜面の街という地形的な特徴をもっており、空襲の効果が大きいと考えられたことと、三菱造船所、川崎造船所などの軍需工場やその関連会社が集中しているうえに、国際貿易港として軍需輸送の中心地であり、戦時経済で大きな役割を果たしていると

いう経済的要因によるものであった。この日の空襲は潮岬から侵入したB 29 一二九機のうち、主力の八五機が神戸市を空襲し、二時間余りのうちに、爆弾五〇個、焼夷弾三六九六個を投下し、兵庫区の工場地帯と民家を爆撃し、川崎、三菱の両造船所に打撃を与えたとともに、民家一八〇〇戸以上を消失させたのである。その結果、二六人が死亡し、五八〇〇人が罹災した。兵庫県商工経済会防衛団が作成した『防衛日誌』は、この空襲による神戸市内の被害について次のように記録している。

猶諸情報、目撃者ノ談ヲ綜合スレバ本日ノ当市方面ニ於ケル空爆被害個所ト思ハルモノ左ノ如シ（十六時三十分現在）

一、兵庫区管内

兵庫第一突堤ノ倉庫（焼夷弾）一棟半焼、川崎製鋼鑄型工場、今出在家町、関戸町、明石ノ石原造船所（炎上中）、大開通（兵庫電話局炎上中）、中央市場、鐘紡本社前（寄宿舎倉庫へ焼夷弾）、和田崎通、三菱造船青年学校木造建物（爆弾）、道場国民学校へ焼夷弾、同鐘紡青年学校

二、林田区管内

梅ヶ香町二丁目（延焼中）、東尻池町二、三、四丁目（焼夷弾）、林田郵便局（火災）、同東尻池六丁目二三戸全焼、重傷一人、金平町、切戸町、笠松町、小松通一、二、三丁目、片山町（焼夷弾）、吉田町一丁目電線

三、長田区管内

五番丁五丁目 焼夷弾、金楽寺附近全焼、御蔵、菅原通附近ハ既ニ消火

四、須磨区管内

妙法寺国民学校、同変電所東側

五、小野浜海上ニ焼夷弾數十発、中突堤同一発、第四突堤（住友倉庫^(マ)？）ニ焼夷弾若干、其ノ他 東川崎防空小区ニ焼夷弾数発

六、湊区 被害ナシ

七、猶、敵機ハ約八十数キニシテ七―八梯団ニテ侵入

※敵ノ一機ハ林田区蔵王寺鼎二高女山側ニ撃墜セラレ、盛ニ炎上中（后五時頃）

〔欄外註〕※二月五日調査ノ結果、右ハ別記丸山公園附近ニテ損害ノアリタル友軍機タリト判明セリ

味方損害 丸山公園附近ニ一機、原田附近ニ一機 計二機（但シ原田附近トハ寧ロ葺合方面ノ海中ニ非ズヤト

思ヘル）

八、以上大略ヲ福本（義亮）理事長ニ報告スミ

しかしながら、三月十六日までの神戸市の空襲はまだ、局部的なものに止まっていたのであり、三月十七日以降の空襲で無差別市街地爆撃が本格化した。すなわち、三月十七日未明のB 29六九機による夜間空襲では、油脂エレクトロン焼夷弾三万三九五二個が投下され、兵庫区、林田区、葺合区を中心とする神戸市の西半分が壊滅し、被害は死者二七〇〇余人、重軽傷者六二〇〇余人、全焼全壊家屋六万八〇〇〇余戸、延焼半壊約六〇〇〇戸に達し、二三万六二〇六人が罹災したのである。また、五月十一日の空襲では東灘区青木の川西航空機甲南製作所を目標として一トン爆弾が投下され、東部の灘区と東灘区（当時の武庫郡御影町、魚崎町、

住吉村、本庄村、本山村）が攻撃された。さらに、六月五日の空襲は三月十七日と五月十一日の空襲をはるかに上回る大規模なものであった。B 29 三五〇機によって大量の焼夷弾と中小型爆弾が西は垂水区から東は西宮までの広範囲に投下され、それまでの空襲で残っていた神戸市の東半分が焦土と化したのである。この空襲での死者は三四五三人、重軽傷者は六〇〇〇人に達した。こうして三月十七日、五月十一日、六月五日の三回の大空襲によってほぼ神戸市域は灰燼に帰してしまったのである。現在までに判明しているところでは、神戸空襲による現在の神戸市域の被害は、罹災者総数五万八千五百八十八人、死者七千四百九十一人、重軽傷者一万七〇一四人、被災戸数一万四千九百九十一戸とされているが、この数字は確定したものでなく、実際はこれを上回る膨大な損失であったことは推測するに難くない。また、神戸市の人口千人当たりの戦争被害率（死傷者の割合）は四七・四人であり、東京の四二・九人、横浜の二四・一人（『日本の空襲』六近畿）を抜いて、五大都市（東京、大阪、名古屋、横浜、神戸）で最高を示したのである。そしてアメリカ軍による神戸空襲は昭和二十年八月十五日の敗戦のその日まで続けられたのであった。

ところで、昭和二十年に入ってからこのようなアメリカ軍による度重なる神戸空襲は、軍部の精神主義による戦意高揚宣伝にもかかわらず、客観的には神戸市民に物理的にも精神的にも日本の敗北を実感せしめるに足るものであった。しかし、現実には神戸市民の主観的な戦争認識がそうであったかは疑問である。焼夷弾に迫られ、破壊された市街を劫火のなかに逃げ惑い、幾多の戦争犠牲者の悲惨な姿を実見した神戸市民のどれだけが「八・一五の敗戦」を予感できたのであろうか。神戸市で出版されている空襲体験の記録のなかにも空襲の悲惨さについての記述はあっても、この点についての言及はほとんど無いのである。このことは次の

ような問題とも共通している。すなわち、昭和二十年八月十四日の『神戸新聞』は一面のトップに「水上機母艦を撃沈 我が潜水部隊、沖縄で」、「艦船四隻撃沈破 わが潜水部隊、沖縄で殊勲」という記事を掲げたが、翌八月十五日の同紙は同じく一面のトップで、「帝国再建に未曾有の聖断・忝き大詔を拝す」、「四国宣言を受諾 皇国不滅に配慮」とする記事を掲げ、ポツダム宣言受諾による戦争の終結を報じた。果たしてどれだけの神戸市民がこの二日間の『神戸新聞』の記事のギャップを整合的に理解できたことであろうか。ただ、管見の史料のなかで日本の敗戦を客観的に予測していると思われるものもないわけではない。そのひとつは昭和二十年三月六日の神戸市会において二十年度の市予算案を審議した際の次のような野田市長の発言である。

委員長カラオ話ニナリマシタ通り時局ハ洵ニ急デアリマシテ、此国家存亡ノ岐ルル今日、此大予算ガ議セラレタノデアリマスガ、ソレニ付キマシテモ更ニ感慨無量ナキヲ得マセヌコトハ、之ガ平時ニ於テ一億三千万ト云フ予算ヲ当市ニ於テ成立スルノデアリマスレバ、幾多ノ市ノ発展事業ニ投セラレルノデアリマシテ、洵ニ意義ガアリマスルケレドモ、実ハ今日ノ予算ハ戦時予算デアリ、而モソレハ大部分ガ防空デアリマス

積極的ニ日本ガ攻勢ヲ執ツテ居ツテ働キカケル為ノ戦力増強ノ金ナラバ、洵ニ愉快デアリマスルケレドモ、我々ハ穴ヲ掘リ、退避壕ヲ掘リ、水ヲ貯メルト云フ様ナ防空ノ事ノミニ専念ヲシテ此大予算ヲ使ハナケレバナラヌノデアリマス、翻ツテ敵ハドウデアアルカト考ヘルト、アノ大金持ノ「アメリカ」ハ斯ウ云フ予算ハ要ラズシテ、積極的ニ日本ヲ攻メル資金ノミノ予算ヲ計上シテ居ルデアラウト思ヒマシテ彼ト我トノ地

位ヲ比較シテミマシテ、国貧シキ我が国ハ斯カル立場ニ於テ諸君ト共ニ努力ヲ致サナケレバナラスト云フコトニ対シテ、一種ノ感慨ナキヲ得マセヌノデアリマス

併シ乍ラ何ト申シマシテモ今日ハ毎日我等ノ頭上ニハ敵機ガ迫ツテ居ルノデアリマス、正ニ本土モ戦場ナリト云フコトハ名前ト実トガ実ニ完全ニ一致シテ参ツタノデアリマス、殊ニ昨晚ノ如キハ中部軍ノ情報ニハ神戸ノ上空ニ飛行機ガ来タト云フコトハナカツタ様ニ私ハ思ヒマスルガ、敵機ガ二機位ハ来タラシイノデアリマシテ、今後益々頻繁ニナツテ参リマスルト、恐ラクハ「ラデオ」ノ情報ヲ聴イテ居ツテモマダ安心ガナラスト云フコトガ更ニ繰返サレルノデハナカラウカト思ヒマス（『神戸市会議事録』）

もとより、この発言は二十年度予算に市会の賛同を得、市会議員と市理事者が一丸となつて国難に殉じることの必要を強調したものであるが、戦時下の大都市の市長としては、異例なほどに率直に戦争の実態について客観的に述べたものといえるだろう。ともあれ満州事変以来一五年にわたる戦争は日本の敗戦によつて終結し、神戸市民は廃虚のなかで八月十五日を迎えたのであった。